

2019年9月

## 『2019年 原子力規制関係法令集』の訂正につきまして

本書第I巻第二編 145ページ「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び 2,549ページ「電気事業法〔抄〕」におきまして、平成29年法律第15号による改正の施行期日に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させて頂きます。

## ○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

改正

昭和三十二年六月十六日  
法律第一百六十六号

目次

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔二条〕

一四六

### (第六十一条の二十三の二—第一)

### 六十一条の二十三の二十二)

### 第七章 雜則(第六十二条—第七十六条)

### 第八章 罰則(第七十七条—第八十四条)

### 第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第八十五条—第八十九条)

### 附則

注

目次は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### 目次

### 第一章 総則(第一条・第二条)

### 第二章 製錬の事業に関する規制(第三条—第十二条の七)

### 第三章 加工の事業に関する規制(第十一条—第十二条の九)

### 第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制(第十三条—第十四条の三)

### 第五章 原子炉の設置、運転等に関する規制(第十五条—第十六条の三)

### 第六章 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制(第十七条—第十八条の二)

### 第七章 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制(第十九条—第二十条の二)

### 第八章 三の五—第四十三条の三の三十五)

### 第五章 貯蔵の事業に関する規制(第四節)

### 十三条の四—第四十三条の二十

八)

### 第六章 再処理の事業に関する規制(第四十四条—第五十一条)

### 第七章 廃棄の事業に関する規制等(第五十二条の二—第五十五条)

### 第一節 廃棄の事業に関する規制(第五十二条の二—第五十五条)

### 第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制(第五十二条の二十七—第五十五条の三十四)

### 第三節 指定保険措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第四節 指定情報処理機関(第六十一条の十一—第六十二条の二十二)

### 第五節 指定保障措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第六節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第七節 指定保険措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第八節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第九節 指定保険措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十一節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十二節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十三節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十四節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十五節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十六節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十七節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

### 第十八節 指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

所の外へ放出されることその他の核原料物

### 第一章 総則(目的)

### 第二章 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制等(第五十一条—第六十二条の二)

この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのつと利用が平和的目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業

る規制(第六十一条の三—第六十二条の九の四)

指定情報処理機関(第六十一条の十一—第六十二条の二十二)

指定保険措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

指定保険措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

指定情報処理機関(第六十一条の二十三の二—第六十二条の二十一)

所の外へ放出されることその他の核原料物

質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子弹力をいう。
- 2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。
- 3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。
- 4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。
- 5 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究

開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいいう。

6 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム(プルトニウム二三八)の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く)、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

7 この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製鍊施設、第十三条第二項第二号に規定する加工施設、第二十一条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設及び同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設並びに第五十三条第二号に規定する使用施設等をいう。

8 この法律において「製鍊」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

10 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂させた核燃料物質(以下「使用済燃料」という)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

11 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「保障措置協定」という)その他日本国政府と一の外国政府(国際機関を含む)との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政

注 第七項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行



ようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするとときは、この限りでない。

注

第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「又は第三号」を、「第三号又は第五号」に改める。

2

製鍊事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

(事業開始等の届出)

第七条 製鍊事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれ

の日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

第八条 製鍊事業者である法人の合併の場合

第二編

○条

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔七条一一

(製鍊事業者である法人と製鍊事業者でない法人が合併する場合において、製鍊事業者である法人が存続するときを除く) 又は分割の場合(当該許可に係る製鍊の事業の全部を承継させる場合に限る)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により製鍊の事業の全部を承継した法人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 第四条第一号及び第五条の規定は、前項の認可に準用する。

注

第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

(相続)

第九条 製鍊事業者について相続があつたときは、相続人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製鍊事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第十条 原子力規制委員会は、製鍊事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を休止せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第十一条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して

製鍊の事業を廃止したとき。

九 第十二条の六第二項の規定に違反した

とき。

十 第五十八条第一項の規定による命令に違反し、又

は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条第二項の規定に違反し、又

は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十二条の二第一項又は第二項の

条件に違反したとき。

（記録）

第十一條の二 製鍊事業者は、製鍊施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のため講ずべき措置等

規則で定めるところにより、製鍊の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定めるべき事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。（特定核燃料物質の防護のため講ずべき措置等）

注 第一項は、平成二九年四月法律第二五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「事業開始」を「製鍊施設の設置の工事

料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならぬ。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、製鍊事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を命ずることができる。（保安規定）

注 第二項は、平成二五年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するときは、前項の認可をしてはならない。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないのを「次の各号のいずれかに該当する」に改め、次の各号を加える。

一 第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

第十二条 製鍊事業者は、核燃料物質に係る製鍊の事業を行う場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 製鍊事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委

員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行なうことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

五 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七項は、平成二十九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

とするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるとときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

5 製鍊事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行なう検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

5 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを解受けなければならない。これを変更しよう

提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 第五十八項は、平成二十九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### 第十二条の三 製鍊事業者

第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 製鍊事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときは、同様とする。

（核物質防護管理者の義務等）

第十二条の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製鍊施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保する

ためにする指示に従わなければならない。

（核物質防護管理者の解任命令）

第十二条の五 原子力規制委員会は、核物質

防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

（廃止措置実施方針）

第十二条の五の二 製錬事業者は、その事業を開始しようとするときは、製錬施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める製錬の事業の廃止に伴う措置

（以下この章において「廃止措置」といふ。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 製錬事業者は、廃止措置実施方針の変更

をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4

前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）

第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

4 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止

措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

5 製錬事業者は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃

止措置計画（第三項又は前項の規定による措置を命ぜたもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。

7 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ぜることができる。

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

9 製錬事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等に伴う措置）

第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等（第十条の規定により指定を取



## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔一五条〕

### 一五四

**第十四条** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をすることはならない。

一 重大事故（核燃料物質が臨界状態になるとその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二条の七の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

**注** 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（許可の欠格条項）

**第十五条** 次の各号のいずれかに該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことのなくなった後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

**第十六条** 第十三条规定の許可を受けた者（以下「加工事業者」という。）は、同条第二項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

**注** 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「、第五号又は第六号」を「又は第五号から第七号まで」に改める。

2 加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

**第十六条の二** 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 加工事業者は、前項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会

の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

### 3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 加工施設に関する設計及び工事の方法が第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

### 二 加工施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。  
四 加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法が第二項第一号において「設計及び工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事をしてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していない。

て三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### (設計及び工事の計画の認可)

### 第十六条の二 加工施設の設置又は変更の工事(核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事をしてするときは、この限りでない。

2 加工施設が第十六条の四の技術上の基準に適合するものであること。

3 加工事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

### (使用前検査)

第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設の工事(次条第一項に規定する加工施設で

ると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 その設計及び工事の計画が第十六条の二の規定により届け出たところによるものであることを認めたときには、前二項の認可をしなければならない。

あつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び工事の計画（同規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が第十六条の四の二の技術上の基準に適合するものであること。

**注 第一六条の三は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**

（使用前事業者検査等）

第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置

又は変更の工事をする加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第二十二条第一項において「使用前事業者検査」とい

う。）においては、その加工施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同規定による変更をしたものと含む。）に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により加工施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

**注 第一六条の四是、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**

（溶接の方法及び検査）

第十六条の四 六ふつ化ウランの加熱容器その他の原子力規制委員会規則で定める加工

施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、検査を受け、これに合格した後でなければ、

加工事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 加工事業者は、これを使用してはならない。

### (加工施設の性能の維持)

**第十六条の四の二** 加工事業者は、加工施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその加工施設を維持しなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

注 第十六条の四是、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定期事業者検査

見出し中「の性能」を削り、同条中「加工施設の性能が」を「加工施設を」に改め、「その加工施設を」を削り、同条を第十六条の四とする。

### (施設定期検査)

**第十六条の五** 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

前項の検査は、その加工施設の性能が前項の基準に適合しているかどうかについて行う。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二十六条）

### (合併及び分割)

**第十八条** 加工事業者である法人の合併の場合（加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る加工の事業の全部を承継する場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により加工の事業の全部を承継した法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一号及び第二号並びに第五十三条の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定期事業者検査

3 加工事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（事業開始等の届出）

**第十七条** 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

### (合併及び分割)

**第十八条** 加工事業者である法人の合併の場合（加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る加工の事業の全部を承継する場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により加工の事業の全部を承継した法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一号及び第二号並びに第五十三条の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定期事業者検査

号」に改める。

（相続）

**第十九条** 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その

旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。第十二条の二第三項の規定による命令（許可の取消し等）

第二十条 原子力規制委員会は、加工事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ぜることができる。  
一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。  
二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでいたとき。  
三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。  
四 第二十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。  
五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。  
六 第二十二条の六第一項の規定に違反したとき。

七 第二十二条の六第三項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令（第十二条の二第四項の規定に違反したとき）。

八 第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第二十二条の七第一項の規定に違反したとき。

十 第二十二条の七第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。

十二 第二十二条の八第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第一項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条

第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。  
(記録)

第二十一条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。  
(保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置)

第二十二条の二 加工事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

一 加工施設の保全  
二 加工設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条において同じ。）

注

第三号は、平成二十九年四月法律第一五号に  
より改正され、公布の日から起算して三年  
を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行

「次条」を「次条第一項」に改める。

2

加工事業者は、加工施設を設置した工場  
又は事業所において特定核燃料物質を取り  
扱う場合で政令で定める場合には、原子力  
規制委員会規則で定めるところにより、防  
護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第二十一条の三

原子力規制委員会は、加工  
施設の位置、構造若しくは設備が第十四条  
第三号の基準に適合していないと認めるとき、  
加工施設の性能が第十六条の四の二の  
技術上の基準に適合していないと認めるとき、  
又は加工施設の保全若しくは加工設備  
の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料  
物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若  
しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規  
定に基づく原子力規制委員会規則の規定に  
違反していると認めるときは、その加工事  
業者に対し、当該加工施設の使用の停止、  
改造、修理又は移転、加工設備の操作の方  
法の指定その他保安のために必要な措置を  
命ずることができる。

を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行

次の各号を加える。

一 第十三条第一項若しくは第十六条第二項  
の許可を受けたところ又は同条第

二 項の規定により届け出たところによ  
るものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分  
でないものであること。

二 項の規定により届け出たところによ  
るものでないこと。

二 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料  
物質による災害の防止上十分でないと認め  
るとときは、前項の認可をしてはならない。

三 原子力規制委員会は、核燃料物質による  
災害の防止のため必要があると認めるとき  
は、加工事業者に対し、保安規定の変更を  
命ずることができる。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定  
を守らなければならない。

5 加工事業者は、原子力規制委員会規則で  
定めるところにより、前項の規定の遵守の  
状況について、原子力規制委員会が定期に  
行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定  
は、前項の検査について準用する。この場  
合において、同条第六項中「前項」とある  
のは、「第二十二条第五項」と読み替える  
ものとする。

「保安教育」の下に、「使用前事業者検  
査及び定期事業者検査」を加え、「事業開  
始」を「加工施設の設置の工事に着手す  
る」に改め、同条第二項中「核燃料物質に  
よる災害の防止上十分でない」を「次の各  
号のいずれかに該当する」に改め、同項に  
注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号に  
より改正され、公布の日から起算して三年  
を超えない範囲内において政令で定め

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号に  
より改正され、公布の日から起算して三年  
を超えない範囲内において政令で定め

第二編

三・二二条】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔二二条の

一五九

る日から施行

(核燃料取扱主任者)

第二十二条の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核燃料取扱主任者免状)

第二十二条の三 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、核燃料取扱主任者免状を交付する。

一 原子力規制委員会の行う核燃料取扱主任者試験に合格した者  
二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに関し、原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に對しては、核燃料取扱主任者試験を有すると認める者

前項に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有する者

原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対する指示に従

任者免状の交付を行わないことができる。

一次項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その核燃料取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

四 第一項第一号の核燃料取扱主任者試験の課目、受験手続その他核燃料取扱主任者試験の実施細目並びに核燃料取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

(核燃料取扱主任者の義務等)

第二十二条の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従わなければならない。

(核燃料取扱主任者の解任命令)

第二十二条の五 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者がこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、加工事業者に対し、核燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

(核物質防護規定)

第二十二条の六 加工事業者は、第二十二条の第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは「第二十二条の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号に改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 第十二条の二第一項から第四項までの

規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二条の六第一項」と、同条第三項及び第四項中「製鍊事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

**第二十二条の七 加工事業者は、第二十一条の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。**

**2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製鍊事業者」とあるのは「加工事業者」と、「製鍊施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。**

(加工施設の安全性の向上のための評価)

**第二十二条の七の一 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ご**

とに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について

調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

1 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のため、次に掲げる措置を講じた場合における該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項。

イ 第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

注 第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

「第十六条の二第三項第二号」を「第十六条の四」に改める。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

七・二二条の七の二)

安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

2 前号イ及びロに掲げる措置を講じたに

もかかわらず、重大事故の発生に至る可

能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 加工事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の

により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六条の二第三項第二号」を「第十六条の四」に改める。

口 保安の確保のための人員の増強、保

「第十三条の二」を「第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

結果等を公表するものとする。

（廃止措置実施方針）

第二十二条の七の三 加工事業者は、その事業を開始しようとするときは、加工施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める加工の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」といふ。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならない。

い。  
3 加工事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。  
（事業の廃止に伴う措置）  
第二十二条の八 加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じ

なければならない。

2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十二条の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは、「第二十二条の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは、「第二十二条の八第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは、「第二十二条の八第二項」と、同条第十九項中「第三条第一項の指定」とあるのは、「第十三条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第二十二条の九 加工事業者が第二十条の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十条の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときには、旧加工事業者等（第二十条の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工

第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十六条の四の二、第十六条の五、第二十一条から第二十二条の二まで及び第二十二条の四から第二十二条の七の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第五項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第五号に超り改正され、公布の日から起算して三年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行。

「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に改める。

2 旧加工事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならぬ。  
4 第一項の規定により加工事業者とみなさ

れた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）には、第十六条の四の二、第十五条の五及び第二十二条の七の二の規定は、適用しない。

**注** 第四项は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に改める。

第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十二条の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは、「第二十二条の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは、「第二十二条の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

**第四章 原子炉の設置、運転等に関する規定**

**第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規定**  
(設置の許可)

**第二十三条 発電用原子炉以外の原子炉**（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置する場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）には、第十六条の四の二、第十五条の五及び第二十二条の七の二の規定は、適用しない。

**第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律**（二三三条・二）

置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基數

四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに試験研究用等原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）

五 試験研究用等原子炉及びその附属施設（以下「試験研究用等原子炉施設」といいう。）の位置、構造及び設備

六 試験研究用等原子炉施設の工事計画

七 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

**注** 第九号は、平成二十九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

一 船舶の名称  
二 前条第二項第一号から第三号まで、第

五号及び第八号に掲げる事項

**注** 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(**外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可**)

第233条の二 試験研究用等原子炉を設置した船舶（以下「原子力船」という。）

日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が（前条第一項の許可を受けた者（以下「試験研究用等原子炉設置者」という。）を除く。）が所有するもの（軍艦を除く。以下「**外国原子力船**」といふ。）を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めることにより、当該外国原子力船の立入りに伴い試験研究用等原子炉を本邦内において保持することについて、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 船舶の名称  
二 前条第二項第一号から第三号まで、第

五号及び第八号に掲げる事項

**注** 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔二四条〕

一六四

（許可の欠格条項）  
から施行  
を超えない範囲内において政令で定める日

「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改める。

（許可の基準）

第二十四条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 試験研究用等原子炉が平和的目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的・能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

三 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による灾害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（注）第四号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改める。

（注）第二十三条第二項第九号の体制が原

合するものであること。

（許可の欠格条項）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項又は第二十三条第二項第一号に規定する基準の適用につ

いて、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。

第三十四条の二 原子力規制委員会は、第二十三条の二第一項の許可があつた場合においては、その申請が前条第一項第一号、第二号（試験研究用等原子炉の運転に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる事項に適合していると認めるときでなけれ

ば、第二十三条の二第一項の許可をしてはならない。

（注）第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改める。

2 前条第二項の規定は、第二十三条の二第一項の許可に準用する。

（注）第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行

「又は第八号」を「、第八号又は第九  
号」に改める。

2 試験研究用等原子炉設置者は、第三十二

条第一項に規定する場合を除き、第二十三  
条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げ  
る事項を変更したときは、変更の日から三  
十日以内に、その旨を原子力規制委員会に  
届け出なければならない。同項第四号に掲  
げる事項のうち工場又は事業所の名称のみ  
を変更したときも、同様とする。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場  
合において、その船舶について船舶法（明  
治三十二年法律第四十六号）第五条第一項

の登録がなされたときは、試験研究用等原  
子炉設置者は、登録の日から三十日以内  
に、その船舶の名称を、原子力規制委員会  
に届け出なければならない。その名称を変  
更したときも、同様とする。

4 第二十四条の規定は、第一項の許可に準  
用する。

第二十六条の二

第二十三条の二第一項の許  
可を受けた者（以下「外国原子力船運航  
者」という。）は、同条第二項第二号に掲  
げる事項（次項の規定の適用を受けるもの  
を除く。）を本邦内において変更しようと  
するとき、又は本邦外においてこれらの事

項を変更した後外国原子力船を本邦の水域  
に立ち入らせようとするときは、その変更  
又は変更に係る試験研究用等原子炉の本邦  
内における保持について、政令で定めると  
ころにより、原子力規制委員会の許可を受  
けなければならない。

2 外国原子力船運航者は、本邦内において  
第二十三条の二第二項第一号に掲げる事項  
又は同項第二号に掲げる事項のうち第二十  
三条第二項第一号に係るもののみを変更し  
たときは、遅滞なく、その旨を原子力規制  
委員会に届け出なければならない。本邦外  
においてこれらの事項のみを変更した後外  
国原子力船を本邦の水域に立ち入らせたと  
きも、同様とする。

3 第二十四条の二の規定は、第一項の許可  
（設計及び工事の方法の認可）  
に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

3 第二十四条の二の規定は、第一項の許可  
（設計及び工事の方法の認可）  
に準用する。

更する場合における当該試験研究用等原子  
炉施設についても、同様とする。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の認  
可を受けた試験研究用等原子炉施設に関す  
る設計及び工事の方法を変更しようとする  
ときは、原子力規制委員会規則で定めると  
ころにより、原子力規制委員会の認可を受  
けなければならない。ただし、その変更が  
原子力規制委員会規則で定める軽微なもの  
であるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申  
請が次の各号のいずれにも適合していると  
認めるときは、前二項の認可をしなければ  
ならない。

一 試験研究用等原子炉施設に関する設計  
及び工事の方法が第二十三条第一項若し  
くは第二十六条第一項の許可を受けたと  
ころ又は同条第二項の規定により届け出  
たところによるものであること。  
二 試験研究用等原子炉施設に関する設計  
及び工事の方法が原子力規制委員会規則  
で定める技術上の基準に適合するもので  
あること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理  
の方法及びその検査のための組織が原子  
力規制委員会規則で定める技術上の基準  
に適合するものであること。  
試験研究用等原子炉設置者は、第一項の認  
可を受けた試験研究用等原子炉施設に關す  
る設計及び工事の方法を変更しようとする  
ときは、前二項の規定により届け出たと  
ころ又は同条第二項の規定により届け出  
たところによるものであること。

認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

**注 第二七条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。**

#### 第二十七條 試験研究用等原子炉施設の設

（設計及び工事の計画の認可）

試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。  
二 試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合するものであること。

4 試験研究用等原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。  
5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める

#### 第二十八條 試験研究用等原子炉設置者

（使用前検査）

軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、試験研究用等原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が第二十八条の三の技術上の基準に適合するものであること。

注 第二十八条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### （使用前事業者検査等）

**第二十八条** 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする試験研究用等原子炉施設について検査を行なわなければならない。

2 前項の検査（次項及び第三十七条第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その試験研究用等原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む。）に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により試験研究用等原子炉施設が前

項各号のいずれにも適合していることに

ついて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その試験研究用等原子炉

施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

### （溶接の方法及び検査）

**第二十八条の二** 試験研究用等原子炉に係る

原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、試験研究用等原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第二十八条の二は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### （試験研究用等原子炉施設の性能の維持）

**第二十八条の三** 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう、その試験研究用等原子炉施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

1 前項の認可を受けた方法に従つて行わ

れるること。

五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

見出し中「の性能」を削り、同条中「試験研究用等原子炉施設の性能が」を「試験研究用等原子炉施設を」に改め、「その試験研究用等原子炉施設を」を削り、同条を第二十八条の二とする。

（施設定期検査）

第二十九条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

前項の検査は、その試験研究用等原子炉設置の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。  
注 第二十九条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（定期事業者検査）

第二十九条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る試験研究用等原子炉（政令で定める試験研究用等原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、この限りでない。

（合併及び分割）

第三十一条 試験研究用等原子炉設置者である法人の合併の場合（試験研究用等原子炉設置者である法人と試験研究用等原子炉設置者でない法人が合併する場合において、試験研究用等原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

2 第二十四条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。  
注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（定期事業者検査）

「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。



四号又は第二十号に掲げるとき。

二 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

三 第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。

(記録)

第三十四条

試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉の運転その他試験研究用等原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、その船舶又は試験研究用等原子炉設置者の事務所)に備えて置かなければならない。

第三十五条 試験研究用等原子炉設置者及び外國原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保全  
二 試験研究用等原子炉の運転  
三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子

ことができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 力船を含む。次項において同じ。)において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

「の性能が第二十八条の三」を「が第二十八条の二」に改める。

試験研究用等原子炉設置者及び外國原子力船運航者は、試験研究用等原子炉を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第三十六条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第二十四条第一項第三号の基準に適合しないないと認めるとき、試験研究用等原子炉施設の性能が第二十八条の三の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は試験研究用等原子炉施設の保全、試験研究用等原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、

2 (試験研究用等原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。)は、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

第三十六条の二

(試験研究用等原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。)は、

2 外國原子力船運航者は、外國原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前二項の規定による届出があつた場合において、必要がある

と認めるときは、国土交通大臣に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉設置者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため講ずべき措置に係る事項を通知するものとする。

4 國土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ぜるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十三条の規定により港長の権限を行なう管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に関し必要な規制をすべきことを指示するものとする。

#### （保安規定）

第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（試験研究用等原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、試験研究用等原子炉規則で定めたものとす。

制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### （保安規定）

3 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

4 試験研究用等原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。5 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行なう検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十七条第五項」と読み替えるものとする。

年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### （保安規定）

3 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同一条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

注 第三十七条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三

のため必要があると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。  
4 試験研究用等原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。

第三十八条 削除

(試験研究用等原子炉の譲受け等)

第三十九条 試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原予力船を含む。第四項において同じ。)を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原予力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者(試験研究用等原子炉設置者を除く。)からその所有する原予力船を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。  
4 第一項の許可を受けて試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体と

しての施設を譲り受けた者は、当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

5 第一項の許可を受けて原予力船を譲り受けた者は、試験研究用等原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、及び同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第四十三条の三の二第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

注 第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(原予力主任技術者免状)

第四十一条 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、原予力主任技術者免状を交付する。

一 原子力規制委員会の行う原予力主任技術者試験に合格した者

二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、原予力規制委員会が、政令で定めるところにより、原子炉に関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認められる者

2 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しても、原予力主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により原予力主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けられた者のうちから、試験研究用等原子炉主任技術者を選任しない者

3 原子力規制委員会は、原予力主任技術者

免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の課目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

（試験研究用等原子炉主任技術者の義務等）  
第四十二条 試験研究用等原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならぬ。

（試験研究用等原子炉主任技術者の解任命令）

第四十三条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、試験研究用等原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。（核物質防護規定）

第四十三条の二 試験研究用等原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合に、第三十五条第二項に規定する場合に

第一編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四二条）

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項まで」の規定は、「に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する」と改め、「同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十五条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者の中から、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「試験研究用等原子炉施設」と読み替えるものとする。（廃止措置実施方針）

第三十五条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該試験研究用等原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置）

第四十三条の二 試験研究用等原子炉設

置者は、試験研究用等原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところによつて、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、試験研究用等原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、

同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の二第一項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は試験研究用等原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第二十三条第一項の許可は、第四十三条の三の二第二項の認可に係る試験研究用等原子炉について」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の三 試験研究用等原子炉設

置者が第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定により試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡したときは、旧試験研究用等原子炉設置者等（第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された場合は第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十二条第一項の規定により試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合は第三十三条第一項若しくは第三十二条第一項の規定により試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合は第三十三条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧試験研究用等原子炉設置者としての許可を取り消された日又は試験研究用等原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

注 第二項は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第二十八条の三」を「第二十八条の二」に改める。

2 旧試験研究用等原子炉設置者等は、原子

力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三条第一項若しくは第二項の規定により試験研究用等原子炉設置者としての許可を取り消された日又は試験研究用等原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧試験研究用等原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧試験研究用等原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第四十三条の三第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は試験研究用等原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と、「第十六条の四の二」、「第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは「第二十八条の三及び第二十九条」と読み替えるものとする。

**注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**

「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第二十八条の三」を「第二十八

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十三条の四）

条の二」に改める。

#### （政令への委任）

第四十三条の三の四 外国原子力船運航者についての試験研究用等原子炉の廃止又は外国原子力船運航者の第三十三条第三項の規定による許可の取消しの場合については

政令で、外国原子力船運航者が講ずべき試験研究用等原子炉の廃止等に伴う核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された

物又は試験研究用等原子炉による災害の防止のための措置に関し必要な事項を定める

ことができる。

前項の規定による政令には、必要な罰則

を設けることができる。

前項の罰則に規定することができる罰

は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。

#### 第二節 発電用原子炉の設置、運転

##### （設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところによればならない。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（許可の基準）

#### 第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

#### 二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制

の整備に関する事項

（注 第一号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第十四条の四の二を「第十四条の二」に、「第十五条の三」を「第十五条」に、「第十六条の三」を「第十六

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十三条の三の七・四三条の三の八）

一七六

前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三條の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第五号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出等）

2 前項の場合において、第四十三条の三の五第三項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。

（許可の欠格条項）

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の三の五第一項の許可を与えない。

2 第四十三条の三の二十第二項の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

一 第四十三条の三の二十第二項の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

3 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。  
3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変

更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とす

7  
による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にはあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。  
（原子力規制委員会は、第四項後段の規定

の許可に係る審査に優先して行うことがで  
きる。  
(工事の計画の認可)  
**第四十三条の三の九** 発電用原子炉施設の設  
置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核  
燃料物質によつて汚染された物又は発電用  
原子炉による災害の防止上特に支障がない  
ものとして原子力規制委員会規則で定める  
ものを除く。）をしようとする発電用原子  
炉設置者は、原子力規制委員会規則で定め  
た

(核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他原子力規制委員会規則で定める変更をいう。)のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしよべ。

による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する用語を豆添することとする。

の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文

**注** 見出し・第一項は、平成二九年四月法律第  
一五号により改正され、公布の日から起算  
して三年を超えない範囲内において政令で  
定める日から施行

原子力規制委員会は、第四項前段の規定 一 審査を、他の発電用原子炉施設の規制に関する法律（四三条の二編三の九）

は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、当該変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「工事」を「設計及び工事」に、ただし書中「当該」を「その」に改める。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その工事の計画が第四十三条の五

第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項

前段の規定により届け出たところによるものであること。

二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の

十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

注 第一・三号は、平成二九年四月法律第一五

号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第一号中「工事」を「設計及び工事」に改め、第三号を削る。

4 前項の場合において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「工事」を「設計及び工事」に改める。

（工事の計画の届出）

第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原

子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものと除く。）をしようとするときも、同様とする。

注 見出し・第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

見出し中「工事」を「設計及び工事」に、第一項中「工事の」を「設計及び工事の」に改める。

2 前項の規定による届出をした者は、その後届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後<sup>6</sup>の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

**注** 第三一五項は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めることから施行

### 第三項から第五項までの規定中「工事」を「設計及び工事」に改める。

前三項の場合において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により指定を受けた

第一編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十三条の二）

型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前条第三項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

（使用前検査）

### 第四十三条の三の十一

第四十三条の三の九

注

第四十三条の三の一<sup>1</sup>は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

もの（を含む。）に従つて行われたものであること。  
二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

（使用前事業者検査等）

### 第四十三条の三の十一

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をするためのものを除く。）、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第四十三条の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合する結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第四十三条の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを持む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした設計及び工事の計画（同項後段の原子力規制委員会の規定による届出をした設計及び工事の計画（同項後段の原子力規制委員会

規則で定める軽微な変更をしたものを持む。」に従つて行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第四十三条の三の九第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（燃料体検査）

第四十三条の三の十二 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この条及び第七十八条において「燃料体」という。）

は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工について原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者はこれを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合、発電用原子炉設置者は、その溶接について、原

れる場合は、この限りでない。

二 前項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その燃料体の設計について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

三 第一項の検査においては、その燃料体が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その加工が前項の認可を受けた設計に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 輸入した燃料体は、原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。

四 前項の検査においては、その燃料体が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

（溶接安全管理検査）

第四十三条の三の十三 発電用原子炉に係る

原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設（以下この項において「原子炉容器等」という。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したもの設置する発電用原子炉設置者は、その溶接について、原

子力規制委員会規則で定めるところにより、その使用の開始前に、当該原子炉容器等について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

二 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が次条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

三 溶接事業者検査を行う発電用原子炉施設を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期（第六項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、原子力規制委員会規則で定める時期）に、原子力規制委員会が行う審査を受けなければならない。

四 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

五 原子力規制委員会は、第二項の審査の結果に基づき、発電用原子炉設置者の溶接事

業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

6 原子力規制委員会は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(発電用原子炉施設の維持)

注

第四十三条の二・一三は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第七章 第四十三条の三の二・一三  
第四十三条の三の十一及び第四十三条の三の十三 削除

第七章 第四十三条の三の十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう

に維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた

発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでな

い。  
(施設定期検査)

第七章 第四十三条の三の十五 特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)については、当該

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

2 前項の検査(以下この条及び第四十三条

該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合

その他の原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

注 第四十三条の三の四五は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第七章 第四十三条の三の十五 削除

(定期安全管理検査)

第七章 第四十三条の三の十六 特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるもの)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会が行う審査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子

3 の三の二十四において「定期事業者検査」という。においては、その特定発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、当該定期事業者検査の際、特定発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに關し、一定の期間が経過した後に第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

第四十三条の三の十三第五項及び第六項

の規定は、第四項の審査について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「第三項」とあるのは、「第四十三条の三の十六第四項」と読み替えるものとする。

注 第四十三条の三の六は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（定期事業者検査）

第四十三条の三の十六 発電用原子炉設置

者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三

条の三の二十四第一項において「定期事業者検査」という。においては、その

発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

定期事業者検査を行う発電用原子炉設置者は、当該定期事業者検査の際、発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに關し、一定の期間が経過した後に第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

（合併及び分割）

第四十三条の三の十八 発電用原子炉設置者

である法人の合併の場合（発電用原子炉設置者である法人と発電用原子炉設置者でない法人が合併する場合において、発電用原

子炉設置者である法人が存続するときを除く。又は分割の場合（当該許可に係る全

ての発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において

当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。

注

第三項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「及び」の下に「第五号並びに」を加える。

**(相続)**  
**第四十三条の三の十九** 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。  
(許可の取消し等)

**第四十三条の三の二十** 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができ

る。

一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいづれかに該当するに至つたとき。

二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三条の三の三十二第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十四第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

〔記録〕

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。（保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置）

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む）を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設の保全
- 二 発電用原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行わ

れる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施

設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならぬ。

〔施設の使用の停止等〕

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原

子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則

の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

〔保安規定〕

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に際しては、保安教育、定期検査及び定期事業者検査についての規定

注 第一・二項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

〔保安規定〕

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設

置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に際しては、保安教育、定期検査及び定期事業者検査についての規定

を含む。以下この条において同じ。) を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定

の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならぬい。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の三の二十四第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### (発電用原子炉の譲受け等)

#### 第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設置

者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、「発電用原子炉の」

と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

#### 第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置

者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなけれ

けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(発電用原子炉主任技術者)

#### 第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置

者は、発電用原子炉の運転に関する実務の経験を有するもののうちから、発電用原

子炉主任技術者を選任しなければなら

い。

2 第四十一条第二項、第四十二条及び第四十

三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原子炉の」とあるのは、「発電用原子炉の」と読み替えるものとす

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の二第一項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第七項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を越えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項まで」の規定は「」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第四十三条の三の二十八 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製鍊事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「製鍊施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。  
(発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価)

第三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を越えない範囲内において政令で定める日から施行  
「第五項までの規定は」を「第四項まで」の規定は「」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設置

者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの

調査及び分析の結果を考慮して当該発電用

原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

ただし、第四十三条の三の三

い。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三

3

前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。ただし、第四十三条の三の三

十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。  
(発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明)

第四十三条の三の三十 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの(以下「特定機器」という。)の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三条の三の六第一項第四号の基準を適合しなかつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなかつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。  
(発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定)

認めることは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなかつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

1 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

2 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

3 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又是条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなかつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

る。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたもの）をいう。（以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該

当する場合には、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことがで  
きる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。  
二 原子力規制委員会がこの法律を施行するためには必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するため特に必要があると認めてその職員に指定外国機器製造者等の事務所その他事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認めた場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は

質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

8 第一項は、平成一九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
「の設置の工事」を削り、「第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した」を「第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」に改める。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二年を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

（廃止措置実施方針）

第六十四条の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとすることは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

7 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料

い。物質によって汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

### 第四十三条の三の三十四 発電用原子炉設置（発電用原子炉の廃止は伴う措置）

者は発電用原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

ようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該

廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規

3 制委員会の認可を受けなければならぬ  
第十二条の六第三項から第九項までの規  
定は、発電用原水設置者の上に措置につ

いて準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の

三の三十四第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十

第一編 三木の三四・四三条の三の三五

木炭・木灰の物質

四第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項」と、同条第七項中の「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。  
（許可の取消し等に伴う措置）

**第四十三条の三の三十五 発電用原子炉設置者**が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者はいう。以下同じ。）は、第四十三条の三

の十四から第四十三条の三の十六まで、第  
四十三条の三の二十一から第四十三条の三  
の二十四まで及び第四十三条の三の二十六  
から第四十三条の三の二十九までの規定  
(これらの規定に係る罰則を含む)の適用  
については、第四項において準用する第  
十二条の七第九項の規定による確認を受け  
るまでの間は、なお発電用原子炉設置者と  
みなす。

注

から施行

から施行  
「から第四十三条の三の十六まで」を  
「、第四十三条の三の十六」に改める。

同発電用廃瓦焼却装置等は廃瓦焼却装置委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の二千第一

項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又

は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期

3 田舎電用原子戸設置者等は、前項の認可  
なければならぬ。

を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

第十二条の七第四項から第九項までの規定

定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。

この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十五第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三十五第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「発電用原子炉設置者と」と、「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは「第四十三条の三の十四から第四十三条の三の十六まで及び第四十三条の三の二十九」と読み替えるものとする。

**第四章の二 貯蔵の事業に関する規制**

第四章の二の章名は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

を「第四十三条の三の十六」に改める。

**第四章の二 貯蔵の事業に関する規制**

第四章の二の章名は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四章の二を第五章とする。

**(事業の許可)**

**第四十三条の四 使用済燃料**（実用発電用原

子炉）（発電用原子炉であつて第二条第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。）

その他の運転に伴い発電用原子炉施設内

の貯蔵設備の貯藏能力を超える使用済燃料

が生ずるおそれがある原子炉として政令で

定めるものに係るものに限る。以下この章

並びに第六十条第一項、第七十七条第六号

の五及び第七十八条第十六号の二において

同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置

者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設

置者、第四十四条第一項の指定を受けた者

及び第五十二条第一項の許可を受けた者が

試験研究用等原子炉設置、発電用原子炉施

設、第四十四条第二項第二号に規定する再

処理施設又は第五十二条第二項第七号に規

定する使用施設に付随する同項第八号に規

定する貯蔵施設において行うものを除くも

のとし、その貯藏能力が政令で定める貯藏

能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃

料

燃

料

設

置

施

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

#### 第四十三条の五

原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

前項の場合においては、第四十三条の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

#### 第二編

##### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十三条の八）

3

原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力規制委員会の意見を聴かなければならぬ。

#### （許可の欠格条項）

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の四第一項の許可を与えない。

一 第四十三条の十六第二項の規定により第四十三条の四第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第四十三条の七 第四十三条の四第一項の許可を受けた者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。）は、同条第二項第二号から

第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところ

により、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするとときは、この限りでない。

注

第一項は、平成二九年四月法律第一五号に改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改める。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十五第一項に規定する場合を除き、第四十三条の四第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四十三条の五の規定は、第一項の許可に適用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵事業者は、

原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下

この条において同じ。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、

原子力規制委員会規則で定めるところによればならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、前二項の認可をしなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでない。

二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところによるものでない。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子

力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

注 見出し・第一一三項は、平成二九年四月法律第一一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事（使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする使用済燃料貯蔵事業者は、

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでない。

二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合するものであること。

二 使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）

4 前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けなければならぬ。ただし、使用済燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注

第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正・追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(使用前検査)

#### 第四十三条の九

使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、使用済燃料貯蔵施設の工事(次条第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ)及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項又は第二項の設計及び方法(同条第二項又は第五項の

規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて行われていること。

二 その性能が第四十三条の十の二の技術上の基準に適合するものであること。

注 第四十三条の九は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(使用前事業者検査等)

#### 第四十三条の九

使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする使

用済燃料貯蔵施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項及び第四十三条の二十一第一項において「使用前事業者検査」という)においては、その使用済燃料貯蔵施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む)に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3

使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(溶接の方法及び検査)

#### 第四十三条の十

使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原

子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設使用者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3 第一項の検査においては、その溶接が次

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十三条の二）

一九四

の各号のいずれにも適合しているときは、  
合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行わ  
れていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上  
の基準に適合するものであること。

三 溶接をした第一項に規定する使用済燃料  
貯蔵施設であつて輸入したものについては、  
は、原子力規制委員会規則で定めるところ

により、その溶接につき原子力規制委員会  
の検査を受け、これに合格した後でなければ  
ば、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用  
してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三  
項第二号の技術上の基準に適合していると  
きは、合格とする。

注 第四十三条の一〇は、平成二九年四月法律第  
一五号により削除され、公布の日から起算  
して三年を超えない範囲内において政令で  
定める日から施行

（使用済燃料貯蔵施設の性能の維持）

第四十三条の十二 使用済燃料貯蔵事業者  
は、使用済燃料貯蔵施設の性能が原子力規  
制委員会規則で定める技術上の基準に適合  
するようにその使用済燃料貯蔵施設を維持  
しなければならない。ただし、第四十三条  
の二十七第二項の認可を受けた場合（原子  
力規制委員会規則で定める場合を除く。）

は、この限りでない。

注 第四十三条の一〇の二は、平成二九年四月法  
律第一五号により改正され、公布の日から  
起算して三年を超えない範囲内において政  
令で定める日から施行

は、原子力規制委員会規則で定めるところ  
により、定期に、使用済燃料貯蔵施設  
について検査を行い、その結果を記録  
し、これを保存しなければならない。た  
だし、第四十三条の二十七第二項の認可  
を受けた場合（原子力規制委員会規則で  
定める場合を除く。）は、この限りでな  
い。

（施設定期検査）

第四十三条の十一 使用済燃料貯蔵事業者  
は、原子力規制委員会規則で定めるところ  
により、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で  
定めるものの性能について、一年以上であ  
つて原子力規制委員会規則で定める期間ご  
とに原子力規制委員会が行う検査を受けな  
ければならない。ただし、第四十三条の二  
十七第二項の認可を受けた場合（原子力規  
制委員会規則で定める場合を除く。）は、  
この限りでない。

2 前項の検査は、その使用済燃料貯蔵施設  
の性能が前条の技術上の基準に適合してい  
るかどうかについて行う。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者  
の旨を原子力規制委員会に報告しなけれ  
ばならない。

（事業開始等の届出）

第四十三条の十二 使用済燃料貯蔵事業者  
は、その事業を開始し、休止し、又は再開  
したときは、それぞれその日から十五日以  
内に、その旨を原子力規制委員会に届け出  
なければならない。

（貯蔵計画）

第四十三条の十三 使用済燃料貯蔵事業者  
は、定期事業者検査

は、原子力規制委員会規則で定めるところ  
により、定期に、使用済燃料貯蔵施設  
について検査を行い、その結果を記録  
し、これを保存しなければならない。た  
だし、第四十三条の二十七第二項の認可  
を受けた場合（原子力規制委員会規則で  
定める場合を除く。）は、この限りでな  
い。

は、原子力規制委員会規則で定めるところ  
により、定期に、使用済燃料貯蔵施設  
について検査を行い、その結果を記録  
し、これを保存しなければならない。た  
だし、第四十三条の二十七第二項の認可  
を受けた場合（原子力規制委員会規則で  
定める場合を除く。）は、この限りでな  
い。

は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

(合併及び分割)

**第四十三条の十四** 使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の場合(使用済燃料貯蔵事業者である法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者である法人が存続するときを除く)又は分割の場合(当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継する場合に限る)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

**第四十三条の五第一項第一号及び第二号** 第四十三条の五第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに第四十三条の六の規定は、前項の認可に準用する。

**注** 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び第二号」を「第一号及び第四号」に改める。

(相続)

**第四十三条の十五** 使用済燃料貯蔵事業者について相続があつたときは、相続人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。  
2 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

**第四十三条の十六** 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消すことができる。

**2** 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ぜることができる。  
一 第四十三条の六第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。  
二 第四十三条の七第一項の規定により許

可を受けなければならない事項を許可を受けないでいたとき。

三 第四十三条の十九の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二十六第二項において準用する第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の二十六第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二十六第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、



ときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### (保安規定)

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 使用済燃料又は使用済燃料によつて監督を行わせるため、原子力規制委員会規則

汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならぬ。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の二十第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### 第四十三条の二十一 削除 (使用済燃料取扱主任者)

第四十三条の二十二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに関する指示に従わなければならない。

2 使用済燃料の貯蔵の事業において使用済燃料の取扱いに從事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のため遂行しなければならない。

2 使用済燃料の取扱いに従事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のため遂行しなければならない。

2 使用済燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料取扱主任者の解任を命ずることができるものとする。

#### (核物質防護規定)

**第四十三条の二十五** 使用済燃料貯蔵事業者

は、第四十三条の十八第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとす

**（核物質防護管理者）**

**第四十三条の二十六** 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十八第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、同条第二項中

「前項」とあるのは「第四十三条の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「製錬施設」とあるのは「使用済燃料貯蔵施設」と読み替えるものとする。

**（設計の型式証明）**

**第四十三条の二十六の二** 原子力規制委員会

は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この項において「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この項において「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるとときは、前項の型式証明をしなければならない。

**3** その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十一条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合するとの認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の

### 型式の指定)

#### 第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会

は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等（以下「型式設計特定容器等」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出されたり、本邦に輸出される型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

##### 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に

基づいたものであること。  
二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。

〔第四十三条の八第三項第二号〕を「第一項の十」に改める。

### 三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を行なうことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができ

る。

員に指定外国容器等製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた特定容器等の所在すると認める場所において当該特定容器等、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

#### 注

第三号は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に関必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

### （廃止措置実施方針）

#### 第四十三条の二十六の四 使用済燃料貯蔵事

業者は、その事業を開始しようとするときに違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するに必要があると認めて指定外国容器等製造者等に對しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するに特に必要があると認めてその職

方針（以下この章において「廃止措置実施

「廃止措置」という。）を実施するための

方針」という。」を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に必要な事項を定めなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第五十三条の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置に定めは、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置に

ついて準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）  
第四十三条の二十八 使用済燃料貯蔵事業者が第四十三条の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等が第四十三条の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した日又は使用済燃料貯蔵事業者等が前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十」に改める。

一、第四十三条の十七から第四十三条の二十二まで及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項第一項は、平成二五年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

注 第一项は、平成二五年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は、第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用す

る。この場合において、これらの規定中

第五章を第六章とする。

より追加され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日

「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二条の

七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第

九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者」ととあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「第十六

条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは「第四十三条の十の二及び第四十三条の十一」と読み替えるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号に

より改正され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日

から施行

第四十四条 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。

前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

七 再処理施設における放射線の管理に関する事項

八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（指定の基準）

第四十四条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用さ

れるおそれがないこと。

二 重大事故（核燃料物質が臨界状態にな

ることその他の原子力規制委員会規則で

定める重大な事故をいう。第四十八条第

一項及び第五十条の四の二第二項第二号

において同じ）の発生及び拡大の防止

に必要な措置を実施するために必要な技

術的能力その他の再処理の事業を適確に

遂行するに足りる技術的能力があるこ

と。

三 その事業を適確に遂行するに足りる經

理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使

用済燃料、使用済燃料から分離された物

又はこれらによつて汚染された物による

災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第五号は、平成二九年四月法律第一五号に

より追加され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日

から施行

五 前項第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合する

ものであること。

二 原子力規制委員会は、前項第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ

い。

（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第

四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過して

いない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「再処理事業者」という。）は、同項第二項第二号から第四号まで又は

第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号に

より改正され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日

から施行

〔第八号〕を〔第九号〕に改める。

二 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

三 第四十六条の二の規定は、第一項の許可

に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第四十五条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二

第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

再処理事業者は、前項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

一 再処理施設に関する設計及び工事の方法が第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たと

ころによるものであること。

二 再処理施設に関する設計及び工事の方

法が原子力規制委員会規則で定める技術

上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理

の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

再処理事業者は、第一項の認可を受けた

再処理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注 第四十五条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（設計及び工事の計画の認可）

第四十五条 再処理施設の設置又は変更の

工事（使用済燃料、使用済燃料から分離

された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものと

して原子力規制委員会規則で定めるものを除く）をしようとする再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、そ

の設計及び工事の方法その他の工事の計

画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）

について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、再処理施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合

又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をするときは、前二項の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

（使用前検査）

第四十六条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の工事（次条第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原

子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用して

はならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、再処理施設が次

定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その後でなければならぬ。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた

設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行わ

われていること。

二 その性能が第四十六条の二の二の技術上の基準に適合するものであること。

（使用前事業者検査等）

**第四十六条** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「使用前事業者検査」という）においては、その再処理施設が次の各号のいづれにも適合していることを確認しなければならない。

1 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む。）に従つて行われたものであること。

2 次条の技術上の基準に適合するもの

であること。

3 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により再

処理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その再処理施設を使用してはならない。ただし、前

条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（溶接の方法及び検査）

**第四十六条の二** 使用済燃料の溶解槽その他原子力規制委員会規則で定める再処理施設であつて溶接をするものについては、原

子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理

事業者は、これを使用してはならない。

2 前項の検査においては、その溶接が第三

項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第四十六条の二は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（再処理施設の性能の維持）

**第四十六条の二の二** 再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再

処理施設を維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次

の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

二 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行わ

る。

注 第四十六条の二の二は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### （再処理施設の維持）

第四十六条の二 再処理事業者は、再処理施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第五十条の第五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

#### （施設定期検査）

第四十六条の二の三 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

注 第四十六条の二の三は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### （事業開始等の届出）

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

#### （使用計画）

第四十六条の四 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

「及び」の下に「第五号並びに」を加え

注 第四十六条の二の二は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

#### 第四十六条の二の一 再処理事業者は、原

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四六条の二）

第二編

第二の三（四六条の六）

子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

#### （合併及び分割）

第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合（再処理事業者である法人とおいて「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合（再処理事業者である法人とおいて「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

#### 第四十六条の六 再処理事業者について相続

があつたときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

**第四十六条の七** 原子力規制委員会は、再処理事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。原子力規制委員会は、再処理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。  
二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。  
三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。  
四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による

命令に違反したとき。

五 第五十条の二第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

十 第五十条の四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

十二 第五十条の五第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第一項の規定に違反反したとき。

したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。（保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置）

**第四十七条** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。（保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置）

**第四十八条** 再処理事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。  
一 再処理施設の保全  
二 再処理設備の操作  
三 使用済燃料、使用済燃料から分離され

た物又はこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次に

おいて同じ。）

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
「次条」を「次条第一項」に改める。

2 再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

**第四十九条** 原子力規制委員会は、再処理施設の位置、構造若しくは設備が第四十四条の第二項第四号の基準に適合していないと認めるとき、再処理施設の性能が第四十六条の二の二の技術上の基準に適合しないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その再処

理事業者に対し、当該再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
「の性能が第四十六条の二の二」を「が

第四十六条の二」に改める。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、是正措置等を命ぜることができる。

（保安規定）

**第五十条** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。  
一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。  
二 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
「第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めた」とあることを超えてはならない。

**第五十条** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 原子力規制委員会は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 再処理事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十条第五項」と読み替えるものとする。

注 第五百・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(核燃料取扱主任者)

第五十条の二 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有する

るものの中から、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 第十二条の二第二項、第二十二条の四及び第五項までの規定は、「及び第四項及び第二十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。」

(核物質防護規定)

第五十条の三 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第五十条の三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは、「再処理事業者」と、「製鍊施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。

注 第五十五条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(核燃料取扱主任者)

第五十条の二 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有する

八項までの規定はこの項において準用する。同条第五項の検査について「を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

(核物質防護管理者)

第五十条の四 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製鍊事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「製鍊施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。

(再処理施設の安全性の向上のための評価)

第五十条の四の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その再処理施設における安全性の向上を図るために、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該再処理施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし

し、第五十条の五第二項の認可を受けた場合

合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器

を設置すること。

注 第二号イは、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

口 保安の確保のための人員の増強、保育教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五〇条の五）

備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにとかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

再処理事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定める事項において「評価の結果等」という。）

五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした再処理事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができ

#### 第五十条の三

再処理事業者は、その事業を開始しようとするとときは、再処理施設

の解体、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める再処理の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物について汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 再処理事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）

第五十条の五 再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならぬ。

2 再処理事業者は、廃止措置を講じようとするとときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第五十条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは、「第五十条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは、「第五十条の五第二項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは、「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三条第一項」とあるのは、「第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等に伴う措置）

第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が

解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいふ。以下同じ。）は、第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第四十七条から第五十条の四の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第四十六条の二、第四十六条の二の二、第四十六条の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二」に改める。

2 旧再処理事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受け

るまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第五十一条第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは、「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは、「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは、「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは、「第五十一条第一項」と、「加工事業者」とあるのは、「再処理事業者」と、「第十六条の四の二」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは、「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第五十条の四の二」と読み替えるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六条の四の二」を「第十六条の四の二」

四」に、「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二」に改める。

## 第五章の二 廃棄の事業に関する規制

注

第五章の二の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年で定める日から施行

### 第五章の二を第七章とする。

#### 第一節 廃棄の事業に関する規制

(事業の許可)

##### 第五十一条の二

次の各号に掲げる廃棄(製  
錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子  
炉設置者、原子力船運航者、発電用原  
子炉設置者、加工事業者、試験研究用等原子  
炉設置者、加工事業者、試験研究用等原子  
炉設置者、原子力船運航者、発電用原  
子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処  
理事業者及び第五十二条第一項の許可を受  
けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用  
等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済  
燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項  
第七号に規定する使用施設に付随する同項  
第九号に規定する廃棄施設において行うも  
のを除く)の事業を行おうとする者は、  
当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令  
で定めるところにより、原子力規制委員会  
の許可を受けなければならない。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚  
染された物であつて第一種廃棄物以外の  
もの(第五十一条の二十四の二第一項に  
おいて「第二種廃棄物」という。)の埋  
設の方法による最終的な処分(以下「第  
二種廃棄物埋設」という。)

2

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚  
染された物についての第一種廃棄物埋設  
及び第二種廃棄物埋設(以下「廃棄物埋  
設」という。)その他の最終的な処分が  
されるまでの間において行われる放射線  
による障害の防止を目的とした管理その  
他の管理又は処理であつて政令で定める  
もの(以下「廃棄物管理」という。)

三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質に  
よつて汚染された物の性状及び量  
及び所在地

4

三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質に  
よつて汚染された物の性状及び量  
及びその附属施設(以下「廃棄物管理施  
設」という。)を設置する事業所の名称  
及び所在地

四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の  
位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

五 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受け  
ようとする者にあつては、放射能の減衰  
に応じた第二種廃棄物埋設についての保  
安のために講ずべき措置の変更予定期限

六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の  
工事計画

注 第七号は、平成二九年四月法律第一五号に  
より追加され、公布の日から起算して三年  
を超過しない範囲内において政令で定める日  
から施行

七 廃棄物理施設又は廃棄物管理施設

政令で定める放射性物質についての放射  
能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼす  
おそれがあるものとして当該放射性物質  
の種類ごとに政令で定める基準を超える  
ものの(次号において「第一種廃棄物」と  
いう。)の埋設の方法による最終的な処  
分(以下「第一種廃棄物埋設」という。)

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚  
染された物であつて第一種廃棄物以外の  
もの(第五十一条の二十四の二第一項に  
おいて「第二種廃棄物」という。)の埋  
設の方法による最終的な処分(以下「第  
二種廃棄物埋設」という。)

三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質に  
よつて汚染された物の性状及び量  
及びその附属施設(以下「廃棄物管理施  
設」という。)を設置する事業所の名称  
及び所在地

四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の  
位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

五 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受け  
ようとする者にあつては、放射能の減衰  
に応じた第二種廃棄物埋設についての保  
安のために講ずべき措置の変更予定期限

六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の  
工事計画

3

同じ。)をいう。第五十一条の六第一項及  
び第五十一条の七第一項において同じ。)  
において第二種廃棄物埋設を行うことがで  
きる。

第一項の許可を受けようとする者は、次  
の事項を記載した申請書を原子力規制委員  
会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
つては、その代表者の氏名

二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理設備及  
びその附属施設(以下「廃棄物管理施  
設」という。)を設置する事業所の名称  
及び所在地

三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質に  
よつて汚染された物の性状及び量  
及び位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の  
位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

五 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受け  
ようとする者にあつては、放射能の減衰  
に応じた第二種廃棄物埋設についての保  
安のために講ずべき措置の変更予定期限

六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の  
工事計画

注 第七号は、平成二九年四月法律第一五号に  
より追加され、公布の日から起算して三年  
を超過しない範囲内において政令で定める日  
から施行

三「五一条の六」

の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（許可の基準）

**第五十一条の三** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的・能力及び経理的基本があること。

二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第三号は、平成二十九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

三 前条第三項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（許可の欠格条項）

**第五十一条の四** 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条の二第一項の許可を与えない。

一 第五十一条の十四第二項の規定により

第五十一条の二第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していなき者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者の（変更の許可及び届出）

第五十一条の五 第五十一条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）は、同条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（ままで）の下に「又は第七号」を加える。

注

第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

2 廃棄事業者は、第五十一条の十三第一項に規定する場合を除き、第五十一条の二第三項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第五十一条の三の規定は、第一項の許可に適用する。

（廃棄物理設に関する確認）

**第五十一条の六** 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行ふ場合には、その廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に



くは特定廃棄物管理施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第五十一条の二第一項若しくは第五十二条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによること。

二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が第五十二条の九の技術上の基準に適合するものであること。

三 第一種廃棄物埋設事業者又は同条第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行なわれるること。

4 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、第一項ただし書の規定によりでない。

りやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（使用前検査）

第五十一条の八 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の工事（次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用してはならない。

2 前項の検査（次項及び第五十二条の十第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その特定第一種廃棄物管理施設を変更する場合における当該

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

前項の検査においては、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行なわれていること。

二 その性能が第五十二条の九の二の技術上の基準に適合すること。

注 第五十一条の八は、平成二年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（使用前事業者検査等）

第五十一条の八 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第五十二条の十第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その特定第一種廃

廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたもの）を含む。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

三 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定める場合に、この限りでない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。  
注 第五一条の九は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第五十五条の二 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにこれらの施設を維持しなければならない。ただし、第五十五条の二十四の二第一項又は第五十五条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

注 第五一条の九の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 溶接をした第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、これを使用してはならない。

見出し中「の性能」を削り、同条中「特定廃棄物管理施設の性能が」を「特定廃棄物管理施設を」に改め、「これらの施設を」を「特定廃棄物管理施設を」に改め、「これらの施設を」は、これを使用してはならない。

（施設定期検査）

**第五十一条の十** 第一種廃棄物埋設事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第五十一条の十八第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前項の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定めるとときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（事業開始等の届出）

**第五十一条の十一** 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それまでの日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（合併及び分割）

**第五十一条の十二** 廃棄事業者である法人と廃棄物管理施設について検査を行い、そ

**注** 五十三条の一〇は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（定期事業者検査）

**第五十一条の十** 第一種廃棄物埋設事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期廃棄物管理施設について検査を行い、そ

の結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第五十一条の十八第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前項の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定めるとときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（相続）

**第五十一条の十三** 廃棄事業者について相続があつたときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

事業者でない法人が合併する場合において、廃棄事業者である法人が存続するときを除く。又は分割の場合（当該許可に係る廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により廃棄の事業の全部を承継した法人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 第五十一条の三第一号及び第五十一条の四の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

## 第五十一条の十四 原子力規制委員会は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、廃棄事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第二項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五十一条の四第二号から第四号までに該当するに至ったとき。  
二 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでいたとき。

三 第五十一条の六の規定に違反したとき。

四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条の二十二の規定による命令に違反したとき。

七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十一条の二十三第二項において準

第一編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五一条の二六）

用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条の二十四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。

十五 第五十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十六 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十九 第六十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

条件に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十一 原子力災害対策特別措置法第七条、第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十二 原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃棄物理設又は廃棄物管理の事業の実施に際し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならない。（保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置）

第五十二条の十六 第一種廃棄物埋設事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物理設施設の保全

二 廃棄物理設地の附属施設に係る設備（次条において「附属設備」という。）の操作

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号に

より改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「次条」を「次条第一項」に改める。

に限る。)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）

2 第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）

は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設の保全

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）

廃棄物管理事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物管理施設の保全

二 廃棄物管理設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）

4 廃棄事業者は、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第五十一条の十七 原子力規制委員会は、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十一条の三第二号の基準に適合していないと認めるとき、特定第一種廃棄物埋設施若しくは特定廃棄物管理施設の性能が第五十一条の九の二の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は廃棄物埋設施若しくは廃棄物管理施設の保全、附属設備若しくは廃棄物管理設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬若しくは廃棄（廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）に関する措置が前条第一項から第三項までの規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その廃棄事業者に對し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）

第五十一条の十八 廃棄事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

三年を超えない範囲内において政令で定め  
る日から施行

(保安規定)

規制委員会規則で定めるところにより、  
保安規定(核燃料物質の取扱いに関する  
保安教育 使用前事業者検査及び定期事  
業者検査についての規定を含む。以下こ  
の条において同じ。)を定め、廃棄物埋  
設施設又は廃棄物管理施設の設置の工事  
に着手する前に、原子力規制委員会の認  
可を受けなければならない。これを変更  
しようとするときも、同様とする。

- 2 原子力規制委員会は、保安規定が次の  
各号のいずれかに該当すると認めるとき  
は、前項の認可をしてはならない。
- 一 第五十五条の二第一項若しくは第五  
十一条の五第一項の許可を受けたとこ  
ろ又は同条第二項の規定により届け出  
たところによるものでないこと。
- 二 核燃料物質又は核燃料物質によつて  
汚染された物による災害の防止上十分  
でないものであること。

4 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定  
を守らなければならない。

5 廃棄事業者は、原子力規制委員会規則で  
定めるところにより、前項の規定の遵守の  
状況について、原子力規制委員会が定期に  
行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定  
は、前項の検査について準用する。この場  
合において、同条第六項中「前項」とある  
のは、「第五十五条の二第一項」と読み  
替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年法律第一五  
号により削除され、公布の日から起算して  
三年を超えない範囲内において政令で定め  
る日から施行

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第五十五条の二十一 廃棄物埋設事業者からそ  
の設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地  
を含む一体としての施設を譲り受けようと  
する者は、政令で定めるところにより、原  
子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 (廃棄物取扱主任者の義務等)

第五十五条の二十二 廃棄物取扱主任者は、  
廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業における  
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ  
れた物の取扱いに従事する者は、廃棄物  
取扱主任者がその取扱いに関して保安のた  
めに指示に従わなければならない。

2 第五十五条の三及び第五十五条の四の規  
定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて廃棄物埋設事業者  
からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物  
埋設地を含む一体としての施設を譲り受け  
た者は、当該廃棄物埋設地に係る廃棄物埋  
設事業者に対し、保安規定の変更を命ず  
ることができる。

設事業者の地位を承継する。  
(廃棄物取扱主任者)

第五十五条の二十 廃棄事業者は、核燃料物  
質又は核燃料物質によつて汚染された物の  
取扱いに関して保安の監督を行わせるた  
め、原子力規制委員会規則で定めるところ  
により、第二十二条の三第一項の核燃料取  
扱主任者免状を有する者その他の原子力規  
制委員会規則で定める資格を有する者の中  
から、廃棄物取扱主任者を選任しなけれ  
ばならない。

2 廃棄事業者は、前項の規定により廃棄物  
取扱主任者を選任したときは、選任した日  
から三十日以内に、その旨を原子力規制委  
員会に届け出なければならない。これを解  
任したときも、同様とする。

2 (廃棄物取扱主任者の義務等)

第五十五条の二十三 廃棄物取扱主任者は、  
廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業における  
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ  
れた物の取扱いに従事する者は、廃棄物  
取扱主任者がその取扱いに関して保安のた  
めに指示に従わなければならない。

2 廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業におい  
て核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染  
された物の取扱いに従事する者は、廃棄物  
取扱主任者がその取扱いに関して保安のた  
めに指示に従わなければならない。

(廃棄物取扱主任者の解任命令)

第五十一条の二十二

原子力規制委員会は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄事業者に対し、廃棄物取扱主任者の解任を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第五十一条の二十三

廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは「廃棄事業者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項まで」の規定は、「同条第六項から第

八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第五十一条の二十四

廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは「廃棄事業者」と、「製鍊施設」とあるのは「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例者」と読み替えるものとする。

（坑道の閉鎖に伴う措置）

第五十一条の二十四の一

廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設第一種廃棄物埋設にあつては、第二種廃棄物に含まれる原子力規制委員会規則で定める放射性物質についての規制委員会規則で定める放射能濃度が人の健康に影響を及ぼすおそ

れがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに原子力規制委員会規則で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分に限る。第五十一条の二十七第一項において同じ）の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該坑道についての坑道の埋戻し及び坑口の閉塞その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「閉鎖措置」という。）に関する計画（以下「閉鎖措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その講じた閉鎖措置が同項の認可を受けた閉鎖措置計画（次項において準用する第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて、原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程ごとに、原子力規制委員会が行う確認を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第七項までの規定は、第一項の認可を受けた者の閉鎖措置について準用する。この場合において、これら

の規定中「廃止措置計画」と読み替えるほか、同条

第三項中「前項」とあるのは、「第五十一条の二十四の二第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第五十一条の二十四の二第一項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは、「第五十条の二十四の二第一項」と読み替えるものとする。

#### (廃止措置実施方針)

**第五十一条の二十四の三** 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」という)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という)を作成し、これを公表しなければならない。

3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

#### (事業の廃止に伴う措置)

**第五十一条の二十五** 廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第五十一条の二十五条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第五十一条の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは、「第五十一条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは、「第五十一条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

2 旧廃棄事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を超過しない範囲内において政令で定める日から施行<sup>第一項は、平成二五年四月法律第5号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日</sup>の九に改める。

**第五十一条の二十六** 廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたときは、又は廃棄事業者が解散し、若しくは



### 第五十一条の三十 原子力規制委員会は、核

燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同項の許可に付された第六十二条

の第二項の条件に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査等)

### 第五十一条の三十一 原子力規制委員会は、

この節の規定の施行に必要な限度において、第五十一条の二十九第一項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るとときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、その住所が明らかでない場合にあつては、占有者。以下この項において同じ。)

示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国等に関する特例)

3 第五十一条の三十二 国又は地方公共団体が行う土地の掘削については、第五十一条の二十九第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、国又は当該地方公共団体は、当該掘削をしようとするときは、あらかじめ、国にあつては原子力規制委員会に協議し、地方公共団体にあつては原子力規制委員会に協議しその同意を得なければならぬ。

(実地調査)

### 第五十一条の三十三 原子力規制委員会は、

指定廃棄物埋設区画の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができるものであるものは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

4 第一項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

5 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

### 第五十一条の三十四 第五十一条の二十九第

一項の規定による原子力規制委員会の処分に不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるものは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合について準用する。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に  
関する規制

質を使用する場合

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第五章の三を第八章とする。

注 第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第五十三条

原子力規制委員会は、前項第一項の許可の申請があつた場合には、その

（許可の基準）

その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第一節 核燃料物質の使用等に関する規制

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

一、製鍊事業者が核燃料物質を製鍊の事業の用に供する場合  
二、加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合  
三、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合  
四、再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合  
五、政令で定める種類及び数量の核燃料物質

（使用的許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

一、製鍊事業者が核燃料物質を製鍊の事業の用に供する場合  
二、加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合  
三、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合  
四、再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合  
五、政令で定める種類及び数量の核燃料物質

一、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。  
二、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の位置、構造及び設備及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることを。

注 第一〇号は、平成二九年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第三十一条 「使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設等」に改めること。

三、核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があること。

十、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、政令で定める核燃料物質の使用施設等の工事(次条第一項に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同一)について原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

らない。

注

第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第九号」を「第十号」に改める。

2 使用者は、第五十五条の五第一項に規定する場合を除き、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

(使用前検査等)

第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又是変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。  
二 原子力規制委員会規則で定める技術

使用施設等を使用してはならない。その使用施設等を変更する場合における当該使用施設等についても、同様とする。

3 前項の検査においては、その使用施設等の工事が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

第二編 核原物料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十五条の三）

二二六

上の基準に適合するものであること。

使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前検査についての原子力規制検査により使用施設等が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。ただし、使用施設等の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（溶接検査）

**第五十五条の三** 核燃料物質の貯蔵容器その他の原子力規制委員会規則で定める使用施設等であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用者は、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

前項の検査においては、その溶接が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

**注** 第五十五条の四是、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

び第四号」に改め、同条を第五十五条の三とする。

3

使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前検査についての原子力規制検査により使用施設等が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。ただし、使用施設等の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（合併及び分割）

**第五十五条の四** 使用者である法人の合併の場合（使用者である法人と使用者でない法人が合併する場合において、使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 第五十三条第一号及び第三号並びに第五十四条の規定は、前項の認可について準用する。

（許可の取消し等）

2

前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（相続）

**第五十五条の五** 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。

注

第五十五条の五は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第五十六条**

原子力規制委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。  
二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。

- 四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十七条の二第一項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
- 八 第五十七条の三第一項の規定による命令に違反したとき。
- 九 第五十七条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。
- 十 第五十七条の五第一項の規定による命令に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止したとき。
- 十一 第五十七条の五第二項の規定による命令に違反したとき。
- 十二 第五十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十三 第五十九条第二項の規定による命令に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 十四 第五十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

したとき。

十五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。

十六 第六十二条の二第一項又は第二項の条件による命令に違反したとき。

十七 原子力損害賠償に関する法律第六条の規定による命令に違反したとき。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

（記録）  
第十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核燃料物質の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。  
（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第十六条の三 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。  
一 使用施設等の保全  
二 核燃料物質の使用  
三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬

及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第十六条の四 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるとときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）  
第十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、原子力規

制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとすると、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

2 原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとすると、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

（保安規定）

第五十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育及び使用前検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用施設等の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、前項の認可をしてはならない。

一 第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ぜることができる。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十七条第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（核物質防護規定）

第五十七条の二 使用者は、第五十六条の三第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受ければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十七条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する」を削り、「同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

### 第五十七条の三 使用者は、第五十六条の三

第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めると

ころにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

### 第十二条の三第二項、第十二条の四及び

第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

#### (廃止措置実施方針)

### 第五十七条の四 使用者は、政令で定める核

燃料物質の使用を開始しようとするときは、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の廃止措置を講じなければならない。

### 第五十七条の五 使用者は、核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条第二項において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「この章」を「この節」に改める。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方策その他の廃止措置の実施に関必要な事項を定めなければならない。

3 使用者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

#### (使用の廃止に伴う措置)

第五十七条の六 使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十五条の四第一項若しくは第五十条の五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用者等（第五十六条の規定により許可を取り消された使用者又は使用者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十五条の四第一項若しくは第五十条の五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第五十六条の二から第五十七条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。

注 第一項は、平成二年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五七条の

二三〇

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五十五条の四第一項」を「第五十五条の三第一項」に、「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

「第五十五条の四第一項」を「第五十五条の三第一項」に、「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の四第一項」に改め

注 見出しが、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核原料物質の種類

四 使用の場所

五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）の予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

3 第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。）については、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

3 放射能濃度又は含有するウラソ若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合

4 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原

子力規制委員会に提出しなければならぬ。

5 原子力規制委員会は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「次項」の下に「及び次条」を加える。

2 「前条第四項」とあるのは、「第五十七条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは、「第五十七条の五第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

注 第一節の節名は、平成二九年四月法律第一二

## 第五章の四 原子力事業者等の責務

めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

注 第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「基準」を「技術上の基準」に改める。

6 核原料物質使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核原料物質の使用に関する事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質の全ての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8 核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

八) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔五七条の八〕

注 第五章の四の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

## 第五章の四を第九章とする。

### 第五十七条の八 製鍊事業者、加工事業者

試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）並びに核原料物質を使用する者（前条第一項第一号又は第三号に該当する場合を除く。第六十一条の二の二第一項及び第八十一条第二号において同じ。）は、この法律の規定に基づき、原子力の研究開発及び利用（第六十一条の二の二第八項及び第六十二条の二の二において「原子力利用」という。）における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止又は特定核燃料物質の防護に関する責務を有する。

注 第五十七条の八は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）並びに核原料物質を使用する者（前条第一項第一号又は第三号に該当する場合を除く。第六十一条の二の二第一項及び第八十一条第二号において同じ。）は、この法律の規定に基づき、原子力の研究開発及び利用（第六十一条の二の二第八項及び第六十二条の二の二において「原子力利用」という。）における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止又は特定核燃料物質の防護に関する責務を有する。

原子力施設若しくは核原料物質の使用に係る施設（以下「原子力施設等」といいう。）の安全性の向上又は特定核燃料物質の防護の強化に資する設備又は機器の設置、原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。

第六章 原子力事業者等に関する規制

注 第六章の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 第六章を第十章とする。

#### （廃棄に関する確認等）

**第五十八条** 原子力事業者等が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一條の二第一項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

3 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならぬ。

4 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、原子力事業者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。（運搬に関する確認等）

**第五十九条** 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関する限りは原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣）の確認を受けなければならない。

3 原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の承認を受けることができる。この場合において、原子力規制委員会の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、原子力事業者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料

物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、内閣府令で定める

ところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の届出があった場合において、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るために必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、原子力事業者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定め

るところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、内閣府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらによる災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

13 不要となつた運搬証明書の返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなるい。

場合における第五項の届出、第六項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会との間の連絡については、政令で定める。

14

第五十九条の二 原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間ににおける当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

(受託貯蔵者)

第六十条 原子力事業者等(外国原子力船運

航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)を除く。)から核燃料物質の貯蔵(使用済燃料の貯蔵を除く。)を委託された者(以下「受託貯蔵者」という。)は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。

前項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、受託貯蔵者に対し、核燃料物質の貯蔵の方法の是正その他保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受けける場合は、

この限りでない。

一 製鍊事業者が加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、

再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製鍊事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けける場合

二 加工事業者が製鍊事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、

再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人から核燃料物質を譲り受けける場合

三 試験研究用等原子炉設置者が製鍊事業者、加工事業者、発電用原子炉設置者、

再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けける場合

四 発電用原子炉設置者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、

再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り受けける場合

五 再処理事業者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者、使用者若し

くは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けた種類の核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可(第五十五条第一項の許可を含む。)を受けた種類の核燃料物質を譲り受けける場合

六 廃棄事業者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、

再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受けの場合又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合

九 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、

再処理事業者、使用者又は国際規制物資使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

十 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の三十五第二項、第五十一条第二項、第五十二条の二十六第二項又は第五十七条の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二条の七第四項又は第六项（これらの規定を第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十条、第五十五条第四項、第五十一条第三条の三の三十五第四項、第五十二条第四項、第五十五条の二第二項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受けける場合

十一 第六十一条の九の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

（放射能濃度についての確認等）

第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線

による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定により原子力規制委員会の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

## 第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核燃料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う

一 次に掲げる検査の実施状況  
イ 第十六条の三第二項、第二十八条条項、第四十三条の九第二項、第四十

六条第二項又は第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査

ロ 第十六条の五第二項、第二十九条第二項、第四十三条の三の十六第二項、第四十三条の十一第二項、第四

十六条の二の二第二項又は第五十一条の十第二項に規定する定期事業者

ハ 第五十五条の二第二項に規定する使用前検査

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況  
イ 第十六条の四 第二十八条の二、第四十三条の三の十四、第四十三条の十、第四十六条の二又は第五十一条の九の技術上の基準

ロ 第五十七条の七第四項の技術上の基準

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措

置の実施状況  
イ 第十二条第一項、第二十二条第一

注 第一章は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

## 第十一章 原子力規制検査に基づく監督



で定める日から施行

## 第六章の二を第十二章とする。

の評定の結果その他の事情を勘案して、原子力規制委員会規則で定めるところにより行うものとする。

### 3 原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行なうことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

五 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帶し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

六 原子力規制委員会は、原子力規制検査のため認められたものと解してはならない。

7 原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たつては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会うこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入つて検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。

8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

9 原子力規制委員会は、原子力規制検査及び第七項の評定の結果を、当該原子力規制検査を受けた者に通知するとともに、公表するものとする。

### 10 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、第十一条の二第二項、第二十一条の三、第三十六条、第四十三条の三の二十、三、第四十三条の十九、第四十九条、第五十二条の十七、第五十六条の四及び第五十七条の七第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等

### 8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

## 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制 (使用の許可及び届出等)

### 第六十一条の三 国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、

原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が国際規制物資を製錬の事業の用に供する場合

二 加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供する場合

三 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 再処理事業者が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合

五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用的目的に使用する場合

六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三

注 第六章の二の章名は、平成二五年四月法律第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令

第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第五十一条第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

## 二 使用の目的及び方法

## 三 國際規制物資の種類及び数量

## 四 使用の場所

## 五 予定使用期間

3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第五十七条の七第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。

4 第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を使用する場合を含む。)

6 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとする場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制

物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三条の二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるままでの間において国際規制物資を貯蔵する場合に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

9 旧廃棄事業者は、第五十五条の二十六第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間ににおいて国際規制物資を廃棄する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第五十五条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。



国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。）に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、適第六十八条（第二項及び第三項を除く。）、適第七十一条第三項及び第七十二条第三項において同じ。）に備えて置かなければならぬ。

注 第六十一条の七は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

〔第六十八条第十項から第十四項まで〕を「第六十八条第十一項から第十四項まで」に改め、「及び第三項」を削る。

（計量管理規定）

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者並びに同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保

するため、原子力規制委員会規則で定めるものとこれにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、計量管理規定が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するためにはないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認めるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ぜることができる。

4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならぬ。

（保障措置検査）

第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」といふ。）に當たつては、原子力規制委員会の指揮するその職員は、次に掲げる事項であ

つて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「その職員」を「当該職員」に改める。

1 一事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り

2 帳簿、書類その他必要な物件の検査

3 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注 第三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。  
「職員」を「当該職員」に改める。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。何人も、第二項第四号の規定によりされ

た封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

(返還命令等)

**第六十一条の九 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国際規制物資を使用している者に対し、国際規制物資の返還又は譲渡を命ずることができるもの。**

一 國際約束が停止され、若しくは廃棄され、又は國際約束の期間が満了したとき。

二 國際約束に基づき國際規制物資の供給当事国政府(國際機関を含む。以下同じ。)が購入優先権を行使したとき。(使用の廃止等の届出)

**第六十一条の九の二 國際規制物資使用者**

は、國際規制物資のすべての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めたところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第61条の三第一項の許可是、その効力を失う。

3 國際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、第六十一条の五の二第一項又は第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その清算人

若しくは破産管財人又は相続人に代わってり行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名

**第六十一条の九の三 旧国際規制物資使用者等**

(第六十一条の六の規定により許可を取り消された国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならぬ者をいう。)次項において同じ。は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれ三十日以内に、前項の規定により講じた措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。

2 (国際特定活動の届出)

**第六十一条の九の四 国際特定活動を行う者**

は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者(以下「国際特定活動実施者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 国際特定活動実施者は、当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を継承した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、原子力規制委

員会規則で定めるところにより、その旨を  
原子力規制委員会に届け出なければならな  
い。

## 第二節 指定情報処理機関

### （情報処理業務の委託）

第六十一条の十 原子力規制委員会は、国際  
約束に基づく保障措置の適切な実施に資す  
るとして認めるときは、政令で定めるところに  
より、国際規制物資の使用の状況に関する  
情報の解析その他の処理業務（以下「情報  
処理業務」という。）をその指定する者  
（以下「指定情報処理機関」という。）に  
行わせることができる。

### 第六十二条の十一 前条の指定は、情報処理

業務を行おうとする者の申請により行う。

#### （指定の基準）

### 第六十二条の十二 原子力規制委員会は、第 六十二条の十の指定の申請があつた場合に おいては、その申請が次の各号に適合して いると認めるときでなければ、同条の指定 をしてはならない。

一 情報処理業務を適確に遂行するに足り  
る技術的能力及び経理的基礎があるこ  
と。

二 一般社団法人又は一般財團法人であつ  
て、その役員又は社員の構成が情報処理  
業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ  
（業務の実施義務）

がないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行つてある  
場合には、その業務を行うことによつて  
情報処理業務の適確な遂行に支障を及ぼ  
すおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際約束  
に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施  
を阻害することとならないこと。

（指定の欠格条項）

第六十二条の十三 次の各号の一に該当する  
者には、第六十二条の十の指定を与えない  
こと。

一 第六十一条の二十一の規定により第六  
十二条の十の指定を取り消され、取消し  
の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の  
規定に違反し、刑に処せられ、その執行  
を終わり、又は執行を受けることのなく  
なつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行ふ役員のうちに前号に該  
当する者のある者  
（名称等の変更）

第六十二条の十四 指定情報処理機関は、そ  
の名称、住所又は情報処理業務を行う事業  
所の所在地を変更しようとするときは、あ  
らかじめ原子力規制委員会に届け出なけれ  
ばならない。

2 第六十一条の十六 指定情報処理機関は、原  
子力規制委員会から情報処理業務を行ふべ  
きことを求められたときは、正当な理由が  
ある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務  
を行わなければならない。

#### （業務規定）

第六十二条の十七 指定情報処理機関は、原  
子力規制委員会の認可を受けなければなら  
ない。これを変更しようとするときも、同様  
とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、原子力規  
制委員会規則で定める。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をし  
た業務規定が情報処理業務の適確な遂行上  
不適当となつたと認めるときは、その変更  
を命ずることができる。

（事業計画等）

第六十二条の十八 指定情報処理機関は、毎  
事業年度開始前に（指定を受けた日の属す  
る事業年度にあつては、その指定を受けた  
後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及  
び収支予算を作成し、原子力規制委員会の  
認可を受けなければならぬ。これを変更  
しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後  
三月以内に、その事業年度の事業報告書及

指定情報処理機関は、原  
子力規制委員会から情報処理業務を行ふべ  
きことを求められたときは、正当な理由が  
ある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務  
を行わなければならない。

び收支決算書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(秘密保持義務)

**第六十一条の十八** 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(適合命令)

**第六十一条の十九** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるとときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

**第六十一条の二十** 指定情報処理機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。  
(指定の取消し等)

**第六十一条の二十一** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の十の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六十一条の十四、第六十一条の十五、第六十一条の十七又は前条の規定に違反したとき。

三 第六十一条の十六第一項の認可を受けた業務規定によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第六十一条の十六第三項又は第六十一条の十九の規定による命令に違反したとき。

(公示)

**第六十一条の二十二** 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の十の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十の許可をしたとき。  
三 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告・徴収等)

**第六十一条の二十三** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 「その職員」を「当該職員」に改める。  
「当該職員」を「當該職員」に改める。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三節 指定保障措置検査等実施機関  
(指定保障措置検査等実施機関)

**第六十一条の二十三の二** 原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という。)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定

する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十一条第五項の規定により収去した試料又は

同条第一項の規定により収去した試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく

保障措置の実施のために収去したものに限る。）の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十一項若しくは第十二項の規定により取り付けた装置による記録の確認

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第六十八条第五項」を「第六十八条第四項」に、「第六十八条第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条第十項若しくは第十一項」に改める。

三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの（指定）

第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行おうとする者の申請により行う。

2

前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるもの

四 原子力規制委員会は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査を行わないものとする。（指定の基準）

第五条 第六十一条の二十三の四 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 原子力規制委員会規則で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が原子力規制委員会規則で定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置

検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとなるまいこと。

（指定の欠格条項）

第六十一条の二十三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過して

いない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の二十三の十二の規定による命令により解任され、解任の日か

ら二年を経過していない者

(名称等の変更)

### 第六十一条の二十三の六 指定保障措置検査

等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

(保障措置検査の実施)

**第六十一条の二十三の七 原子力規制委員会**は、指定保障措置検査等実施機関に対し、場所その他原子力規制委員会規則で定める事項(第六十一条の八の二第二項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む。)を記載した実施指示書を交付するものとする。この場合において、実施指示書に記載される内容は、当該保障措置検査に当たつて行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項について対処する必要が生じたときは直ちに原子力規制委員会の指定するその職員に通報すべき旨を含むものでなければならない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

### 2

指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施指示書の交付を受けたときは、当該実施指示書に記載された内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者(以下「保障措置検査員」という。)に当該保障措置検査を実施させなければならない。

### 3

指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員は、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

### 4

指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行つたときは、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

(業務規定)

### 第五十六条の二十三の八 指定保障措置検査

等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規定(以下この節において「業務規定」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関の役員

制委員会規則で定める。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(区分経理)

### 第五十六条の二十三の九 指定保障措置検査

等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第六十一条の二十三の十 国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(役員の選任及び解任等)

### 第六十一条の二十三の十一 指定保障措置検査

等実施機関の役員の選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

### 第六十一条の二十三の十二 原子力規制委員会

は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこ

核原料物質、核燃料物質及び原子二三の一三一六一条の二三の一九

# 一 爐の規制に関する法律〔六一条の

の法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当ないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

二 第六十二条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十二条の二十三の八第一項の認可

業務に従事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

**第六十一条の二十三の十四** 原子力規制委員会は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。  
六 第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。

障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けたて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合は第六十一条の二十三の十五の規定に定む。

**第六十一条の二十三の十五** 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六十一条の二十三の十七 指定保障措置検査等実施機関は、帳簿を備え、保障措置検査等実施業務に關し原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。  
前項の帳簿は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保存しなければならぬ。

**第六十一条の二十三の十六** 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が次の

## （原子力規制委員会による保障措置検査）

**第六十一条の二十三の十九** 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示する。

第六十一条の二十三の十八 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が第六

するものとする。

一 第六十二条の二十三の二の指定をしたとき。

二 第六十二条の二十三の六の規定による届出（名称又は住所に係るものに限る。）があつたとき。

三 第六十二条の二十三の十五の許可（保障措置検査に係るものに限る。）をしたとき。

四 第六十二条の二十三の十六の規定により指定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により原子力規制委員会が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を行なうものとするとき、又は自ら行つていた保障措置検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（準用）

第六十二条の二十三の二十 第六十二条の十七、第六十二条の十八及び第六十二条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、

第六十二条の十八中「情報処理業務」とあるのは、「保障措置検査の業務」と、第六十二条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読む。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六一条の二）

み替えるものとする。

（原子力規制委員会規則への委任）

第六十二条の二十三の二十一 この節に定め

るもののか、指定保障措置検査等実施機関の財務及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

## 第七章 雜則

注 第七章の章名は平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第七章を第十三章とする。

（海洋投棄の制限）

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄

すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

（指定又は許可の条件）

第六十二条の二 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第三項、第四十三条の三の五第一項、第四十一条、第四十三条の四第一項、第五十二条第一項若しくは第六十二条の三

第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他の国際約束を実施するため必要な条件を付することができる。

3 前二項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受けるものに不当な義務を課すこととなるものでなければならない。

（原子力施設に係る基準の明確化）

第六十二条の二の二 原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たつては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知識を見踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に

努めるものとする。

**注**第六二条の二の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起

見出し中「原子力施設」を「原子力施設寺」に改め、同条中「原子力施設」を「原子力施設等」に、「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」に改める。

六十二条の三 原子力事業者等（核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。）は、製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設（以下この条において「製鍊施設等」という。）に関する人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。）、製鍊施設等の故障その他の主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令（第五十九条第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令）をいふ。以下この条において同じ。）で定める事象が生じたときは、主務省令で定めると

ころにより、遅滞なく、事象の状況その他  
の主務省令で定める事項を主務大臣(同項)  
の規定による届出をした場合については、  
都道府県公安委員会)に報告しなければな  
らない。

**注** 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

**第六十三条** 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者

（危険時の措置）  
海上保安官に届け出なければならぬ。  
たときは、遅滞なく、その旨を警察官又は  
を含む。）は、その所持する核燃料物質について盜取、所在不明の他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならぬ。

原料物質の使用に係る施設（以下この条において「製鍊施設等」という。）を「原子力施設等」に「製鍊施設等の」を「原子力施設等の」に改める。

一 製鍊事業者、加工事業者、試驗研究用

等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては原子力

2 染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会の発する命令をいふ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならぬ。

前項の事態を発見した者は、直ちに、そ

の旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等）

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六四条の三）

藏事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者

原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ原子力規制委員会又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

### 二 受託貯蔵者 原子力規制委員会

（特定原子力施設の指定）

**第六十四条の二** 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは

3 として指定することができる。  
2 原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。  
3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定原子力施設について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。

（実施計画）

### 第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前

条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等

は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止のため又は特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるとときは、特定原子力事業者等に対し、実施計画の変更を命ずることができる。

5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が前項の規定に違反していると認めるときその他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上又は特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、特定原子力事業者等に対し、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置

を講ずることを命ずることができる。  
7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならぬ。

8 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四条の三第七項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

注 第八項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十二条第六項から第八項まで」を「第六十一条の二の二第三項から第五項まで」に、「同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四条の三第七項」と、「」を「同条第三項中」に、「もの」とあるのは「」を「もの」とあるのは、「」に改める。

(特定原子力施設の特例)

第六十四条の四 特定原子力施設について

確保される場合に限り、政令で定めることにより、この法律の規定の一部のみを適用することとことができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

#### 第六十五条 削除

(原子力規制委員会に対する申告)

第六十六条 原子力事業者等(外国原子力船舶運航者を除く。以下この条において同じ)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事實を原子力規制委員会に申告することができる。原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告徴収)

第六十七条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定)の施行に必要な限度において、原子力事業者等(核燃料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。)に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核燃料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者については原子力規制委員会とし、第五十九条

第五項に規定する届出をした場合について  
は都道府県公安委員会とする。に応じ、  
その業務に関し報告をさせることができ  
る。

2 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、

前項の規定による報告の徴収のほか、同項  
の規定により原子力事業者等（外国原子力  
船運輸者を除き、使用者及び旧使用者等に  
あつては、第五十七条第一項の規定により  
保安規定を定めなければならぬこととさ  
れているものに限る。以下この項において  
同じ。）に報告をさせた場合において、核  
燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染  
された物又は原子炉による災害を防止する  
ため特に必要があると認めるときは、この  
法律の施行に必要な限度において、原子力  
事業者等の設置する製鍊施設、加工施設、  
試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施  
設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廢  
棄物理設施、廃棄物管理施設又は使用施  
設等の保守点検を行つた事業者に対し、必  
要な報告をさせることができる。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定によ  
る報告の徴収のほか、第四十三条の三の三  
十一第一項及び第四十三条の二十六の三第  
一項の規定の施行に必要な限度において、  
第四十三条の三十一第一項の規定によ  
り型式設計特定機器の型式について指定を

受けた者又は第四十三条の二十六の三第一  
項の規定により型式設計特定容器等の型式  
について指定を受けた者に対し、必要な報  
告をさせることができる。

4 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、

第一項の規定による報告の徴収のほか、第  
六十二条第一項の規定の施行に必要な限度  
において、船舶の船長その他の関係者に対  
し、必要な報告をさせることができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定によ  
る報告の徴収のほか、追加議定書の定める  
ところにより国際原子力機関に対して報告  
又は説明を行うために必要な限度において、  
国際規制物資を使用している者その他  
の者に対し、国際原子力機関からの要請に  
係る事項その他の政令で定める事項に関し  
報告をさせることができる。

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及  
び核物質防護検査官）

第六十七条の二 原子力規制委員会に、原子  
力施設検査官、原子力保安検査官及び核物  
質防護検査官を置く。

2 原子力施設検査官は、第十六条の三第一  
項、第十六条の四第一項若しくは第四項、  
第十六条の五第一項、第二十八条第一項、  
第二十八条の二第一項若しくは第四項、第  
二十九条第一項、第四十三条の三の十一第  
一項、第四十三条の三の十二第一項若しく

は第四項、第四十三条の三の十五、第四十  
三条の九第一項、第四十三条の十第一項若  
しくは第四項、第四十三条の十一第一項、  
第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、  
第五十五条の二第一項、第五十五条的三第一  
項、第五十五条の八第一項、第五十五条的十  
九第一項若しくは第四項、第五十五条的十  
六第一項、第五十五条的二第一項、第五十五  
条の三第一項若しくは第六十四条の三第七  
項（施設に係る部分に限る）の検査又は  
第四十三条の三の十三第三項若しくは第四  
十三条の三の十六第四項の審査に関する事  
務に從事する。

3 原子力保安検査官は、第十二条第五項、  
第二十二条第五項、第三十七条第五項、第  
四十三条の三の二十四第五項、第四十三条  
の二十第五項、第五十条第五項、第五十一  
条の十八第五項、第五十七条第五項又は第  
六十四条の三第七項（保安のための措置に  
係る部分に限る）の検査に関する事務に  
從事する。

4 核物質防護検査官は、第十二条の二第五  
項（第二十二条の六第二項、第四十三条の  
二第二項、第四十三条の三の二十七第二  
項、第四十三条の二十五第二項、第五十条  
の三第二項、第五十二条の二十三第二項及  
び第五十七条の二第二項において準用する  
場合を含む。）又は第六十四条の三第七項

（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に從事する。

5 原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

**注 第六七条の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**

#### （原子力検査官）

第六十七条の二 原子力規制委員会に、原

#### 子力検査官を置く。

2 原子力検査官は、原子力規制検査若しくは第六十四条の三第七項の検査又は第十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十一条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十五条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十二条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第三項、第二

#### （立入検査等）

第六十八条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律

（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかるわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者）同条第五項、第六項、第八

3 原子力検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

18条第三項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項、第五十一条の六、第五十一条の八第三項、第五十二条の二十四の二第二項、第五十五条の二第三項、第五十八条第二項、第五十九条第二項（原子力規制委員会の確認に限る。）若しくは第六十二条の二第一項の確認に関する事務に従事する。

**注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**

「その職員」を「当該職員」に改める。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の三の十三第一項、第四十三条の二第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

職員（都道府県公安委員会にあつては、警

察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者についての法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に質問させることができる。

**注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号に**

2

原子力規制委員会は、前項の規定によ  
る立入検査のほか、第三条第一項、第六  
条第一項、第十三条第一項、第十六条第一  
項、第十九条第一項及び第二項、  
第二十三条第一項、第二十三条の二第一  
項、第二十六条第一項、第二十六条の二  
第一項、第二十七条第一項及び第二項、  
第四十三条の三の五第一項、第四十三条  
の三の八第一項及び第四項、第四十三条  
の三の九第一項及び第二項、第四十三条  
の三の十第一項、第四十三条の三の三十  
第一項及び第三項、第四十三条の三の三  
十一第一項、第四十三条の三の三十二第  
二項、第四十三条の四第一項、第四十三  
条の七第一項、第四十三条の八第一項及  
び第二項、第四十三条の二十六の二第一  
項及び第三項、第四十三条の二十六の三  
第一項、第四十四条第一項、第四十四条  
の四第一項、第四十五条第一項及び第二  
項、第五十五条の二第一項、第五十五条  
の五第一項、第五十五条の七第一項及び  
第二項、第五十二条第一項、第五十五条  
第一項、第五十九条第三項並びに第六十  
一条の二の二第一項の規定の施行に必要  
な限度において、当該職員に、原子力施

•

設備の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿・書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることがで  
きる。

3  
る原子力規制委員会は第一項の規定によ  
る立入検査のほか、第十六条の二第一項、  
第十六条の三第一項、第十六条の四第一  
項、第十六条の五第一項、第二十二条第五  
項、第二十七条第一項、第二十八条第一  
項、第二十八条の二第二項、第二十九条第  
一項、第三十七条第五項、第四十三条の三  
の九第一項、第四十三条の三の十第一項、  
第四十三条の三の十一第一項、第四十三条  
の三の十二第一項、第四十三条の三の十三  
第一項、第四十三条の三の十五、第四十三  
条の三の十六第一項、第四十三条の三の二  
十四第五項、第四十三条の三の三十一第一  
項、第四十三条の八第一項、第四十三条の  
九第一項、第四十三条の十第一項、第四十  
三条の十一第一項、第四十三条の二十第五  
項、第四十三条の二十六の三第一項、第四  
十五条第一項、第四十六条第一項、第四十  
六条の二第一項、第四十六条の二の三第二  
項、第五十条第五項、第五十一条の七第二  
項、第五十五条の八第一項、第五十五条の

4

他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

注 第三項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5

原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第九項の規定による立入検査の実施を確保するため必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

**注** 第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

**注** 第六項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「職員」を「当該職員」に改め、同項を第五項とする。

7

第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**注** 第七項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「第五項」を「第四項」に改め、同項を第六項とする。

8

国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の規定による立会いの下に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて、国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

**注** 第九項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「その職員」を「当該職員」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を第八項とする。

**注** 第八項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

10 第六項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

**注** 第一〇項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第七項とする。

9 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、原子力規制委員会の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十四項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて、国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

「第六項」を「第五項」に、「その職員」  
を「当該職員」に改め、同項を第九項とす  
る。

11 原子力規制委員会は、保障措置協定に基  
づく保障措置の実施に必要な限度において、  
原子力規制委員会規則で定めるところ  
により、その職員に、国際規制物資を使用  
している者の工場又は事業所内において、  
国際規制物資の移動を監視するために必要  
な封印をさせ、又は装置を取り付けさせること  
ができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号  
により改正され、公布の日から起算して三  
年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同  
項を第十項とする。

12 原子力規制委員会は、前項の規定による  
封印又は装置の取付けのほか、追加議定書  
に基づく保障措置の実施に必要な限度にお  
いて、その職員に、国際規制物資を使用し  
ている者の工場又は事業所その他の場所内  
において、国際規制物資その他の物の移動  
を監視するために必要な封印をさせ、又は  
装置を取り付けさせることができる。

注 第一二項は、平成二九年四月法律第一五号  
により改正され、平成二九年四月法律第一五号  
により改正され、公布の日から起算して三  
年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六八条）

により改正され、公布の日から起算して三  
年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同  
項を第十一項とする。

13 國際原子力機関の指定する者は、原子力  
規制委員会の指定するその職員又は第六十  
一条の二十三の七第二項の規定により保障  
措置検査を行う保障措置検査員の立会いの  
下に、保障措置協定で定める範囲内で、国  
際規制物資を使用している者の工場又は事  
業所内において、国際規制物資の移動を監  
視するために必要な封印をし、又は装置を  
取り付けることができる。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号  
により改正され、公布の日から起算して三  
年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同  
項を第十二項とする。

14 國際原子力機関の指定する者は、前項の  
規定による封印又は装置の取付けのほか、  
原子力規制委員会の指定するその職員の立  
会いの下に、追加議定書で定める範囲内  
で、国際規制物資を使用している者の工場  
又は事業所その他の場所内において、国際  
規制物資その他の物の移動を監視するため  
に必要な封印をし、又は装置を取り付ける  
ことができる。

2 (秘密保持義務)  
第六十八条の二 原子力事業者等（原子力事  
業者等から運搬を委託された者及び受託貯  
蔵者を含む。次項において同じ。）及びそ  
の従業者並びにこれらの者であつた者は、  
正当な理由がなく、業務上知ることのでき  
た特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏  
らしてはならない。  
2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物  
質の防護に関する業務を委託された者及び  
その従業者並びにこれらの者であつた者

ことができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号  
により改正され、公布の日から起算して三  
年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同  
項を第十三項とする。

15 何人も、第十一項から前項までの規定に  
よりされた封印又は取り付けられた装置  
を、正当な理由がないのに、取り外し、又  
は毀損してはならない。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号  
により改正され、公布の日から起算して三  
年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行

「第十一項」を「第十項」に改め、同項  
を第十四項とする。

（秘密保持義務）  
第六十八条の二 原子力事業者等（原子力事  
業者等から運搬を委託された者及び受託貯  
蔵者を含む。次項において同じ。）及びそ  
の従業者並びにこれらの者であつた者は、  
正当な理由がなく、業務上知ることのでき  
た特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏  
らしてはならない。  
2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物  
質の防護に関する業務を委託された者及び  
その従業者並びにこれらの者であつた者

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六八条）

は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

**3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密**を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

(聴聞の特例)

**第六十九条** 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条第二項、第六十一条の六又は第六十一条の規定による事業の停止、試験研究用等の規定による原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

**2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の二の二第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の**

二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十二条第一項、第二十三条の二第一項、第二十二条において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十二条、第二十二条の三第三項、第三十三条第一項、第二十二条の三第三項、第三十三条第二項、第四十一条第三項、第四十三条の三の二第一項、第三十二条、第四十四条の三十六、第四十六条の七、第五十五条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の三十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(審査請求)

**第七十条** この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分について不服がある者は、原子力規制委員会に対し、審査請求をすることができる。この場合において、原子力規制委員会は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、指定保障措置検査等実施機関の上級行政庁とみなす。

(許可等についての意見等)

**第七十一条** 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十二

条第一項、第二十六条の二第一項、第三十二条第一項、第二十二条の三第一項、第三十二条第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項

の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合

経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

原子力規制委員会は、第二条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第四十三条の四第一項、第十四

十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項若しくは第五十一条の十九第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十二条第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聽かなければならない。

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前二項の意見を求められた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、当該製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、加工事業者、船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の二十五回第一項、第四十三回の四第一項若しくは第五十一条の二第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子弹船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者

の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

注

第三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「その職員」を「当該職員」に改める。

4 第六十八条第六項及び第七項の規定は前項の規定による立入検査に準用する。

注  
第六項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「第六十八条第六項及び第七項」を「第六十八条第五項及び第六項」に改める。

5 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項、第四十三条の三の八第六項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用的の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用的の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は

発電用原子炉施設の使用的の停止の命令に限り、）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により原子力規制委員会又は国土交通大臣が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る）をした場合における原子力規制委員会、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

（国家公安委員会等との関係）  
第七十二条 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならぬ。

注  
第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行

2 「第二項」の下に「これらの規定のうち」を加える。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の二第一項、第十二条の二第三項若しくは第五项（これらの規定を第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二五五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の三第一項、第三十五条第二項、第四十条の二の二第二項、第四十三条の三の二十二第二項、第四十三条の三の二十八第一項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十六第四項、第五十二条の二十四第一項、第五十六条の三第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十四条の三第五項（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の

規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができる。

3 「若しくは第五項」及び「これらの規定を」を削り、「又は」を「」、第六十一条の二の二第一項（同項第三号又は第四号イ若しくはハ（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）に係る部分に限る。又は」に改める。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員（国家公安委員会にあっては、警察庁の職員）に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。注 第三項は、平成二九年四月法律第二五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 「その職員」を「当該職員」に改める。

第五十六条第六項及び第七項の規定は前項の規定による立入検査に準用する。

注 第四項は、平成二九年四月法律第二五号に

より改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

5 「第六十八条第六項及び第七項」を「第六十八条第五項及び第六項」に改める。

6 「第六十八条第六項及び第七項」を「第六十八条第五項及び第六項」に改める。

二十三第一項、第五十七条の二第二項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項（第二十条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十一条の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十二条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の一第一五項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第五十二条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一條の二第二項、第五十二条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項（第二十二条の三の二十七第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第五十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の二の二第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の二の二第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条の七第一項

若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

**注** 第五項は、平成一九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十二条の二第五項（第二十二条の六

第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十二項、第五十条の三第二項、第五十一條の二第二項、第五十二条の三第二項、第五十五条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四号イ若しくはハ（特

定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）に係るものに限る。」若

しくは第六十四条の三第七項の検査（特定核燃料物質の防護のための措置に係るものに限る。）をした」に改める。

**第七十二条の二** 国家公安委員会、原子力規制委員会及び国土交通大臣は、この法律に基づく特定核燃料物質の防護のための規制に関する相互に協力するものとする。  
**（環境大臣との関係）**

2 原子力規制委員会は、第六十一条の第二項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3 原子力規制委員会は、環境大臣に対し、第六十一条の二第一項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に關し、必要な効力を求めることができる。

### 第七十三条 削除 (経過措置)

**第七十四条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。次項において同じ。）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、国際規制物資の範囲が国際約束の定める手続により変更された場合又は追加議定書附属書Iに掲

**第七十二条の二の二** 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二

条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一条の二第一項又は第二項の規定の運用に関し原子力規制委員会に意見を述べることができる。

が追加議定書の定める手続により  
変更された場合においては、政令で、その  
変更に伴い合理的に必要と判断される範囲  
内において、所要の経過措置を定めること  
ができる。

### 第七十五条 次の

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

二 第三条第一項又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十一条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項、第三十六条の二第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第二項、第五十二条的第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者

三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第

五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十五条の五第三項において準用する場合を含む)、第十二条の七第二項若しくは第四項(第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十二条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む)、第十六条の二第一項若しくは第二项、第二十二条の八第二項、第二十二条の九第二項、第二十七条第一項若しくは第二项、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の九第一項若しくは第二项、第四十三条の三の三十二第四項、第四十三条の三十四第二項、第四十三条の三の三十五第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二项、第四十三条の二十七第二项、第四十三条の二十八第二項、第四十五条的第一項若しくは第二项、第五十条の五第五项、第五十七条の五第二项、第五十七条の六第二项又は第六十二条の二第二项の認可を二十四の二第一项、第五十二条の二十五第二项、第五十二条の二十六第二项、第五二项、第五十二条第二项、第五十二条の七第一项若しくは第二项、第五十二条の二第二项の認可を

**注** 第四・五号は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

六 第十二条の六第八項（第二十二条の八  
第三項、第四十三条の三の二第三項、第  
四十三条の三の三十四第三項、第四十三  
条の二十七第三項、第五十条の五第三

項、第五十一条の二十九第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第十二条の七第九項(第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)、第五十一条の六、第五十条の二十四の二第二項、第五十八条第三項、第五十九条第二項若しくは第六十一条の二第一項の確認又は第五十九条第三項の承認を受けようとする者

七 第四十三条の三の三十第一項若しくは第四十三条の三の三十一第一項若しくは第四十三条の二十六の二第一項の型式証明又は第四十三条の三の三十一第一項若しくは第四十三条の二十六の三第一項の指定を受けようとする者

八 第二十二条の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

九 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

注 第六十九号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

### 第六号中「第五十一条の六、第五十一条の二十四の二第二項」を「第十六条の三第三項、第二十八条第三項、第四十三条の三

の十一第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項、第五十一条の六、第五十条の八第三項、第五十一条の二十四の二第一項、第五十五条の二第三項」に改め、同号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項に次の一号を加える。

八 原子力規制検査を受けようとする者前項の手数料は、国庫の収入とする。

3 2 第一項の規定は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

#### (国に対する適用)

第七十六条 この法律の規定は、前条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

### 第八章 罰則

注 第八章の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

二 第三十一条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

六 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者

六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の指定を受けないで製鍊の事業を行つた者

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つた者

四 第二十三条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置した者

五 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反けないで同項の保持をした者

六 第二十三条の二第二項の許可を受けないで同項の保持をした者

七 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反した者

八 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子

力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

九 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子

力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

十 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子

力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

十一 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子

力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

十二 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子

力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

十三 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子

力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

令に違反した者

六の四 第四十三条の三の二十五第一項の

許可を受けないで発電用原子炉又は発電

用原子炉を含む一体としての施設を譲り

受けた者

六の五 第四十三条の四第一項の許可を受

けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つ

た者

七 第四十四条第一項の指定を受けないで

再処理の事業を行つた者

七の二 第五十一条の二第一項の許可を受

けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事

業を行つた者

七の三 第五十一条の十九第一項の許可を

受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設

地を含む一体としての施設を譲り受けた

者

八 第五十二条第一項の許可を受けないで

核燃料物質を使用した者

九 第五十六条の規定による核燃料物質の

使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する

者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受け

なければならぬ事項について、同項の

許可を受けないで第三条第二項第二号又

は第三号に掲げる事項を変更した者

一の二 第十一条の二第二項、第二十一条

の三第三項、第三十六条第二項、第四十

三条の三の二十三第二項、第四十三条の

十九第二項、第四十九条第二項、第五十

一条の十七第二項、第五十六条の四第二

項、第五十九条第四項（特定核燃料物質

の防護のために必要な措置に係る部分に

限る。）又は第六十条第二項（特定核燃

料物質の防護のために必要な措置に係る

部分に限る。）の規定による命令に違反

した者

二 第十二条第一項、第二十二条第一項、

第三十七条第一項、第四十三条の三の二

十四第一項、第四十三条の二十第一項、第

五十条第一項、第五十五条の十八第一

項又は第五十七条第一項の規定に違反し

た者

三 第十二条第三項、第二十二条第三項、

第三十七条第三項、第四十三条の三の二

十四第三項、第四十三条の二十第三項、

第五十条第三項、第五十五条の十八第三

項又は第五十七条第三項の規定による命

令に違反した者

四 第十二条第六項（第二十二条第六項、

第三十七条第六項、第四十三条の三の二

十四第六項、第四十三条の二十第六項、第

五十五条第六項、第五十五条の十八第六

項、第五十七条第六項又は第六十四条の

四の四 第十二条の二第六項（第二十二

条、第五十七条第六項又は第六十四条の

注 第一（四号は、平成一九年四月法律第一五  
号により改正され、公布の日から起算して  
三年を超えない範囲内において政令で定め  
る日から施行

る号の一を第二号とす。

第一号中「又は第三号」を「第三号又  
は第五号」に改め、第四号を削り、第三号  
を第四号とし、第二号を第三号とし、第一  
号の一を第二号とす。

四の二 第十二条の二第一項、第二十二条

の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三

条の二十七第一項、第四十三条の三第一

項、第五十五条の二十三第一項又は第五

十七条の二第二項の規定に違反した者

四の三 第十二条の二第三項（第二十二条

の六第二項、第四十三条の二第二項、第

四十三条の三の二十七第二項、第四十三

条の二十五第二項、第五十条の三第二

項、第五十五条の二十三第二項及び第五

十七条の二第二項において準用する場合

を含む。）の規定による命令に違反した

の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

注 第四号の四是、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の二の二第一項、第四十三条の三の二十八第一項、第四十三条の二十六第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七条の三第三項の規定に違反した者五の二 第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者五の三 第十二条の六第二項、第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三条の二十七第二項、第五十条の五第二項、第五十一条の二十五第二項又は第五十七条の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者

五の四 第十二条の六第七項(第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十四の二第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

注 第四号の四是、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五の五 第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三十五第二項、第四十三条の二十八第二項、第五十一条の二第二項、第五十二条の三十五第二項又は第五十七条の六第二項の規定に違反した者五の六 第十二条の七第三項、第二十二条の九第三項、第四十三条の三の三第三項、第四十三条の三の三十五第三項、第四十三条の二十八第三項、第五十一条の二十六第二項又は第五十七条の六第三項の規定に違反した者五の七 第十二条の七第八項(第二十二条の八第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条の四第二項、第五十二条の二十六第二項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

六 第十六条第一項の規定により許可を受ければならない事項について、同項の許可を受けないで第十二条第二項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更した者

注 第六号は、平成二五年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

七 第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項若しくは第四項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者八 第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項若しくは第四項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者八 第十六条の五第一項、第二十九条第一项、第四十三条の三の十五、第四十三条

の十一第一項、第四十六条の二の三第一項又は第五十一条の十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**注** 第七・八号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めることから施行

七 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用した者

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の十第一項若しくは第三項、第四十六条の二第一項若しくは第三項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

九 第二十二条の二第一項の規定に違反した者

九の二 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止した者

十 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

**注** 第〇号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める

十一 第二十六条の二第一項の許可を受けた者

「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

十二 第二十六条の二第一項の規定に違反して、同項の変更又は保持をした者

十三 第四十三条の三の十二第一項又は第四項の規定に違反して燃料体を使用した者

十四 第四十三条の三の十三第一項又は第四十三条の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十五 第四十三条の三の十三第一項又は第四十三条の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十六 第四十三条の三の三の二十六第一項若しくは第四項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十七 第四十三条の三の三の二十六第一項若しくは第四項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三項」に改める。

十三 第四十条第一項の規定に違反した者

十四 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止した者

十五 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更した者

**注** 第〇号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める

十六 第四十三条の三の八第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十七 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用した者

十八 第四十三条の三の三の二十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十九 第四十三条の三の三の二十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者



る命令に違反した者

いで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更する者

事項を変更した者  
二十四 第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定に違反して使用施

三条の三第一項の規定に違反して借用した者

**注** 第二三・二四号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行  
第二十三号中「第九号」を「第十号」に

又は第五十五条の三第一項」を「第五十

二十四の二 第五十七条の五第一項の規定  
十二条の二第三項に改める。

に違反して核燃料物質の全ての使用を禁止した者

**注** 第二五号の二は、平成二九年四月法律第一  
第六十一条の規定に違反した者

五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

二十五の二 第六十一条の二の二第三項の規定による立入り、検査若しくは試

料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十六 第六十二条第二項の規定に違反した者（第七十八条の五に規定する者を除く。）

二十六の二 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反した者

二十八 第六十六条第二項の規定に違反した者

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る

部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者

### 三十二 者 第七十二条第三項の規定による立

第三回 まつり（一） 第二回 まつり（一）  
入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八条の二 第六十一条の十八（第六十一条の二十一）  
一条の二十三の二十において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の二十一

三の十六の規定による保障措置検査等実施業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条の四** 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の

**第七十八条の五** 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

日本船舶以外の船舶をいう。(以下同じ。)において第六十二条第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

**第七十九条** 次の各号のいずれかに該当する者

は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十三条の

十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

二 第三十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行つた者

四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じた者

五 第五十七条の七第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者

六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者

七 第五十九条第二項の規定による確認を

受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

八 第五十九条第八項の規定に違反した者

九 第六十一条の三第一項の許可を受けないで国際規制物資を使用した者

十 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者

十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反した者

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者

十四 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反した者

十五 第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者

十六 第六十一条の九の四第一項若しくは第三項、第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第六十一条の九の三第一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同一項の規定による命令に従わなかつた者

十八 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

十九 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二

問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他行為を拒み、又は妨げた者

一の五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十七条の七第七項若しくは第八項、第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同一項の規定による命令に従わなかつた者

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

五 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二

号から第四号までに掲げる事項を変更した者

六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第六十一条の八の二第五項又は第六十一条第十五項の規定に違反した者

注 第八号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年から施行

「第六十八条第十五項」を「第六十八条第十四項」に改める。

九 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第

五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第五項まで又は第八項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若し

くは虚偽の陳述をした者

十二 第六十八条第九項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

注 第一一・一二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第六十九条第九項」を「第六十八条第八項」に改める。

第十一号中「第五項まで又は第八項」を「第四項まで又は第七項」に改め、第十二号中「第六十八条第九項」を「第六十八条第

一 第六十一条の二十三の二十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せざり、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第六十一条の二十三の二十七第一項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六十一条の二十三の二十七第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の報告

をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し

陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十条の四 第七十八条第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは

しきは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十七条第一号から第三号まで、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発用を除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この二号に「設置者」といふ。）

の条において「試験研究炉等設置者」というに係る部分を除く。) 第四号の二、第五号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二 第七十八条第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び

使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十三号の三から第十五号の七まで、第十四号、第十五号

試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 一億円以下の罰金刑を除く。) 第二号は、平成二十九年四月法律第五号に改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十六号の二（試験研究炬等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究炬等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炬等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炬等設置者及び使用者に係る部分を除く。）一億円以下の罰金刑

条の四、第七十九条又は第八十条各本条の罰金刑

**第八十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一、第七条、第十七条、第四十三条の十一、第四十六条の三若しくは第五十一条の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 四 の規定による届出を怠つた者  
四 正当な理由なく、第二十二条の三第三項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者免状を返納しなかつた者
- 四の二 第二十二条の七の二第三項、第四十三条の三の二十九第三項若しくは第五十条の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四の三 第二十二条の七の二第四項、第四十三条の三の二十九第四項又は第五十条の四の二第四項の規定による命令に違反した者
- 四の四 第二十二条の七の二第五項、第四十三条の三の二十九第五項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- 五 第三十条、第四十三条の三の十七、第四十三条の十三若しくは第四十六条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第四十条第二項（第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
- 七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者
- 七の二 第四十三条の二十二第二項の規定による届出を怠つた者

- 四の二 第二十二条の七の二第三項、第四十三条の三の二十九第三項若しくは第五十条の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四の三 第二十二条の七の二第三項、第四十三条の三の二十九第四項又は第五十条の四の二第四項の規定による命令に違反した者
- 四の四 第二十二条の七の二第五項、第四十三条の三の二十九第五項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- 五 第三十条、第四十三条の三の十七、第四十三条の十三若しくは第四十六条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第四十条第二項（第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
- 七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者
- 七の二 第四十三条の二十二第二項の規定による届出を怠つた者

- 八 第五十一条の二十第二項の規定による届出を怠つた者  
九 第五十九条の二第二項の規定に違反した者
- 十 第六十一条の九の三第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十一 第六十三条第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の十九第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十五条第二項、第五十五条の十三第二項、第五十五条第二項、第五十五条の五第二項、第五十七条第七第三項（同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第六十一条の五第二項又は第六十一条の五の三第二項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

- 第八十四条 第七十八条の五の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。  
第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

注 第八十三条の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

### 第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

- 第八十五条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者を含む。）及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。
- 一 第七十八条（第六十二条第一項に係る部分に限る。）、第七十八条の五、第八十条（第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第四項に係る部分に限る。）又は第八十一条（第六十二条第一項、第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第四項に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」と

注 第八十三条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

いう。)に閑して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

注

第一号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第四項に」を「第三項に」に改める。

- 二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 押収金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。
- 二 提供すべき担保金の額は、事件の種別前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

### 第八十六条

前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面

が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第八十七条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りない。

### 附 則 (抄)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。

注 「政令で定める日」＝昭和三二年一月政令第三二三号により、昭和三二年一二月九日から施行

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に製錬の事業

に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

#### 4

担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

#### (主務省令への委任)

第八十八条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

#### (主務大臣等)

第八十九条 第八十五条から第八十七条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

を行つている者は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、第三条第一項の指定を受けないでも、引き続きその事業を行なう、及びその事業の用に供するため核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内にその事業について同項の指定の申請をした場合において、指定をする旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

前項の規定により引き続き製錬の事業を行なうことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三条第一項の指定の申請をしない者又はその期間内に同項の指定の申請をした者で指定をしない旨の通知を受けたものは、その事業を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により引き続き製錬の事業を行なうことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三条第一項の規定の申請をした者で指定をする旨の通知を受けたものに第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始前に」とあるのは、「指定を受けた日から三十日以内に」とする。

第三条 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について

は、第二十七条から第三十九条までの規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。

第四条 この法律の施行の際現に核燃料物質を使用している者は、附則第二条第一項に規定する場合及び日本原子力研究所がこの法律の施行の際現に設置している原子炉に核燃料物質を燃料として使用する場合を除き、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第五十二条第一項の許可を受けないでも、引き続き核燃料物質を使用することができます。その者が、その期間内に核燃料物質の使用について同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第五十二条第一項の許可の申請をしない者又はその期間内に同項の許可の申請をした者で許可をしない旨の通知を受けたものは、核燃料物質の使用を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に

に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五条 附則第二条第二項又は前条第二項の規定により届出をしなければならない者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前条第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないと認めるときは、これらの者に対する、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を所有している者（日本原子力研究所並びに附則第一条第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可の許可を受けたものを除く。）が総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子炉公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設

置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者がその核燃料物質を譲り受ける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。

**第七条** 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第八条** 附則第二条第二項又は附則第四条第二項の規定による届出を怠つた者は、一万

円以下の罰金に処する。

附則第五条前段の規定に違反し、又は同  
条後段の規定による命令に違反した者は、

五万円以下の罰金に処する。

附  
則  
〔昭和三年五月二〇日法律第  
一六一號〕

この法律は、公布の日から施行する。

二の法律は、公布の日から起算して九月  
附 則〔昭和三四年四月四日法律第一〇三号〕

この法律は、公石の日本に起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日を施行する。第二条、第三条、第四条

から施行する。ただし第二条第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第七十八条

条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

〔政令で定める日〕 二昭和三四年一二月政令第三七六号により、昭和三五年一月一日から施行

2 この法律の施行の際に原子炉設置者である者は、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、損害賠償措置を内閣総理

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則）

大臣に届け出なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、損害賠償措置が改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項第五号に規定する基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、損害賠償措置の変更を命ぜることができる。

3 法第七十一条第四項の規定は前項前段の規定による届出を受理した場合に、同法同

第一条第一項から第三項までの規定は前項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 この法律の施行の際現に原子炉の設置の  
許可を申請している者は、この法律の施行

語句を日語している者は、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、損害賠償

措置を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、原子炉設置者が附則第二項前段の規定による届出を怠り、又は同

項後段の規定による命令に違反したときは、法第二二三条第一項の許可を取り消

は法第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の

6 運転の停止を命ずることができる。

第三項までの規定は、前項の規定による処分をする場合こ準用する。

7 附則第二項後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則第五項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

附 則（昭和三六年三月三日法律第五〇号）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

注 「政令で定める日」ハ昭和三六年九月政令第三〇〇号により、昭和三六年九月三〇日から施行

2 この法律の施行の際現に使用されている改正後の法（以下「新法」という。）第五十五条の二第一項に規定する使用施設等についての使用者について同項の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に新法第五十六条の三第一項に規定する核燃料物質を使用している使用者について同項の規定を適用する。

一一七

る場合には、同項中「使用開始前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原

子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十号）の施行

の日から起算して三十日以内に」とする。

4 この法律の施行の際現に国際規制物資を

使用している者（新法第六十一条の二第一

項各号に該当する場合における当該各号に

規定する者を除く。）は、この法律の施行

の日から起算して六十日間は、新法第六十

一条の二第一項の許可を受けないでも、引

き続き国際規制物資を使用することができ

る。その者が、その期間内に同項の許可の

申請をした場合において、許可をする旨又

は許可をしない旨の通知を受ける日までの

期間についても、同様とする。

5 この法律の施行の際現に国際規制物資を

使用している新法第六十一条の七各号に規定する者について同条の規定を適用する場

合には、同条中「総理府令（第一号）に該当

するときには、総理府令、通商産業省令）で定めるところにより、あらかじめ

「核原料物質、核燃料物質及び原

子炉の規制に関する法律の一部を

改正する法律の施行の日から起算して六十

日以内に」とする。

## 附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四七号抄）

改正 昭和五四年六月一二日法律第四四号

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」＝昭和三七年三月政令第四三号により、昭和三七年三月一五日から施行

### （経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に規制法第二

十三条第一項の許可を受けている者（同法

三十九条第五項の規定により原子炉設置

者とみなされている者を含む。）について

は、この法律の施行の日から三月間は、第

六条の規定は、適用せず、かつ、この法律

の規定による改正前の規制法第二十三条第

二項第九号に掲げる事項の変更の許可に係

る同法の規定及び同法第七十八条第三号

（同法第二十三条第二項第九号に係る部分

をいう。）の規定は、なおその効力を有す

る。その期間内に第七条第一項の承認を申請した場合において、その申請について承

認又は不承認の処分を受けるまでの間も、

同様とする。

日本原子力研究所については、この法律

の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用しない。前項後段の規定は、その

期間内に日本原子力研究所が第七条第一項

の承認を申請した場合について準用する。

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規制法第二十六条第一項（同法第二十

三条第二項第九号に係る部分をいう。）の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によ

る。

### 附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号抄）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例によ

る。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例によ

る。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行してい

る処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることがなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるはず、なお從前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三九年七月一日法律第一七〇号抄）

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。「政令で定める日」ハ昭和四〇年六月政令第一〇五号により、昭和四〇年七月一日から

注 二〇五号により、昭和四〇年七月一日から施行する。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則）

## 行

### 附 則

（昭和四〇年五月二二日法律第七八号抄）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」ハ昭和四〇年一月二〇日から施行する。

（政令で定める日）

第三五九号により、昭和四〇年一月二〇日から施行

附 則（昭和四二年七月二〇日法律第七三号抄）

第一条 この法律は、〔中略〕公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」ハ昭和四二年九月政令第三〇五号により、昭和四二年一〇月二〇日から施行

附 則（昭和四二年八月一日法律第一二〇号抄）

（施行期日）

2 （経過措置）

この法律の施行の際現に加工事業者が工事に着手し又は工事を完了している加工施設に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条の二第一項の認可及びこの法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置し又は設置に着手している原子炉に係る改正後の法第二十三条第一項の許可是、次項の規定により当該加工事業者又は日本原子力研究所が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日に行なわれたものとみなす。

3 前項に規定する者は、それぞれ改正後の法第十六条の二第一項の認可又は同法第二十三条第一項の許可を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 改正後の法第二十二条の三第一項、第五十一項及び第六十二条の二第四項の規定は、この法律の施行の日から一年間

（施行期日）

抄

は、適用しない。

5 この法律の施行の際現に改正前の法第二十九条第一項の検査に合格している原子炉

施設は、改正後の法第二十八条第一項の検査に合格しているものとみなす。

6 改正後の法第六十一条の二第一項の規定は、この法律の施行の日から六十日を経過した日以後に使用される核原料物質について適用する。

7 この法律の施行の際現に国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供している日本原子力研究所に対する改正後の法第六十一条の三第四項の規定の適用については、

同項中「あらかじめ」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十五号）の施行の日から三十日以内に」とする。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によらる。

附 則〔昭和四六年五月一日法律第五三号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」ハ昭和四六年九月政令第三二二号により、昭和四六年一〇月一日から

施行

附 則〔昭和五一年一月二十五日法律第八〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）の公布の日から施行する。

注 「政令で定める日」ハ昭和五一年一月政令第三二四号により、昭和五一年二月一日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に国際規制物資を使用している者についてのこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の八第一項の規定の適用については、同項中

「国際規制物資の使用開始前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）の施行の日から三十日以内に」とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によらる。

附 則〔昭和四六年五月一日法律第五三号抄〕

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」ハ昭和四六年九月政令第三二二号により、昭和四六年一〇月一日から

第一

〔略〕  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

二

〔前略〕第三条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四条第二項の改正規定、同法第二十三条に一項を加える改正規定及び同法第二十四条第二項の改正規定（内閣総理大臣）を「主務大臣」に改める部分を除く。」（中略）

二物質及び原子炉の規制に関する法律第四条第二項の改正規定、同法第二十三条に一項を加える改正規定及び同法第二十四条第二項の改正規定（内閣総理大臣）を「主務大臣」に改める部分を除く。」（中略）

この条において「新規制法」という。の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 旧規制法の規定により国の機関に対し  
されている申請、届出その他の行為は、新

規制法の相当規定に基づいて、相当の国の中機関に対してされた申請、届出その他の行

3 為とみなす。  
　旧規制法第七十三条の規定の適用を受け

た原子炉施設（実用発電用原子炉及び実用船舶用原子炉以外の原子炉に係るものに限

る。次項において同じ。)であつて、附則第一条第三号に掲げる日において現に原子

炉設置者が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は船舶安全法（昭和八年法

律第十一号)の関係規定に従い、適法に工事に着手し、又は工事を完了しているもの

については、同日に新規制法第二十七条第一項の認可があつたものとみなして、新規

4 田規制法第七十三条の規定の適用を受け  
制法の規定を適用する。

同規制法第二十三条の規定の適用を受けるた原子炉施設であつて、附則第一条第三号に掲げる日において現ニ重氣事業法又は沿

に掲げる日ににおいて現に電気事業法又は船舶安全法の関係規定に従い適法に使用されているものについては、同日この所規則法第

二十八条第一項の検査に合格したものとみなして、所見判法の規定を適用する。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各号に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

附 則（昭和五四年六月一二日法律第四四号）

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」　二　昭和五四年一月政令  
第二七九号により、昭和五五年一月一日から施行

附 則（昭和五四年六月二九日法律第五二号）

（施行期日）  
抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」　二　昭和五四年一二月政令  
第二九三号により、昭和五四年一二月二八日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日にこの法律による改正後の

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十四条第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の趣する。

定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四条第三項の承認を申請する場合

に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣

3 総理大臣に提出しなければならない。

改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六条第一項の

規定による検査についてされている申請は、新法第四十六条第一項の規定による検

4 査についてされた申請とみなす。  
この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例によつては、

# 附則（昭和五五年五月七日法律第四三号）

1 この法律は、廃棄物その他の物の投棄に  
（施行期日）

よる海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

注　「効力を生ずる日」　|| 昭和五五年一月一四日

（經過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六年五月二七日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」＝昭和六年一月二六日  
〔第三四六号により、昭和六年一月二六日から施行〕

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という。)の規定による認可又は検査の合格で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という。)の規定による認可又は検査の合格とみなす。

旧法第十六条の二の規定による認可	新法第十六条の二及び第十六条の四第二項の規定による認可
旧法第十六条の三第一項の規定による検査の合	新法第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定による検査の合
又は第四項の規定による	又は第四項の規定による

検査の合格

旧法第二十七条  
の規定による認可

新法第二十七条及び第二十八条の二第二項の規定による認可

旧法第二十八条  
の規定による認可

新法第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定による認可

旧法第四十五条  
の規定による認可

新法第四十五条及び第四十六条の二第二項の規定による認可

旧法第四十五条  
の規定による認可

新法第四十五条及び第四十六条の二第二項の規定による認可

旧法第四十六条  
の規定による検査の合格

新法第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定による検査の合格

旧法第五十五条  
の二第一項の規定による検査の合格

新法第五十五条の二第一項及び第五十五条の三第一項の規定による検査の合格

旧法第五十五条  
の二第一項の規定による検査の合格

新法第五十五条の二第一項及び第五十五条の三第一項の規定による検査の合格

旧法第五十五条  
の二第一項の規定による検査の合格

新法第五十五条の二第一項及び第五十五条の三第一項の規定による検査の合格

旧法第五十五条  
の二第一項の規定による検査の合格

新法第五十五条の二第一項及び第五十五条の三第一項の規定による検査の合格

なす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十六条第一項又は第五十五条の二第一項の規定による検査についてされている申請は、それぞれ新法第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項若しくは第四項又は第五十五条の二第一項及び第五十五条の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

4 この法律の施行前に開始された旧法第二十九条第一項若しくは第四十六条の二第一項の規定による検査又はこの法律の施行の際現に申請されている旧法第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認については、新法第七十五条第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧法第五十九条の二第四項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした者が行う当該届出に係る核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬については、なお従前の例による。

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前のことによる。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

る。

## 附 則（昭和六年五月二七日法律第六九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六条の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第

十二号とし、同号の次に一号を加える改

正規定、第五十五条の十四第二項中第十号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号

十二条とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十三条の二に改める部分に限る。）及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定 条約発効日

注 「条約発効日」 昭和六年三月二七日から施行

二 目次の改正規定（第七十七条）を

「第七十六条の二」に改める部分に限る。）及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定 条約発効日

注 「条約発効日」 昭和六年三月二七日から施行

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 昭和六年九月政令第

二八〇号により、昭和六年五月二六日から施行

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置に関する特例）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間は、改正前の第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「から第六十条まで」とあるのは、「第五十九条の二及び第六十条」と、「場合に準用する」とあるのは「場合に、第五十九条の三の規定は、同項に規定する者の工場等から特定の二及び第六十条」と、「場合に準用する」とする。

（経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施

行の際現に製鍊事業者（製鍊の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む）、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者（再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所を含む）、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項及び第五十七条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から九十日以内に」とする。

措置)

注

「効力を生ずる日」＝平成八年七月外務省告示第三〇九号により、平成八年七月二〇日から施行

第二条

この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に對し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述の手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他求めがされた場合においては、当該

(経過措置)

第二条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

附則

〔平成九年六月一三日法律第八〇号〕

〔編注〕本法末尾(三四一ノ三頁)参照

附則

〔平成一〇年五月二〇日法律第六二号〕

(施行期日)

附則

〔平成九年六月一三日法律第八〇号〕

〔編注〕本法末尾(三四一ノ三頁)参照

附則

〔平成一〇年五月二〇日法律第六二号〕

(施行期日)

〔施行期日〕

附則

下に「貯蔵」を加える部分に限る。）、第六十七条第一項の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定、第五十一条の二第一項、第五十七条から第六十一条の二の二まで及び第六十一条の三の改正規定、第六十一条の七の改正規定（使用している者）の下に「国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び」を加える部分及び「使用（）の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を加える部分に限る。）、第六十二条の八第一項の改正規定（及び同条第五項）を「並びに同条第五項及び第六項」に改める部分に限る。）、第六十三条の二十四、第六十二第二項、第六十三条及び第六十四条の改正規定、第六十五条第一項の改正規定（製錬事業者 加工事業者）の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分、「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣」を削る部分及び「又は運輸大臣」の下に「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を加える部分に限る。）、第六十一条の二十三の十六」を加える部分を除く。）、第七十二条の改正規定（同条第二項及び第三項に係る部分を除く。）、第七十七条第一項、第七十七条第二項及び第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十二条及び第八十三条の改正規定並びに附則第三条の核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部

分を除く。）、第六十七条第一項の改正規定（「外國原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分に限る。）、同条第二項及び第六十七条の二の二まで及び第六十八条第一項の改正規定（及び同条第五項）を「同条第五項及び第六項」に改める部分に限る。）、第六十九条の改正規定（「及び同条第五項」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。）、第六十条第一項中「国際特定活動を行つてゐる者についての新法第六十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を開始した日」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号）の施行の日」とする。

**第二条** この法律の施行の際現にこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第二条第十一項の国際特定活動を行つてゐる者についての新法第六十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を開始した日」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号）の施行の日から施行。

**第三条** 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日以後である場合には、第六十七条の二の改正規定中「第六十七条の二第一項」とあるのは、「第六十七条第二項及び第三項に係る部分を除く。）、第七十二条の改正規定（同条第二項及び第三項に係る部分を除く。）、第七十七条第一項、第七十七条第二項及び第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十二条及び第八十三条の改正規定並びに附則第三条の核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部



物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百六十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則〔平成二年二月三日法律第三〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二年一月一六日法律第一一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、テロリストによる爆弾

子炉の規制に関する法律第七十六条の二(特定核燃料物質に係る部分を除く。)に係る同法第八十条の五第一項の規定についても、前項と同様とする。

附 則〔平成四年二月一八日法律第一七八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(原子炉等規制法の一一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正後の爆発物取締罰則第十条の規定、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十五条の二の規定、火炎びんの使用等の処罰に関する法律第四条の規定、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条の規定、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第四十二条(刑法)

(明治四十年法律第四十五号)第四条の二に係る部分に限る)の規定及びサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原

注

第一条 本文の「政令で定める日」＝平成五年三月政令第五三号により、平成五年三月

一七日から施行

第一条第二号の「政令で定める日」＝平成五年六月政令第二四二号により、平成五年一〇月一日から施行

附 則〔平成四年二月一八日法律第一七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二項及び

附則第八条から第十三条までの規定は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十八号)附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

注 第一条ただし書の「政令で定める日」＝平成一年五月六月政令第二四二号により、平成五年一〇月一日から施行

第一条 中電気事業法第一百七条の次に二条を加える改正規定及び第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十二条の二の次に二条を加える改正規定 平成十五年四月一日 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

がされた施設の検査又は旧原子炉等規制法第五十一条の六第二項若しくは第五十九条

制に関する法律の一部改正に伴う経過措置

定による許可についてされた申請とみなす。

第十八条

抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

申請がなされた旨の研議については、なお従前の例による。  
旧原子炉等規制法の規定に基づき旧原子炉等規制法第六十七条第三項に規定する指定検査機関等が行う検査又は確認の業務に係る处分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

附則〔平成一六年一二月三日法律第一五五号〕

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則〔中略〕第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項〔中略〕の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

第

## (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

設立委員は、前項の規定の適用を受ける再処理の事業について、新原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、前条の規定の施行の日前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

①

規定の施行の日前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

炉の規制に関する法律（以下「旧法」といふ。）第三十八条第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十一条第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る原子炉の廃止に係るこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）四十三条の二第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合には、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受けた日までの間）は、なお從前の例によることとする。

よる。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、主務省令（新法第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この項において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。）で定めるところにより、新法第四十三条の二第二項に規定する廃止措置計画を定め、主務大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第四十三条の三の二第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第四十三条の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

注 物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令一条

**第三条** この法律の施行前に旧法第二十二条の二第一項、第四十三条の二十一第一項又は第五十条の二第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る加工施設、使用済燃料貯蔵施設又は再処理施設に係る加工、使用済燃料の貯蔵又は再処理

の事業の廃止に係る新法第二十二条の八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第五十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合には、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第二十二条の八第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第四十三条の二十七第三項において準用する新法第十二条の二第六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三条の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十七条の六第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第五十条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十七条の六第二項に規定する廃止措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができる。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第二項の規定により受けた認可とみなす。

の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

**第四条** この法律の施行の際現に使用施設等の解体を行つている使用者（この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該使用施設等に係る核燃料物質のすべての使用の廃止に係る新法第五十七条の六第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合にのみ、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、文部科学省令で定めるところにより、新法第五十七条の六第二項に規定する廃止措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第五十七条の六第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第二項の規定により受けた認可とみなす。

注二項の「文部科学省令で定めるところ」<sup>11) 核</sup> 定によつてしたものとみなす。

二項の「文部科学省令で定めるところ」＝核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令二条

**第五条** この法律の施行前に、旧法第十一条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、旧法第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項、第四十三条の十六、第五十

一条の十四 第五十六条若しくは第六十一  
条の六の規定により許可を取り消された加  
工事業者 原子炉設置者 使用済燃料貯蔵  
事業者 廃棄事業者 使用者若しくは国際  
規制物資使用者又は旧法第六十五条第一  
項、第三項若しくは第四項の規定による届  
出をした者については、旧法第六十一条第  
九号及び第六十六条の規定並びに同第二  
項において準用する旧法第五十七条、第五  
十八条から第五十九条の三まで及び第六十  
一条第一項から第三項までの規定は、なおそ  
の効力を有する。

**第六条** この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規

定によつてしたものとみなす。  
（罰則の適用に関する経過措置）

こととされる場合及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号  
抄〕

（罰則に関する経過措置）

**第四百五十七条** 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四百五十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附則**〔平成一八年六月三日法律第五〇号〕  
改正 平成二三年六月二四日法律第七四号  
この法律は、一般社団・財団法人法の施行  
の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行す  
る。〔ただし書略〕

**第一条** この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国につ

（施丁明日）抄  
各署の防山に關する回顧録紙日本は、  
いて効力を生ずる日〔平成一九年九月二  
日〕から施行する。〔ただし書略〕

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

注二七八号により、平成二十一年九月行政令で定める日は平成十九年四月一日から施行する。

**第五条** この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧原子炉等規制法」という。）第五十一条の二第一項の規定によりされている廃棄物埋設の事業の許可是、第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）第五十一条の二第一項の規定によりされた第二種廃棄物埋設の事業の許可とみなす。

**第六条** この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可についてされいる申請は、新原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可とみなす。

**第七条** 附則第五条の規定により新原子炉等規制法の規定による事業の許可とみなされた場合において、この法律の施行前に、旧原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実は、それぞれ新原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実があつたものとみなして、同条第一項又は处分等の効力

**第八条** この法律の施行前に改正前のそれぞ

れの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてしめた処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可についてされた申請とみなす。

**第十一条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** 〔平成二年七月三日法律第六九号抄〕

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

注 「政令で定める日」＝平成二年九月政令第

二二八号により、平成二四年九月一九日から施行

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年六月二十七日法律第四七号改正 平成二五年一月三日法律第八二号抄〕

**施行期日** 〔原子力規制委員会設置法抄〕

施行

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔ただし書略〕

**附 則** 〔平成二年九月政令第

二二八号

改正 平成二四年九月一九日から施行

月を超えない範囲内において政令で定め

る日

〔政令で定める日〕 平成二五年一二月政令

第三二八号により、平成二五年一二月一八日  
から施行

### 第二条 (最初の委員長及び委員の任命)

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置  
（廃分等に関する経過措置）)

### 第三条 (略)

(命令の効力に関する経過措置)

### 第四条 (略)

(原子力利用における安全の確保に係る事  
務を所掌する行政組織に関する検討)

### 第五条 (略)

(命令の措置等)

### 第六条 (略)

(国会法の一部改正)

### 第七条 (略)

(鉱山保安法の一一部改正)

### 第八条 (略)

(中央鉱山保安協議会に関する経過措置)

### 第九条 (略)

(特別職の職員の給与に関する法律の一部  
改正)

### 第十条 (略)

(地方税法の一部改正)

### 第十一條 (略)

(原子力基本法の一部改正)

## 第十二条 (略)

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置  
法の一部改正)

### 第十三条 (略)

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置  
法の一部改正に伴う経過措置)

### 第十四条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律の一部改正)

### 第十五条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律の一部を次のように  
改正する。)

第一条中「限られ、かつ、これらの利用  
が計画的に行われること」を「限られるこ  
と」に、「運転等に関する」を「運転等に  
関し、大規模な自然災害及びテロリズムそ  
の他の犯罪行為の発生も想定した」に、

「行うこと」を「行い、もつて国民の生命、  
健康及び財産の保護、環境の保全並びに我  
が国の安全保障に資すること」と改める。

第二条第十一項を同条第十二項とし、同

条第五項から第十項までを一項ずつ繰り下  
げ、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「発電用原子炉」と  
は、発電の用に供する原子炉であつて研  
究開発段階にあるものとして政令で定め  
る原子炉以外の試験研究の用に供する原  
子炉及び船舶に設置する原子炉を除くも

五 附則第十八条 (次号に掲げる改正規定  
を除く) 及び第二十七条から第三十条  
までの規定 施行日から起算して一年三  
月を超えない範囲内において政令で定め  
る部分に限る)、同表第四十七条第一項の  
項の項の次に次のように加える改正規定  
並びに同表第四十九条の項及び第五十一  
条の項の改正規定 (第四十九条の項に係  
る部分に限る)、この法律の施行の日  
(以下この条において「施行日」とい  
う)から起算して六月を超えない範囲  
内において政令で定める日

三 附則第十六条、第二十条、第三十一  
条、第三十二条、第五十八条、第六十九  
条、第九十一条及び第九十六条の規定  
平成二十五年四月一日

四 附則第十七条、第二十一条から第二十  
六条まで、第三十七条、第三十九条、第  
四十一条から第四十八条まで、第五十  
一条、第五十五条、第六十一条、第六十五  
条、第六十七条、第七十一条及び第七十  
八条の規定 施行日から起算して十月を  
超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 平成二五年一二月政令  
第一九〇号により、平成二五年七月八日から  
施行

のをいう。

第二章（第四条第一項を除く）中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第四条第一項中「各号に」を「各号のい  
ずれにも」に改め、第一号を削り、第二号  
を第一号とし、第三号を第二号とし、同条  
第二項を削る。

第八条第二項中「第四条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに」を「第四条第一号及び」に改める。

第三章（第十四条第二項を除く）中  
「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」  
に、「経済産業省令」を「原子力規制委員  
会規則」に改める。

第十三条第一項中「行なおう」を「行おう」に改める。

第十四条第一項中「各号に」を「各号の  
いずれにも」に改め、第一号を削り、第二

号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項を削る。

第十六条の二第三項、第十六条の三第二項及び第十六条の四第三項中「各号に」を「各号の」に改めること。

「各号のいすれにも」は改める

号及び第二回並びに」を「第一回第一号及び」に改める。

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

第三十二条第二項第十九号中「又は第十一  
条第六項」を「、第十一条第六項又は第十一  
条の二第二項」に改める。  
第三十二条の二第一項中「行なわせる」  
を「行わせる」に改める。  
第二十二条の三第一項中「に」を「い  
ずれかに」に改め、同項第一号中「行な  
う」を「行う」に改め、同条第二項中「一  
に」を「いずれかに」に、「行なわない」  
を「行わない」に改める。  
第二十三条第一項中「、次の各号に掲げ  
る原子炉の区分に応じ」を削り、「当該各  
号に定める大臣」を「原子力規制委員会」  
に改め、各号を削り、同条第二項中「主務  
大臣（前項各号に掲げる原子炉の区分に応  
じ、当該各号に定める大臣をいう。以下こ  
の章において同じ。）」を「原子力規制委員  
会」に改め、同条第三項を削る。  
第二十三条の二中「国土交通大臣」を  
「原子力規制委員会」に改める。  
第二十四条第一項中「主務大臣」を「原  
子力規制委員会」に、「各号に」を「各号  
のいずれにも」に改め、第二号を削り、第  
三号を第二号とし、同項第四号中「同じ。  
じ。」を「同じ。」若しくは「に改め、同  
号を同項第三号とし、同条第二項中「主務  
大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「、  
第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分

に限る。」を削り、「ついては原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限りある。）及び第四号に規定する基準の適用について、は原子力安全委員会」を「ついては原子力委員会」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる」を削り、「それぞれ経済産業大臣又は文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十六条の二第一項及び第二項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十七条第一項中「主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣の認可」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務委員会の認可」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「各号に」を「各号のいづれにも」に改め、同項第二号中「主務省令



第三十七条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会物質」を「若しくは核燃料物質」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「核燃料物質」を「原子力規制委員会」に、「核燃料物質によつて」を「若しくは核燃料物質によつて」に改め、同条第五項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第六項中「第三十七条第五項」と、「經濟産業大臣」を「第三十七条第五項」とあるのは、「第三十三条第二項に規定する主務大臣」と、「經濟産業省令」とあるのは、「第三十七条第一項に規定する主務省令」を「第三十七条第五項」と改める。

第三十九条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十一条第一項中「文部科学大臣」及び「經濟産業大臣」は「原子力規制委員会」は、「に」を「いずれかに」に改め、

子力規制委員会規則」に改め、「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学大臣及び經濟産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「これらの規定中「經濟産業大臣」とあるのは、「第三十二条第二項に規定する主務大臣」と読み替わり」に改め、同条第三項中「文部科学大臣及び經濟産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四項中「文部科学省令・經濟産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「經濟産業省令」とあるのは、「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第四十三条中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十三条の二第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項後段次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」とある。

削る。

第四十三条の三の三第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第四項中「、經濟産業省令」とあるのは、「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、「經濟産業大臣」とあるのは、「第三十二条第二項に規定する主務大臣」とを削る。

第四十三条の三の二第一項中「ときは、」の下に「当該」を加え、「主務省令」を「原

子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第四十三条の三第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「、經濟産業大臣」とあるのは、「第三十二条第二項に規定する主務大臣」とを削る。

第四十四条第一項中「、經濟産業省令」とあるのは、「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、「經濟産業大臣」とあるのは、「第三十二条第二項に規定する主務大臣」とを削る。

第四章の二（第四十三条の四第三項を除

に限る。次条第一項」を「廃棄に限る。同

項」に改める。

制委員会」に、「経済産業省令」を「原子

力規制委員会規則」に改める。

「各号のいずれにも」に改め、第二号を削除する。

り第三号を第二号とし 第四号を第三号  
とし、同条第二項中「、第二号及び第三号

(経理的基礎に係る部分に限る。)」を削り、「つゝこは原子力委員会、同類第三号

(技術的能力に係る部分に限る。) 及び第

四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会」を「つひて、原子力委員

会」に改める。

第四十五条第三項 第四十六条第二項及び第四十六条の二第三項中「各号に一を

「各号のいずれにも」に改める。

第四十六条の五第一項中「から第三号まで及び」を「及び第二号並びに」に改め

第四一六〇の二第二頁第一七号口「又は  
る。

第四「六条の十第二項第六号」又は  
第十一條第六項」を「、第十一條第六項又

は第十三条の二第二項に改める。  
第五章の二（第五十一）条の二第三項及び

第五十一条の三第二項を除く。) 中「経済

「産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規

則」に改める。  
第五十一条の二第一項中「次の各号に掲げる」を「当該各号に掲げる」に改め、同条第二項を削る。  
第五十五条の三第一項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項を削る。  
第五十五条の七第三項、第五十五条の八第三項及び第五十五条の九第三項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改める。  
第五十五条の十二第二項中「第五十五条の三第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに」を「第五十五条の三第一号及び」に改める。  
第五十五条の三(第五十六条の三第六項、第五十七条の二第二項、第五十七条の三第二項、第五十七条の六第三項及び第五十七条の七第四項を除く。)中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。  
第五十二条第一項ただし書中「一に」を「いすれかに」に改める。

第五十三条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第三号とする。

第五十六条第十一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十九号中「又は第十一号第六項」を「第十一号第六項又は第十三条の二第二項」に改める。

第五十六条の三第六項中「第五十六条の第三第五項」と「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」を「第五十六条の三第五項」に改める。

第五十七条の二第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十七条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第五十七条の三第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」とを削る。

第五十七条の六第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これら」の規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほかを削り、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省

令」と、同条第四項を「同条第四項」に、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第五項を「同条第五項及び第六項」に改め、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」とを削る。

第五十七条の七第四項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務大臣」とを削る。

第五十七条の八第七項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十八条第一項中「主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令（原子力規制委員会規則）」に、「主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣（鉄道）」を「原子力規制委員会（鉄道）」に改め、同条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「第六十一条の二十六」を「第六十一条の二十六第一項」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十四項を削る。

第五十九条の二第一項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「主務省令（原子力規制委員会規則）」に、「主務大臣（同項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に改める。

員会規則」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「主務大臣（第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。次項において同じ。）」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を削る。

第六十一条の二第一項中「主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に、「主務省令（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。）」を削り、「並びに第五十五条の九第一項及び第四項」を「、第五十五条の九第一項及び第四項並びに第五十五条の三第一項」に改め、同条第二項を削る。

第六十一条の二十五第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 原子力規制委員会は、第一項の確認に  
関する事務（外国原子力船運航者に係る  
ものを除く。）の一部を、原子力規制委  
員会規則で定めるところにより、機構に  
行わせるものとする。

第六十一条の二第五項中「経済産業省

令」を「原子力規制委員会規則」に、「經濟産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十一条の七中「第七十七条第二項」を「第七十七条第三項」に改める。

第六十一条の二十四第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらとの附属施設に係る部分に限る。」を削り、「並びに第五十五条の九第一項及び第四項」を

「、第五十五条の九第一項及び第四項並びに第五十五条の三第一項」に改め、同条第二項を削る。

第六十一条の二十五第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を次のように改める。

第六十一条の二十六第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条规定第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）」を削り、同条第二項を削る。

第六十一条の二十六第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条规定第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）」を掲げる者に係るものに限る。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十二条の三各号列記以外の部分中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同条第一号中「加工事業者」の下に

「、原子炉設置者、外国原子力船運航者」を加え、「及び廃棄事業者」を「廃棄事業者及び使用者」に改め、「旧加工事業者等」の下に「旧原子炉設置者等」を加え、「及び旧廃棄事業者等」を「旧廃棄事業者等及び旧使用者等」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同条第二号とする。

第六十四条第一項中「この条」の下に「並びに次条第一項及び第二項」を、「大臣」の下に「又は委員会」を加え、同条第三項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「場合」の下に「又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合」を加え、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「加工事業者」の下に「原子炉設置者、外国原子力船運航者」を加え、「及び廃棄事業者」を

「、廃棄事業者及び使用者」に改め、「旧加工事業者等」の下に「旧原子炉設置者

等」を加え、「及び旧廃棄事業者等」を「旧廃棄事業者等及び旧使用者等」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第六十条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の三条を加える。

(特定原子力施設の指定)

**第六十四条の二** 原子力規制委員会は、原予力事業者等が、その設置した製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。)を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等(次条において「特定原子力事業者等」という。)に対して、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画(以下「実施計画」という。)の提出を求めるものとする。

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定原子力施設について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。(実施計画)

**第六十四条の三** 特定原子力事業者等は、

前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止のため又は特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止のため又は特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、特定原子力事業者等に對し、実施計画の変更を命ずることができる。

5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が前項の規定に違反していると認めるとときその他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上又は特定核燃料

物質の防護上十分でないと認めるときは、特定原子力事業者等に対し、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第六十四条の三第七項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

(特定原子力施設の特例)

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めることにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第六十五条第一項中「定める大臣」の下

に「又は委員会」を加え、同項第一号中に

「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号中「第六十一条の二第四項」を「第五十一条の六第三項及び第六十一条の二第四項」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第三号中「第六十一条の二十四第一項」を「第六十一条の二十四第一項」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第六十一条の二十五第一項」を「第六十一条の二十五及び第六十一條の二十六第一項」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とする。

第六十六条の二の見出し中「主務大臣等」を「原子力規制委員会」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣又は原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改め、各号を削る。

第六十七条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、「核原料物質使用者」の下に「については原子力規制委員会」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子

力規制委員会」に改める。

第六十七条の二第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学省の原子力施設検査官は第二十八条から第二十九条まで、第五十五条の二又は第五十五条の三の検査に関する事務に、経済産業省の原子力施設検査官は」を「原子力施設検査官は」に、「又は第五十一条の八から第五十一条の十まで」を「第五十一条の八から第五十五条の二、第五十五条の十まで、第五十五条の二、第五十五条の三又は第六十四条の三第七項（施設に係る部分に限る。）に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 原子力保安検査官は、第十二条第五項、第二十二条第五項、第三十七条第五項、第四十三条の二十第五項、第五十条第五項、第五十一条の十八第五項、第五十六条の三第五項又は第六十四条の三第七項（保安のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に従事する。

4 核物質防護検査官は、第十二条の第二十五項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第



第六項とし、同項の次に次の一項を加え  
る。

原子力規制委員会は、第三十三条、第六十四条第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項及び第六十四条第三項の規定による処分にあっては、原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

第七十一条第四項中「經濟産業大臣は、第三条第一項」を「原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし」に改め、「第八条第一項、第十条」、「第十八条第一項、第二十条」、「第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項」、「第四十六条の五第一項、第四十六条の七」及び「第五十二条の十二第一項、第五十二条の十四若しくは」を削り、「の規定による处分をし、又は第三条第一項若しくは第

四十四条第一項の指定若しくは第十三条第二項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条の二第二項の規定により条件を付する」を、「第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可をし、又は第八

十四第一項、第十八条第一項、第四十三条の二第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定による認可をする」に、「に協議しなければ」を「の意見を聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の同意」を「前二項の意見」に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項、第二项若しくは第二項）を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十二条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項）に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の」を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者との」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

項、第十六条第一項、第四十三条の四第四項、第四十六条第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条第一項、第四十三条の八第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条の五第一項若しくは第五十二条の十九第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十二条の十二第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ 経済産業大臣の意見を聴かなければならぬ。

第七十二条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「又は第五十七条の二第二項」を「第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）」に改め、同条第二項中「第二十二条の六第二項」の下に「第十三条の二第二項」を加え、「及び第五十二条の二十三第二項」を「第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項」に改め、「第二十二条の七第一項」の下に「第三十五条第二項、第四十三条の三第三項」を加え、「若しくは第五十五条の二第一項」の規定の運用に關し経済産業大臣に、第五十七条第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項

項若しくは第五項若しくは第五十七条の三第一項の規定の運用に關し、文部科学大臣に、第三十五条第二項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五項若しくは第四十三条の三第三項の規定の運用に關し、原子炉設置者に係るものにあつては第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ當該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項の規定の運用に關し同条第一項に規定する主務大臣に、それぞれを「第五十二条の二十四第一項、第五十七条第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第二項又は第六十四条の三第五項の規定の運用に關し、原子力規制委員会に」に改め、同条第五項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「若しくは第四十四条第一項」を「第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項」に、「若しくは第六十四条の三第三項若しくは第六十七条」を「第四十六条の七若しくは第六十七条」に改め、「第五十七条の二第二項四条の二第三項」に、「若しくは第五十七条の二第二項」を「第五十七条の二第二項若しくは第六十四条の三第七項」を加え

第七十二条の二中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二条の二の二中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。  
第七十二条の三及び第七十二条の四を削る。

第三号又は第五号に掲げる」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の」に改め、同条第二号中「第二十六号の一 試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。」の下に「第二十七号の一から第二十七号の四まで」を加える。

**第十六条** 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「文部科學大臣」原之「刀規制委員會」之改文。

〔原子力規制委員会〕は改める  
第六章の二中「文部科学大臣」を「原子

第六章の二回、文部科学省令「廻二力規制委員会」に、「文部科学省令」

〔原子力規制委員会規則〕に改める。

第六十一条の九及び第六十一条の二十一

中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十七条第一項中「、文部科学大臣」

を削り、「核原料物質使用者については原

子力規制委員会、国際規制物資を使用して

いる者及び国際特定活動実施者については、  
「新規登録」、「該更新登録」、「登録者変更登録」、

文部科学大臣」を「核原料物質使用者」に監視制御資本を使用する者及び国際特許

際規制物資を便用している者及び国際特許権者等の実施者については原子力規制委員会に

活動実施者についての廻二大規制委員会に敗れ、同条第五項中「文部科学大臣一

「原子力規制委員会」に改める。

第六十八條第一項中「文部科学大臣」

及び「については原子力規制委員会」を削



施設」を「試験研究用等原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第四章中第二十三条の前に次の節名を付する。

## 第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

第二十三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第五号中「原子炉及び」を「試験研究用等原子炉及び」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十三条の二の見出し中「原子炉」を

「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第三号中「使用済燃料を含む。以下同じ」を「使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ」に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十四条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十六条第三項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第二十六条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十六条の二第一項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十八条第三項を削る。

第二十八条の二第一項中「原子炉容器」を「試験研究用等原子炉に係る原子炉容器」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項を削る。

第三十条中「原子炉（二）」を「試験研究用等原子炉（二）」に、「定める原子炉」を「定める試験研究用等原子炉」に改め、同条たゞし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十一条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第七号を除き、以下同じ

「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第三項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十二条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第七号を除き、以下同じ

「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十三条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項

中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同項第十一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十四条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三十五条第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十六条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十七条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項

中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改め、同項第三項中「原子炉に」に改める。

第三十八条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項

中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

に、「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。  
第四十三条（見出しを含む。）中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十三条の三の一の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「当該原子炉施設」を「当該試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉」に改める。

第四十三条の三の四第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、第四章中同条の次に次の二節を加える。

## 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）  
第四十三条の五 発電用原子炉を設置

しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的  
三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画  
七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定期使

用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（許可の基準）  
第四十三条の六 原子力規制委員会

は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のい

ずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するためには必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいふ。第四十三条の三の二十二第一項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な

技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子

炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の二十九第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。  
(許可の欠格条項)

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の三の五第一項の許可を与えない。  
一 第四十三条の三の二十第二項の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を

受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五

第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を定めるところにより、その変更の内容を原予力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をしてはならない。この場合において、その届出をしてはならない。

4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の五第二項第五号に掲げる事項の変更

のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことを明らかに変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子

炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で

定めるところにより、その変更の内容を原予力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をしてはならない。この場合において、その届出をしてはならない。

5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十

三条の六第一項各号のいずれにも適

合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。

6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ぜることができる。

7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認められる相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に對し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若し

くは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。

（工事の計画の認可）

#### 第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めると

一 その工事の計画が第四十三条の三の五第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであること。

二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、当該変更が、核燃料物質若し

更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときは、前二項の認可をしないこと。

6 第一項の認可を受けた者は、第二項た  
だし書の規定により工事の計画について

原子力規制委員会規則で定める軽微な変  
更をする場合は、その工事の計画を変更  
した後、遅滞なく、その変更した工事の  
計画を原子力規制委員会に届け出なければ  
ならない。ただし、原子力規制委員会  
規則で定める場合は、この限りでない。

(工事の計画の届出)

第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の  
設置又は変更の工事（前条第一項の原子  
力規制委員会規則で定めるものに限る。）  
であつて、原子力規制委員会規則で定め  
るものをしてようとする発電用原子炉設置  
者は、原子力規制委員会規則で定めると  
ころにより、その工事の計画を原子力規  
制委員会に届け出なければならない。そ  
の工事の計画の変更（原子力規制委員会  
規則で定める軽微なものを除く。）をし  
ようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、そ  
の届出が受理された日から三十日を経過  
した後でなければ、その届出に係る工事  
を開始してはならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定に  
よる届出があつた工事の計画が前条第三  
項各号のいずれにも適合していると認め  
るときは、前項に規定する期間を短縮す

ることができる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定に  
よる届出があつた工事の計画が前条第三  
項各号のいずれかに適合していないと認  
めるときは、その届出をした者に対し、  
その届出を受理した日から三十日（次項  
の規定により第二項に規定する期間が延  
長された場合にあつては、当該延長後の  
期間）以内に限り、その工事の計画を変  
更し、又は廃止すべきことを命ずること  
ができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定に  
よる届出があつた工事の計画が前条第三  
項各号に適合するかどうかについて審査  
するため相当の期間を要し、当該審査が  
第一項に規定する期間内に終了しないと  
認める相当の理由があるときは、当該期  
間を相当と認める期間に延長することが  
できる。この場合において、原子力規制  
委員会は、当該届出をした者に対し、遲  
滞なく、当該延長後の期間及び当該延長  
の理由を通知しなければならない。

6 前三項の場合において、第四十三条の三の九第一  
項若しくは第二項の認可を受けた工事  
の計画（同項ただし書の原子力規制委  
員会規則で定める軽微な変更をしたも  
のを含む。）又は前条第一項の規定に  
よる届出をした工事の計画（同項後段  
の原子力規制委員会規則で定める軽微  
な変更をしたものも含む。）に従つて  
に行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準  
（使用前検査）

#### 第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九

第一項若しくは第二項の認可を受けた  
設置若しくは変更の工事をする発電用原  
子炉施設又は前条第一項の規定による届  
出をして設置若しくは変更の工事をする  
発電用原子炉施設（その工事の計画につ  
いて、同条第四項の規定による命令があ  
つた場合において同条第一項の規定によ  
る届出をしていないものを除く。）は、  
その工事について原子力規制委員会規則  
で定めるところにより原子力規制委員会  
の検査を受け、これに合格した後でなけ  
れば、これを使用してはならない。ただ  
し、原子力規制委員会規則で定める場合  
は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その発電用原  
子炉施設が次の各号のいずれにも適合し  
ているときは、合格とする。

一 その工事が第四十三条の三の九第一  
項若しくは第二項の認可を受けた工事  
の計画（同項ただし書の原子力規制委  
員会規則で定める軽微な変更をしたも  
のを含む。）又は前条第一項の規定に  
よる届出をした工事の計画（同項後段  
の原子力規制委員会規則で定める軽微  
な変更をしたものも含む。）に従つて  
に行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準

準に適合するものであること。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(燃料体検査)

**第四十三条の三の十二** 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この条及び第七十八条において「燃料体」という。）は、原子力規制委員会規則で定めることにより、その加工について原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めることにより、その燃料体の設計について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その燃料体が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 輸入した燃料体は、原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その燃料体が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

6 原子力規制委員会は、第一項及び第四項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、四機構に行わせるものとする。

7 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に通知しなければならない。

(溶接安全管理検査)

**第四十三条の三の十三** 発電用原子炉に係る原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設（以下この項において「原子炉容器等」という。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、その溶接について、原子力規制委員会規則で定めることにより、その使用的開始前に、

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

なればならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が次条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う発電用原子炉施設を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期（第七項の通知を受けている場合にあっては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、原子力規制委員会規則で定める時期）に、機構が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

5 機構は、第三項の審査を行つたときは、遅滞なく、当該審査の結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより原

子力規制委員会に通知しなければならない。

6 原子力規制委員会は、前項の規定により通知を受けた第三項の審査の結果に基づき、発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

7 原子力規制委員会は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(発電用原子炉施設の維持)

第四十三条の三の十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

(施設定期検査)

第四十三条の三の十五 特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のもの)をいう。以下この条において同じ。)については、当該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めることにより、

2 第四十三条の三の十六 特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、当該特定発電用原子炉施設について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

3 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、当該定期事業者検査の際、特定発電用原子炉施設を設置する者は、当該定期事業者検査の際、特定発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関する一定の期間が経過した後に第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しないくなるおそれがある部分があると認められるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項について、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、機構が行う審査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、

原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

5 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

第四十三条の三の十三第五項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同項から第七項までの規定中「第一項」であるのは、「第四十三条の三の十一項」と読み替えるものとする。

第四十三条の三の十七 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る発電用原子炉の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の三十二、第二項の認可を受けた発電用原子炉については、この限りでない。

**第四十三条の三の十八** 発電用原子炉設置者である法人の合併の場合（発電用原子炉設置者である法人と発電用原子炉設置者でない法人が合併する場合において、

**第四十三条の三の十九** 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。  
前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。

発電用原子炉設置者である法人が存続するときを除く)。又は分割の場合(当該許可に係る全ての発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けた

**第四十三条の三の二十** 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

二 第四十三条の三の八第一項本文の規定は、第四十三条の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

三 定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。  
第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。  
五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三条の三の三十一第二項における規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十一第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十二第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したと

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置)

#### 第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設

置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む)を講じなければならない。

一 発電用原子炉の運転

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉設置を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、発電用原

子炉設置を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

4 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉設置を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第五章 第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項

と第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の三十二第二項の規定に違反したとき。

三の十四の技術上の基準に適合してないと認めるとき、又は発電用原子炉設置

の保全、発電用原子炉の運転若しくは核

燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚

染された物若しくは廃棄に

関する措置が前条第一項の規定に基づく

原子力規制委員会規則の規定に違反して

いると認めるときは、その発電用原子炉

設置者に対し、当該発電用原子炉施設の

使用の停止、改造、修理又は移転、発電

用原子炉の運転の方法の指定その他保安

のために必要な措置を命ずることができ

る。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条

第二項の規定に基づく原子力規制委員会

規則の規定に違反していると認めるとき

は、発電用原子炉設置者に対し、是正措

置等を命ずることができる。

(保安規定)

#### 第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設

置者は、原子力規制委員会規則で定める

ところにより、保安規定(発電用原子炉

の運転に関する保安教育、溶接事業者検

査及び定期事業者検査についての規定を

含む。以下この条において同じ。)を定

め、発電用原子炉の運転開始前に、原子

力規制委員会の認可を受けなければなら

ない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃

料物質若しくは核燃料物質によつて汚染

された物又は発電用原子炉による災害の

防止上十分でないと認めるときは、前項

の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若し

くは核燃料物質によつて汚染された物又

は発電用原子炉による災害の防止のため

必要があると認めるときは、発電用原子

炉設置者に対し、保安規定の変更を命ず

ることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者

は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委

員会規則で定めるところにより、前項の

規定の遵守の状況(溶接事業者検査の実

施に係る体制その他原子力規制委員会規

則で定める事項及び定期事業者検査の実

施に係る体制その他原子力規制委員会規

則で定める事項を除く。)について、原

子力規制委員会が定期に行う検査を受け

なければならない。

2 第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設

置者は、発電用原子炉の運転に関して保

安の監督を行わせるため、原子力規制委

員会規則で定めるところにより、第四十

一条第一項の原子炉主任技術者免状を有

する者であつて、原子力規制委員会規則

で定める実務の経験を有するもののうち

から、発電用原子炉主任技術者を選任し

なければならない。

2 第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設

置者は、発電用原子炉の運転に関する保

安の監督を行わせるため、原子力規制委

員会規則で定めるところにより、第四十

一条第一項の原子炉主任技術者免状を有

する者であつて、原子力規制委員会規則

で定める実務の経験を有するもののうち

から、発電用原子炉主任技術者を選任し

なければならない。

(発電用原子炉の譲受け等)

第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設

置者からその設置した発電用原子炉又は

発電用原子炉を含む一体としての施設を

譲り受けようとする者は、政令で定める

ところにより、原子力規制委員会の許可

を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の

三の七の規定は、前項の許可に準用す

る。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設

置者からその設置した発電用原子炉又は

発電用原子炉を含む一体としての施設を

譲り受けた者は、当該発電用原子炉に係

る発電用原子炉設置者の地位を承継す

る。

(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十八 発電用原子炉設

置者は、発電用原子炉の運転に関する保

安の監督を行わせるため、原子力規制委

員会規則で定めるところにより、第四十

一条第一項の原子炉主任技術者免状を有

する者であつて、原子力規制委員会規則

で定める実務の経験を有するもののうち

から、発電用原子炉主任技術者を選任し

なければならない。

2 第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設

置者は、発電用原子炉の運転に関する保

安の監督を行わせるため、原子力規制委

員会規則で定めるところにより、第四十

一条第一項の原子炉主任技術者免状を有

する者であつて、原子力規制委員会規則

で定める実務の経験を有するもののうち

から、発電用原子炉主任技術者を選任し

なければならない。



## 式の指定)

## 第四十三条の三の三十 原子力規制委員会

は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器（以下「型式設計特定機器」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を作成することを業とする者はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものに行なうことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行なう。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。  
二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。  
三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定する。

## 5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたもの）を以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認めて指定外

国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

## 第四十三条の三の三十一 発電用原子炉設置者

に係る事項は、原子力規制委員会規則で定める。

## （運転の期間等）

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

## （運転の期間等）

8 第一項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

9 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5

原予力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原予炉が、長期間の運転に伴い生ずる原予炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原予力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

(発電用原予炉の廃止に伴う措置)

**第四十三条の三の三十二** 発電用原予炉設置者は、発電用原予炉を廃止しようとするときは、当該発電用原予炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原予力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

(許可の取消し等に伴う措置)

**第四十三条の三の三十三** 発電用原予炉設置者が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原予炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、原予力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原予力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡し

について準用する。この場合において、

同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項及び前項」と、同

条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあ

るのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十二第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

**第四十三条の三の三十四** 発電用原子炉設置者等は、原予力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した日から原予力規制委員会規則で定める期間内に原予力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原予力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原予力規制委員会規則で定める期間内に原予力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第三項」において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは

「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第一項」と、「加工事業者」ととあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第一項」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十三条の三の十四から第四十三条の三の十六まで」と読み替えるものとする。

第四十三条の四第一項中「第七十三条において同じ」を削り、「原子炉施設内」を「発電用原子炉施設内」に、「第七十七条第六号の二」を「第七十七条第六号の五」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船

運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改めることとする。

第五十一条の一第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第五十二条第一項第三号中「原子炉設置者及び外国原子力船運航者」を「試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者」に改める。

第五章の三の次に次の一章を加える。

第五章の四 原子力事業者等の責務

第五十七条の九 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、使用者、原子力船運航者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）を「原子力事業者等」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十一条第一号及び第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「加工事業者」の下に「発電用原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「加工事業者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中の「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第四十三条の三の三第二項」の下に「第四十三条の三の三第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の

まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に關し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。

第五十八条第一項中「製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）を「原子力事業者等」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十一条第一号及び第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「加工事業者」の下に「発電用原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「加工事業者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中の「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第四十三条の三の三第二項」の下に「第四十三条の三の三第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の

下に、「第四十三条の三の三十三第四項」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同号を同条第六号中「原子

「第十八条第四項」を「第六十八条第五項」に、「第六十八条第十五項若しくは第十六項」を「第六十八条第十六項若しくは第十七項」に改める。

十八条第三項」を「第四十三條の三の十二第三項」に、「含む。」及び「を「含む。」」に、「第一十九条第三項」を「第四十三條の三の十五第二項」に、「に規定する検査」を「及び第四十三条の三の十二第六項に規定する検査」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次号に次の一号を加える。

四 第四十三条の三の十三第三項及び第四十三条の三の十六第四項に規定する審査 原子力規制委員会

四 発電用原子炉設置者が製鍊事業者、  
子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置  
者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を  
同条第七号とし、同条第五号中「原子炉設  
置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発  
電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第  
六号とし、同条第四号中「原子炉設置者」  
を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原  
子炉設置者」に改め、同号を同条第五号と  
し、同条第三号の次に次の一号を加える。

「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、「同項第一号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外國原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改める。

第六十四条第三項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同項第一号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外國原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改める。

定機器の型式について指定を受けた者に  
対し、必要な報告をさせることができ  
る。

第六十五条第一項中「並びに検査」の下に「、審査」を加え、同項第一号中「第二

の二十七第二項」を加える。

第六十八条第二項中「第二十八条の二第一項」の下に「第四十三条の三の十三第三项」を加え、同条第十九項中「第十五项」を「第十六项」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第六项」を「第七项」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十八项」を「第十九项」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五项」を「第六项」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七项」を「第八项」に改め、同項を同条第九項中「第七项」を「第八项」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七项中「第三项」を「第四项」に改め、同項を同条第六项とし、同条第五项を同条第六项とし、同条第四項中「第十三项」を「第十四项」に改め、同項を同条第五项とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第四十三条の三の第一項、第四十三条の三の十第一項、

第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を、「第三十一条第一項」の下に「若しくは第四十三条の三の十八第一項」を加え、同条第三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を、「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十三条の五第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を加え、同条第四項中「第六十八条第七项及び第十二项」を「第六十八条第七项及び第十一项」を「第六十八条第七项及び第十二项」に改め、同条第五项中「第三十六条第一项」の下に「第四十条の三の八第六项、第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三第一项」を加え、「及び」を「の規定による处分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による处分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り」に、「、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の二十一」を加える。

第六十九条第一項中「第三十三条第二项」の下に「第四十三条の三の二十第二项」を加え、「原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉」に改め、同条第二項中「第四十三条の三第二项」の下に「、「第四十三条の三の二十八第二项」を、「第四十二条第三项」の下に「、「第四十二条第一项」の下に「、「第四十三条の三の二十一」を加える。

第七十二条第一項中「第四十三条の二第一项」の下に「、「第四十三条の三の二十七第一项」を加え、同条第二項中「第四十三条の二第二项」の下に「、「第四十三条の三の二十七第二项」を、「第四十三条の三第二项」の下に「、「第四十三条の三の二十一」を加える。

第二項、第四十三条の三の二十八第一項」を加え、同条第四項中「第六十八条第六項及び第十一項」を「第六十八条第七項及び第十二項」に改め、同条第五項中「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を、「第三十三条」の下に「第四十三条の三の二十」を、「第四十三条の二第二項」の下に「第四十三条の三の二十七第一項」を、「第四十三条の三の二第三項」の下に「第四十三条の三の二十七第二項」を、「第四十三条の三の三十二第二项」の下に「第四十三条の三の三第四項」を、「第四十三条の三の三第三項」の下に「第四十三条の三の三第三項」を、「第四十三条の二第二項」の下に「第四十三条の三第二項」を、「第四十三条の三的二十八第二項」を加える。第七十三条を次のように改める。

項」を、「第三十三条」の下に、「第四十一条」の三の二十九を、「第四十三条の二第二項」の下に、「第四十三条の三の二十七第一項」の下に、「第四十三条の三の二十七第一項」を、「第四十三条の三の二十七第一項」の下に、「第四十三条の三の三十一第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に、「第四十三条の三の三十三第四項」を、「第四十三条の二第二項」の下に、「第四十三条の二第二項」を、「第四十三条の三の二十七第二項」を、「第四十三条の三第二項」の下に、「第四十三条の三の二十八第二項」を加える。第七十三条を次のように改める。

第七十三条

第七十三条を次のように改める。

四十三条の三の三第二項」の下に、「第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三十二第二項、第四十三条の三の三十三第四項」を加え、同項第四号中「第十三第二項」を加え、同項第四号中「第十九条第一項」の下に、「第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五第一項」を加え、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第四十三条の三の二第三項」の下に、「第四十三条の三の三第二項」を加え、「第四十三条の三の三十三第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十三条の三の二十九第一項の型式証明又は第四十三条の三の三十第一項の指定を受けようとする者

五 第四十三条の三の十三第三項又は第七十七条第四号、第五号及び第六号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中第六号の二を第六号の五とし、第六号の次に次の三号を加える。

の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者

六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者  
六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者  
六の四 第四十三条の三の二十五第一項

第二項」を加え、同条第五号の四中「第四十三条の三の二第三項」の下に「第四十

三条の三の三十二第三項」を加え、同条第

五号の五中「第四十三条の三の三第二項」

の下に「第四十三条の三の三十三第二項」を加え、同条第五号の六中「第四十三

条の三の三第三項」の下に「第四十三条

条の三十三第三項」を加え、同条第五号

の七中「第四十三条の三の三第四項」の下

に「第四十三条の三の三十三第四項」を

加え、同条第八号中「第二十九条第一項」

の下に「第四十三条の三的十五第一項」

を加え、同条第八号の二中「第三十六条第

一項」の下に「第四十三条の三的二十三

第一項」を加え、同条第十二号中「原子炉

施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改

め、同条第十三号の二中「原子炉」を「試

験研究用等原子炉」に改め、同号の次に次

の七号を加える。

十三の三 第四十三条の三の八第一項の

規定により許可を受けなければならな

い事項について、同項の許可を受けな

いで第四十三条の三の五第二項第二号

から第五号まで又は第八号から第十号

までに掲げる事項を変更した者

十三の四 第四十三条の三の十一第一項

の規定に違反して発電用原子炉施設を

使用した者

十三の五 第四十三条の三の十二第一項

又は第四項の規定に違反して燃料体を

使用した者

十三の六 第四十三条の三の十三第一項

又は第四十三条の三的十六第一項若し

くは第三項の規定に違反して、記録せ

ず、虚偽の記録をし、若しくは記録を

保存せず、又は報告をせず、若しくは

虚偽の報告をした者

十三の七 第四十三条の三的十三第三項

又は第四十三条の三的十六第四項の規

定による審査を拒み、妨げ、又は忌避

した者

十三の八 第四十三条の三的二十六第一

項の規定に違反した者

十三の九 第四十三条の三的三十二第一

項の規定に違反して発電用原子炉を廃

止した者

第七十九条第一号中「第三十四条」の下

に「第四十三条の三的二十一」を加え

る。

第八十条第八号中「第六十八条第十九

項」を「第六十八条第二十項」に改め、同

条第十号中「第四項又は第五項」を「第三

項、第五項又は第六項」に改め、同条第十

一号中「第四項まで又は第十二項」を「第

五項まで又は第十三項」に改め、同条第十

二号中「第六十八条第十三項」を「第六十

八条第十四項」に改める。

第八十条の四第一号中「第六十七条第三

項」を「第六十七条第四項」に改め、同条

第二号中「第六十八条第五項」を「第六十

八条第六項」に改める。

第八十二条第二号中「第四十三条の三第

二項」の下に「第四十三条の三的二十八

項」を加え、同条第五号中「第三十

一条」の下に「第四十三条的三的十七」を

加え、同条第六号中「第四十条第二項」の

下に「第四十三条的三的二十六第二項」に

おいて準用する場合を含む。」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下

に「第四十三条的三的八第三項、第四十

三条的三的十九第二項」を加える。

第八十五条第一項第一号中「及び第四

項」を「及び第五項」に、「及び第三項」

を「及び第四項」に改める。

第十八条 核原料物質、核燃料物質及び原子

炉の規制に関する法律の一部を次のように

改正する。

目次中「第四十三条的三的三十三」を

「第四十三条的三的三十四」に改める。

第四条第二号中「もの」の下に「として

原子力規制委員会規則で定める基準に適合

するもの」を加える。

第八条の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る製錬の事業

て原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

## 二 その事業を適確に遂行するに足りる

経理的基礎があること。

**第十六条第一項中「又は第三号」を、**

第三号 第五号又は第六号】に改める。

第十六條の二第三項中「に係る設計及び  
二事の方云一を削り、同項第一号中「萬二

工事の方法】を削り 同項第一号中「第十  
三三萬一千五百四二函段二開一」を「第  
十

三條第一項】を「加工施設に関する設計及  
二事の方云が第一項一二文の

ひ工事の方法が第十三条第一項に改め  
同項第二号中「原工刀規則委員会規則一三

同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「同二施設之關する設計及び二事の方法並

一加工施設に関する設計及び工事の方法が  
原ノ刀規則委員会規則一二故ニ、同項ニ次

原「力規制委員会規則」は改め同項は次

その者の設計及び工事二係の品質管理の一號を加わる。

三者者の詰詰及び工事は係る品質管理の方法及びその検査のための用具が

理の方法及び各の検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術士

原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることを。

の基準に適合するものであること

第一六条の三第二項第二号ロ一處三十万起  
制委員会規則で定める一を「第十六条の四

の二の一に敗める。

第十六条の四の次に次の二条を加える。

## (加工施設の性能の維持)

第十六条の四の一 加工事業者は、加工施

第一回の日本は、原子力規制委員会規則で定め

語の性能を底上げする観点で、定められた技術上の基準に適合するよう、その加

工施設を維持しなければならない。ただ

## 第二編 核原料物質 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

る。

第二十二条の七の次に次の二条を加える。

(加工施設の安全性の向上のための評価)

**第二十二条の七の二** 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く)は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれら

の調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならぬ。

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めることにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方針その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く)は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定によつて届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ず

つて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

四 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

5 加工事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第二十二条の九第一項中「同じ。」は、の下に「第十六条の四の二」を加え、

「第二十二条の七まで」を「第二十二条の七の二まで」に改め、同条第四項中「第六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に改め

る。

第二十四条第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第二十七条第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第二十三条第一項」を「試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の二号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであ

第二十八条第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第二十八条の三の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第二十八条の二の次に次の二項を加える。

(試験研究用等原子炉施設の性能の維持)

第二十八条の三 試験研究用等原子炉施設者は、試験研究用等原子炉施設の性能が

原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう、その試験研究用等原子炉施設を維持しなければならない。

ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

第二十九条第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定

は、第一項の検査について準用する。

第三十一条の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物質を一体として承継させる場合に限る。」

条の三の十第六項中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第四十三条の三の十五第一項ただし書、第四十三条の三の十六第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第四十三条の三の十七ただし書中「第四十三条の三の三十二第二項」を

「第四十三条の三の三十三第二項」に改め

書中「第四十三条の三の三十二第二項」を

「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十一第二項」に改め、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

の三十四第一項」に、「第十六条の五」を

「第十六条の四の一、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に改め、「第四十三条の三の十六まで」の下に「及び第四十三条の三の二十九」を加え、同条を第四十三条の三の三十四とする。

第四十三条の三の三十二第三項中「第四

十三条の三の三十一第二項」を「第四十三

条の三の三十三第二項」に改め、同条を第

四十三条の三の三十三とする。

第四十三条の三の三十一を第四十三条の

三の三十二とし、第四十三条の三の三十を

第四十三条の三の三十一とし、第四十三条の三の二十九を第四十三条の三の三十とし、第四十三条の三の二十八の次に次の一

條を加える。

(発電用原子炉施設の安全性の向上のた

めの評価)

第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設

置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除

き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に

関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又

は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

発電用原子炉設置者は、第一項の評価

を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに

評定の方法その他の原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉について、原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出を原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更するこ

とを命ずることができる。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更するこ

とを命ずることができる。

5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第六十四条の五第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、第四十三条の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

第四十三条の八第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十三条の四第一項」を「使用済燃料貯蔵施設に係る設計及び工事の方法が第四十三条の四第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「使用済燃料貯蔵施設に係る設計及び工事の方法が原原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の二項を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。  
4 前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に

適合しているものとみなす。

第四十三条の九第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十三条の十の二」に改める。

第四十三条の十の二の次に次の二条を加え

（使用済燃料貯蔵施設の性能の維持）

第四十三条の十の二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう、その使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、

第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十三条の十一第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め

る。

第四十三条の十四の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させる場合に限る。）を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「第二項」を

「第三項」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明）

第四十三条の二十六の二 原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行ふ。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三条の五第一項第三号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受

けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならぬ。

第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等の型式の指定

等（以下「型式設計特定容器等」といいう。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定容器等について、外国において当該型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。  
二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。  
二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。

6 第一項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国容器等製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。  
二 原子力規制委員会がこの法律を施行するためには必要があると認めて指定外國容器等製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するため特に必要があると認めてそこの職員に指定外国容器等製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた特定容器等の所在すると認める場所において当該特定容器等、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すこと。

が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 第一項の指定の手続その他の型式の指定に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三条の二十八第一項中「同じ。」は「の下に「第四十三条の十の二」を加え、同条第四項中「第十六条の五」を第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十条の七の二」に、「第四十三条の十一」を「第四十三条の十の二及び第四十三条の十一」に改める。

第四十四条第二項に次の二号を加える。  
七 再処理施設における放射線の管理に  
関する事項

八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第四十四条の二第一項第二号中「その」を「重大事故（核燃料物質が臨界状態になるとその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十八条第一項及び第五十条の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力そ

の他の再処理の」に改め、「及び経理的基礎」を削り、同項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

第四十四条の四第一項中「第六号」の下に「から第八号まで」を加える。

第四十五条第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十条第一項」を「再処理施設に関する設計及び工事の方法が第四十四条第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「再処理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十八条第一項中「措置」の下に「（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）」を加える。

第四十九条第一項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め、同条を第四十六条の二の三とし、第四

十六条の二の次に次の一条を加える。

（再処理施設の性能の維持）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようになり。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十六条の五の見出しを「合併及び分割」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る再処理の事業の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「及び第二号並びに」を「から第三号まで及び」に改め。

第四十八条第一項中「措置」の下に「（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）」を加える。

第四十九条第一項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め、同条を第四十六条の二の二の三とし、第四

加え、「第四十六条の二の二第二項」を「第四十六条の二の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を「対し、」の下に「当該」を加える。

第五十条の「第一項中「有する者」の下に「であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもの」を加える。

第五十条の四の次に次の二条を加える。  
（再処理施設の安全性の向上のための評  
価）

第五十条の四の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、その再処理施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で

定める時期ごとに、当該再処理施設の安全性について、自ら評価をしなければな

らない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定め

2 る場合を除くことはこの限りでない。

て詰合をし、及び分析をし、並びにこれら  
の調査及び分析の結果を考慮して当該  
再処理施設の全体に係る安全性について

総合的な評定をして、行わなければなら  
ない。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」とい

う。)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

#### イ 第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められてから二年以内に設置する

められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

口 保安の確保のための人員の増強、  
保安教育の充実等による事故の発生

の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

一 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至

る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

再処理事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当

該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定め

る事項（第五項において「評価の結果守」という。）を原子力規制委員会に届

り出なければならない。ただし、次条第  
二項の認可を受けた場合（原子力規制委

の限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした再処理事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 再処理事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第五十一条第一項中「及び第四十七条から第五十条の四まで」を「、第四十六条の二の三及び第四十七条から第五十条の四の二まで」に改め、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に、「第四十六条の二の二」を「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第五十条の四の二」に改める。

第五十五条の三第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

及び工事の方法が第五十一条の二第一項に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が

原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五十一条の八第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第五十一条の九の二」に改める。

第五十一条の九の次に次の二条を加える。

(特定廃棄物埋設施設等の性能の維持)

**第五十一条の九の二 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、特定廃棄物設施又は特定廃棄物管理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようこれら施設を維持しなければならない。ただし、第五十五条の二十四の二第一項又は第五十五条の二十五第二項の認可を受けた場合の二十九条の二及び第五十五条の二第一項又は第五十五条の二第二項に於ける当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。**

第五十一条の十第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第五十五条の二に次の二条を加える。

3 第五十五条の二に次の二条を加える。

第五十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第五十六条第十号中「第四十三条の三の下に「又は分割の場合(当該許可に係る

廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。」を「当該合併」の下に「又は分割を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は

分割により廃棄の事業の全部を承継した法人」を加える。

第五十五条の十七第一項中「原子力規制委員会は」の下に「特定廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十五条の三第二号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第五十五条の十第二項」を「第五十五条の九の二」に改め、「ときは」の下に「そ

の」を「対し」の下に「当該」を加える。

第五十五条の二十六第一項中「同じ」とは「の下に「第五十五条の九の二」を加え、「第五十五条の十第二項」を「第五十五条の九の二」に改め、「ときは」の下に「そ

の」を「及び第五十五条の十第三項」を「第五十五条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に改める。

第六十七条第三項中「第四十三条の三の三十一第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項及び第四十三条の二十六の三第一項」に、「同項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、「受けた者」の下に

「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十七条の二第二項中「第十六条の三から第十六条の五まで、第二十八条から第二十九条まで」を「第十六条の三、第十六

適合するもの」を加える。

第五十五条の二に次の二条を加える。

3 第五十五条の二に次の二条を加える。

第六十二条第十号中「第四十三条の三の三の下に「又は分割の場合(当該許可に係る

廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。」を「当該合併」の下に「又は分割を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は

分割により廃棄の事業の全部を承継した法人」を加える。

第六十五条第一項第一号中「第十六条の三第三項」の下に「第二十八条第三項」を「第十六条の五第三項」の下に「第二十九条第三項」を「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に「及び第五十五条の十第三項」を「第五十五条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に改める。

第六十五条第二項中「第十六条の三の三の三第三項」の下に「及び第五十五条の十第三項」を「第五十五条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に改める。

第六十五条第三項中「第十六条の三の三の三第三項」の下に「及び第五十五条の十第三項」を「第五十五条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に改める。

第六十五条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十条の七の二」に、「第五十五条の十」を加え、「第五十五条の九の二及び第五十五条の十」に改める。

第六十五条第五項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十条の七の二」に、「第五十五条の十」を加え、「第五十五条の九の二及び第五十五条の十」に改める。

第六十五条第六項中「第十六条の三の三の三第三項」に、「同項」を「第四十三条の三の三の三第三項」に改め、「受けた者」の下に

「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十五条第七項中「第十六条の三の三の三第三項」に、「同項」を「第四十三条の三の三の三第三項」に改め、「受けた者」の下に

「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十五条第八項中「第十六条の三の三の三第三項」に、「同項」を「第四十三条の三の三の三第三項」に改め、「受けた者」の下に

「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十五条第九項中「第十六条の三の三の三第三項」に、「同項」を「第四十三条の三の三の三第三項」に改め、「受けた者」の下に

「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十五条第十項中「第十六条の三の三の三第三項」に、「同項」を「第四十三条の三の三の三第三項」に改め、「受けた者」の下に

「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

条の四、第十六条の五、第二十八条、第三十八条の二、第二十九条に、「第四十三条の九から第四十三条の十一まで、第四十六条から第四十六条の二の二まで、第五十

三十二第三項を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

一条のハから第五十一条の十まで」を第四十三条の九、第四十三条の十一、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の二の三、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十に改める。  
第六十八条第三項中「のほか」の下に「、「第十六条の二第一項、第十六条の三第三項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十六条の四第一項、第三十七条第五項、第二十七条第五項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十七条第五項」を加え、「及び第四十三条の三の三十一第一項」を「、「第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の八第一項、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項、第四十三条の十一第一項、第四十三条の二十二第五項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第四十六条の二の三第一項、第五十条第五項、第五十一条の七第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の十第一項及び第五十二条の十八第五項」に改める。

三十三第三項に改め、同条第五号の四中  
「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三  
条の三の三十三第三項」に改め、同  
条第五号の五中「第四十三条の三の三十三  
第二項」を「第四十三条の三の三十四第二  
項」に改め、同条第五号の六中「第四十三  
条の三の三十三第三項」を「第四十三条的  
三の三十四第三項」に改め、同条第五号の  
七中「第四十三条の三の三十三第四項」を  
「第四十三条の三の三十四第四項」に改  
め、同条第六号中「又は第三号」を「第  
三号、第五号又は第六号」に改め、同条第  
八号中「第四十六条の二の二第一項」を  
「第四十六条の二の三第一項」に改め、同  
条第十三号の九中「第四十三条の三的三  
二第二項」を「第四十三条の三的三十三第  
一項」に改め、同条第十七号中「第六号」  
の下に「から第八号まで」を加える。  
第八十二条第四号の次に次の三号を加え  
る。

三十三第三項」に改め、同条第五号の四中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第五号の五中「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第五号の五中「第四十三条の三の三十三第三項」を「第四十三条の三の三十四第三項」に改め、同条第五号の七中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同条第六号中「又は第三号」を「、第三号、第五号又は第六号」に改め、同条第八号中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、同条第十三号の九中「第四十三条の三の三十三第一項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第十七号中「第六号」の下に「から第八号まで」を加える。第八十二条第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第二十二条の七の二第三項、第四十三条の三の二十九第三項若しくは第五十条の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四の三 第二十二条の七の二第四項、第四十三条の三の二十九第四項又は第五十条の四の二第四項の規定による命令に違反した者

四の四 第二十二条の七の二第五項、第四十三条の三の二十九第五項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

**第十九条** この法律の施行の際現に附則第十一条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「旧規制法」といふ。）第三条第一項若しくは第四十四条第五条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「旧規制法」といふ。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされている指定、旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条规定第一項、第三十九条第一項若しくは第二项、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十条第一項の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定によりされている許可又は旧規制法第八条第一項、第三十一条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十二条第一項の十二第一項の規定によりされてゐる認可は、それぞれ附則第十五条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条

において「新規制法」という。) 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされた指定、新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条规定、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定によりされた許可又は新規制法第八条第一項、第三十一條第一項、第十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十五条の十二第一項の規定によりされた認可とみなす。

くは第五十一条の十二第二項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ新規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定、新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一一条の五第一項、第五十五条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は新規制法第八条第一項、第三十一条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

**第二十条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に附則第十六条による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「第三号旧規制法」という。）の規定により文部科学大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、附則第十六条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第二十一条

**第二十条** 附則第一條第三号に掲げる規定の施行前に附則第十六条による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「第三号旧規制法」という。)の規定により文部科学大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他、他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、附則第十六条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（これに基づく命令を含む。以下この条に

おいて「第三号新規制法」という。）の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他他の行為とみなす。

### 2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧規制法の規定により文部科学

学大臣に対してもうしてさされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの

### 3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第三号旧規制法の規定により文部科学大

臣に対してさされている申請、届出その他の手続

をしなければならない事項で、同号に掲げ

### 2 附則第一条第三号に規定する第三号旧規制法

のほか、第三号新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申

請、届出その他の行為とみなす。

### 4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

後は、これを、第三号新規制法の相当規定によ

る規定の施行の日前にその手続がされてい

ないものについては、法令に別段の定めが

あるもののほか、同号に掲げる規定の施行

をしなければならないものとみなす。

（これに基づく命令の規定により旧発電用原子

炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者

（第四号旧規制法第二十三条の二第一項に

規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。）

に対してした処分、手続その他の行為又は

同章の規定若しくはこれに基づく命令の規

定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に

係る旧原子炉設置者がした手続その他の行

為は、法令に別段の定めがあるもののか、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の

を有する。

### 第二十一条 附則第一条第四号に掲げる規定

の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉（第四号旧規

制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）以外の旧原子炉（第四号旧規制法第二条第四項に規定する原子炉をいう。次項において同じ。）の設置に係るものに限る。）についてさされている申請は、附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号新規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可についてさされた申請とみなす。

### 第二十二条 附則第一条第四号に掲げる規定

の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定によりされている許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条规定による規定により試験研究用等原子炉設置者がしたものとみなす。

### 第二十三条 附則第一条第三号に規定する第三号旧規制法

（第四号旧規制法第四章の規定若しくは同

条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされい

る認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原

子炉設置者には、それぞれ第四号

新規制法第四十三条の三の五第一項若しくは第十四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされい

る認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原

子炉設置者には、それぞれ第四号

新規制法第四十三条の三の五第一項若しくは第十四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされい

る認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原

子炉設置者には、それぞれ第四号

新規制法第四十三条の三の五第一項若しくは第十四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされい

る認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原

子炉設置者には、それぞれ第四号

条第三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三の三十三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定によりされた認可とみなす。

## 2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、

第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号旧規制法第四十三条の三の第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定による認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものについてされている申請は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の五第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項、同条第三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三十三第二項若しくは同条第四項におい

て準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

## 第二十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉を設置している者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該旧発電用原子

炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第一項第九号及び第十号に掲げる事項を原子弹規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子弹規制委員会は、当該届出に係る事項が第四号新規制法第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、附則第十八条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子弹の規制に関する法律（以下「第五号新規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで）に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

## 3 第四号新規制法第七十一条第五項の規定

は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

## 4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号新規制法第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を原子弹規制委員会に届け出なければならない。

5 原子力規制委員会は、第一項に規定する者が同項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第四号新規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転の停止を命ずることができる。

6 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

## 8 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定による新発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下

の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

**第二十四条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらが第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合を除く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた変更の許可又は変更の許可の申請とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可にあつては同号に掲げる規定の施行後は、當該変更の許可にあつては同号に掲げる規

は第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の規定によりされた届出であつてその届出が受理された日から三十日を経過したものとみなし、当該変更の許可の申請にあつては同号に掲げる規定の施行の日において同項の規定によりされた届出とみなす。

**第二十五条** 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの（次項において「既設発電用原子炉」という。）に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定の施行の日から起算して三十年」とする。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可にあつては同号に掲げる規

定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十九条第一項」と「第四号新規制法第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十九条第一項」と同じく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

附則第一條第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

**二十七条** 附則第一条第五号に掲げる規定による施行の際、附則第十八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号旧規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされている指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三  
条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、

の施行の際現に第五号令規制法第十三条第一項の許可を受けている者（第五項において「加工事業者」という。）は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に

5 原子力規制委員会は、加工事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、  
第五号規制法第一三条第一項の件を又

第五条 新規制定第十三項第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十二条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第五項の規定に依る命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務する

務に關して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前一項の罰金刑を科する。

による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならぬ。

**第二十九条** 附則第一條第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条各項の指定を受けている者(第五項において「再処理事業者」という。)は、同号

4 第五号新規制法第七十一条第六項の規定  
は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。  
5 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を記載した

4 第五号新規制法第七十一条第六項の規定  
は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。  
5 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を記載した



- 第五十一条** 〔略〕  
 (財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)
- 第五十二条** 〔略〕  
 (独立行政法人通則法の一部改正)
- 第五十三条** 〔略〕  
 (原子力災害対策特別措置法の一部改正)
- 第五十四条・第五十五条** 〔略〕  
 (原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
- 第五十六条** 〔略〕  
 (独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)
- 第五十七条・第五十八条** 〔略〕  
 (循環型社会形成推進基本法の一部改正)
- 第五十九条** 〔略〕  
 (特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)
- 第六十条・第六十一条** 〔略〕  
 (行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)
- 第六十二条** 〔略〕  
 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)
- 第六十三条** 〔略〕  
 (独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)
- 第六十四条・第六十五条** 〔略〕  
 (東日本大震災における原子力発電所の事部改正)
- 
- 第六十六条・第六十七条** 〔略〕  
 (独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)
- 第六十八条・第六十九条** 〔略〕  
 (原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正)
- 第七十条・第七十一条** 〔略〕  
 (特別会計に関する法律の一部改正)
- 第七十二条** 〔略〕  
 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
- 第七十三条** 〔略〕  
 (放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)
- 第七十四条** 〔略〕  
 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
- 第七十五条** 〔略〕  
 (平成二十三年原予力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の一部改正)
- 第七十六条** 〔略〕  
 (原予力損害賠償支援機構法の一部改正)
- 第七十七条・第七十八条** 〔略〕  
 (東日本大震災における原子力発電所の事部改正)
- 
- 第八十二条** 〔略〕  
 (国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の一部改正)
- 第八十三条** 〔略〕  
 (福島復興再生特別措置法の一部改正)
- 第八十四条** 〔略〕  
 (独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)
- 第八十五条** 〔略〕  
 (罰則の適用に関する経過措置)
- 第八十六条** この法律(附則第一条各号に掲

げる規定にあつては、当該規定。以下この  
条において同じ。の施行前にした行為及  
びこの附則の規定によりなお従前の例によ  
ることとされる場合におけるこの法律の施  
行後にした行為に対する罰則の適用につい  
ては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののは  
か、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八十八条 (略)

(国家行政組織法の一部改正)

第八十九条 (略)

(文部科学省設置法の一部改正)

第九十条・第九十一条 (略)

(経済産業省設置法の一部改正)

第九十二条 (略)

(国土交通省設置法の一部改正)

第九十三条 (略)

(環境省設置法の一部改正)

第九十四条 (略)

(復興庁設置法の一部改正)

第九十五条 (略)

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第九十六条 (略)

(検討)

第九十七条 附則第十七条及び第十八条の規

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則）

定による改正後の規定については、その施  
行の状況を勘案して速やかに検討が加えら  
れ、必要があると認められるときは、その  
結果に基づいて所要の措置が講ぜられるも  
のとする。

## 附 則

(平成二五年一月三日法律第八二号  
(独立行政法人原子力安全基盤機構の解  
散に関する法律)抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して  
六月を超えない範囲内において政令で定め  
る日から施行する。

注　〔政令で定める日〕＝平成二六年二月政令第  
三七号により、平成二六年三月一日から施行

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃

止)

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃

止)

(原子力規制委員会職員の採用)

第三条・第四条 (略)

(原子力規制委員会職員となつた者に関する  
経過措置)

第五条・第八条 (略)

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃

止に伴う経過措置)

第九条・第十条 (略)

(罰則に関する経過措置)

第十一條 (略)

(政令等への委任)

## 第十二条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律の一部改正)

第十三条 核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律の一部を次のように  
改正する。

目次中「第六章の三 機構の行う溶接檢  
查等(第六十一条の二十四—第六十一条の  
二十七)」を削る。

第十六条の五第三項及び第四項を削る。

第四十三条の三の十一第三項を削る。

第四十三条の三の十二第六項及び第七項  
を削る。

第四十三条の三の十三第三項中「第七  
項」を「第六項」に、「機構」を「原子力  
規制委員会」に改め、同条第五項を削り、  
同条第六項中「前項の規定により通知を受  
けた」を削り、同項を同条第五項とし、同  
条第七項を同条第六項とする。

第四十三条の三の十五第二項を削る。

第四十三条の三の十六第四項中「機構」  
を「原子力規制委員会」に改め、同条第六  
項中「から第七項までの規定は」を「及び  
第六項の規定は」に、「から第七項までの  
規定中」を「及び第六項中」に改める。

第四十三条の九第三項を削る。

第四十三条の十一第三項を削る。

第四十六条第三項を削る。

第四十六条の二の三第三項を削る。

第五十一条の六第三項及び第四項を削る。

第五十一条の八第三項を削る。

第五十一条の十第二項を削る。

十六第一項において「承認容器」という。」

第六十一条の二第四項及び第五項を削る。

第六十一条の七中「第六十八条第十六項から第十九項まで」を「第六十八条第十一項から第十四項まで」に、「第三項及び第六項」を「及び第三項」に改める。

第六十一条の二十三の二第二号中「第六十八条第十六項若しくは第十七項」を「第六十八条第十一項若しくは第十二項」に改める。

第六章の三を削る。

第六十五条を次のように改める。

**第六十五条** 削除

第六十六条を削り、第六十六条の二を第六十六条とする。

第六十七條第四項を削り、同条第五項中

「及び前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十七条の二第二項を次のように改め

る。

項とし、同条第十三項を同条第八項とし、同条第十四項中「第十九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を同条第十一項とし、同条第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第十六項」を「第十一項」に、「き損してはならない」を「毀損してはならない」に改め、同項を同条第十五項とする。第六十八条の二を削り、第六十八条の三を第六十八条の二とする。

第七十条第一項中「又は機構が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為」「指定保険機関が行う処分については」及び「機構が行う処分又はその不作為については次の各号に掲げる検査又は確認の区分に応じ当該各号に定める大臣又は委員会に」を削り、同項各号を削る。

第七十一条第四項中「第六十八条第七項及び第十二項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め、同条第六項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は機構」を削る。  
第七項に改める。

の三の十五第一項」を「第四十三条の三の十五」に改め、同条第二項中「機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては」を削り、同条第三項中「(機構が行う検査又は確認に係るもの)を除く」を削る。

第七十六条中「の規定(機構が行う検査又は確認に係るもの)を除く」を削る。第七十七条中「の規定(機構が行う検査又は確認に係るもの)を除く」を削る。

第七十八条第八号中「第四十三条の三の十五第五項」を「第四十三條の三の十五」に改め、同条第二十四号の二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十八号中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第三十一号中「第六十八條の三」を「第六十八條の二」に改める。

第八十条第八号中「第六十八条第二十項」を「第六十八条第十五項」に改め、同条第十号中「第六十七条第一項」を「第六十七条第一項」に、「に、に限る。」、「第二項第三項、第五項又は第六項」を「を除く。」に改め、同条第十一号中「第六项」を「第八項」に改め、同条第十二号中「第六十八条第十四項」を「第六十八条第九項」に改める。

第八十条の四を削り、第八十条の五を第八十条の四とする。

第八十五条第一項第一号中「第五項」を

「第四項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 施行日前に前条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(これに基づく命令を含む)。次項において「旧規制法」という。

第七十九条 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第八十条 (略)

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

**第十九条** (略)

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

**第二十条** (略)

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

**第二十二条** (略)

(同法附則第十八条の改正規定に限る。)

**第二十三条** 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条

2 この法律の施行の際現に旧規制法の規定により機構に対しされている申請その他行為は、新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣に對してされた申請その他の行為とみなす。(独立行政法人通則法の一部改正)

**第十五条** (略)

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

**第十六条** (略)

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第十六条の五第三項及び第四項を	第十六条の五第三項及び第四項を
び第四項を削る。	四項を削る。

削る改正規定	削る。
第五十一条の十第三項を削る改正規定	第三十八条第三項を削る。
第五十一条の十第三項を削る。	第二十九条第三項を削る。

第五十一条の十第三項を削る。	第三十五条第二項を削る。
第五十五条の二第三項を削る。	第三十五条第二項を削る。

## 附 則

（平成二六年六月一三日法律第六九号  
行政不服審査法の施行に伴う関係法律  
の整備等に関する法律）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。  
(地方公営企業法等の一部改正に伴う調整規定)

2

この法律の規定による改正前の法律の規定

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三条 （略）  
(電気事業法の一部改正に伴う調整規定)

第四条 （略）  
(経過措置の原則)

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作

の提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 （略）  
(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 （略）  
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年五月一八日法律第四二号  
（施行期日）抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴え

注 「政令で定める日」＝平成二九年一〇月政令第二六五号により、平成三〇年一月三二日か

ら施行

附則〔平成二九年四月一四日法律第一五号〕

九

施行期目

**二条** この法律は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔前略〕附則第十三条规定从起算之日起三月内不得超过一年。但因特殊情况，经国务院批准，可以适当延长，但最长不得超过二年。

政令で定める日

施行

四 第二条の規定並びに次条〔中略〕の規定  
定 公布の日から起算して一年六月を超  
えない範囲内において政令で定める日  
注 「政令で定める日」ハ平成二九年二月政令  
第三〇号により、平成三十一年一〇月一日か  
ら施行

ら施行

## (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

置制は開拓する法術の一部改正は併々総通指

**第一条** 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の核原料

## 第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則）

物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「第四号旧原子炉等規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定を受けている者、第四号旧原子炉等規制法の許可を受けている者又は第四号旧原子炉等規制法第五十二条第一項の許可を受けている者（第二条の規定による改正後四第一項若しくは第五十一条の二第一項の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「第四号新原子炉等規制法」という。）第五十七条の四第一項の政令で定める核燃料物質に該当する核燃料物質を使用している者に限る。）についての第四号新原子炉等規制法第十二条の五の二第一項、第二十二条の七の三第一項、第四十四条の三第三項、第四十三条の三の三第一項、第四十三条の二十六の四第一項、第五十条の四の三第一項、第五十五条の二第一項及び第五十七条の二第一項の規定の適用については、第四号新原子炉等規制法第十二条の五の二第二項、第二十二条の七の三第一項、第四十三条の三の三第一項及び第五十七条の二第一項の規定の適用については、第四

### 第三条 この法律の施行の際現に第三

**三条** この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧原子炉等規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定

三四一

によりされている指定、旧原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の三

十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定によりされた認可とみなす。

#### 第十四条 この法律（

### 附則第一条各号に掲げ

第十八条

政府は、この法律の施行後五年以

内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第十五条** この法律の施行によるこの附則の規定によりることとされる場合に施行後にした行為に対することは、なお従前の如き（政令への委任）

**十五条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
**(政令への委任)**

**十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は政令で定める。

(原子力規制委員会による準備)  
**第十七条** 原子力規制委員会は、新原子炉等

(次の法律は、この巻の編集時現在未施行)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

(平成九年六月十三日)  
法律第八十号

改正 平成二年六月一六日法律第七五号

同 二一年二月二日同第一六〇号

同 二一年二月二六日同第一二二号

同 二一年三月一六日同第一一三号

同 二四年二月一八日同第一七八号

同 一七年五月二〇日同第一四四号

平成一九年五月一日法律第三八号

同 二九年四月二四日同第一五八号

同 二九年四月二四日同第一五九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第一条中「研究、開発及び利用」を「利用等」に改める。

第六十七条の二を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の二条を加える。

第六十七条の二 文部科学大臣は、包括的核実験禁止条約(以下「条約」という。)により設立される包括的核実験禁止条約機関(以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。)又は条約の締約国たる外国の政府(以下「締約国政府」といふ。)から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実

験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

2 文部科学大臣は、第六十八条の三第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行つたために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができることとする。

第六十八条の三を第六十八条の四とし、第六十八条の二の次に次の二条を加える。(括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等)

第六十八条の三 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内において、包括的核実験禁止条約機関が指定する区域内の土地又は工作物に立ち入り、土地、工作物その他必要な物件を撮影し、放射能水準を測定し、地震を観測し、土地の状況を調査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、必要な試料の収去(土地の掘削を伴う場合

を含む。)をすることができる。

2 締約国政府の指定する者は、条約で定める範囲内において、前項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会うことができる。

3 第一項の規定により撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第八章中第七十七条の前に次の二条を加える。

2 前項の罪の夫遂は、罰する。

第十七条の二 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

三」を「第六十八条の四」に改める。

十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六十条第三十一号中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」として、第六十八条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

第十八条に次の二号を加える。

十四 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又

は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、

十五 第六十八条の三第二項の規定によ

る立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者 第八十一条の五を同条第二項とし、同条に

第一項として次の二項を加える。

第七十六条の二の罪は、刑法第三条の例

に従う。

**注** 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

目次中「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第一条中「研究、開発及び利用」を「利用等」に改める。

第六十七条の二を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の二条を加える。

**第六十七条の二** 原子力規制委員会は、包括的核実験禁止条約（以下「条約」という）により設立される包括的核実験禁止条約機関（以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。）又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対し説明を行ふために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対

し、その要請に係る事項に關し報告をさせることができる。

2 原子力規制委員会は、第六十八条の二第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に對して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に關し報告をさせることができる。

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の二条を加える。

（包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等）

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の二条を加える。

（包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等）

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の二条を加える。

（包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等）

**第七十六条の二** 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第七十八条第三十一号中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第七十八条第三十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十条に次の二号を加える。

十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避

した者

2 締約国政府の指定する者は、条約で定める範囲内において、包括的核実験禁止条約機関が指定する区域内の土地又は工作物に立ち入り、土地、工作物その他必要な物件を撮影し、放射能水準を測定し、地震を観測し、土地の状況を調査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、必要な試料の収去（土地の掘削を伴う場合を含む）をすることができる。

締約国政府の指定する者は、条約で

定める範囲内において、前項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会うことができる。

3 第一項の規定により撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十四章中第七十七条の前に次の二条を加える。

した者

第八十条の四を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第七十六条の二の罪は、刑法第三条の例に従う。

## 附 則

改正 平成一九年五月一日法律第 三八号

(施行期日)

1 この法律は、包括的核実験禁止条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第二百六十号）の施行の日前である場合には、同法第九百四条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十七条の二の改正規定に係る部分に限る。）中「第六十七条の二第二項」とあるのは、「第六十七条の三第二項」とする。

3 この法律の施行の日がテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第二百二十一号）の施行の日前である場合には、同法附則第二条第二項中「第七十六条の四」とあるのは、「第七十六条の五」とする。

全管理審査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第七十八条の規定により第五十一条第三項若しくは第五十五条第四項の登録を取り消し、又は登録安全管理審査機関に対し安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録安全管理審査機関が天災その他の事由により安全管理審査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該安全管理審査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により安全管理審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における安全管理審査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

〔核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係〕

**第一百十二条の三** 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画に係る要件に掲げる要件（第三項第一号に掲げる要件を除く。）に適合するものとみなす。

3 原子炉等規制法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画（同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る要件に掲げる要件に適合するものとみなす。

原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めることから施行する。

2 第一項中「発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画」を「設計及び工事の方法その他の工事の計画」を「設計及び工事の計画（以下この条において「設計及び工事の計画」という。）」に改め、「当該」の下に「設計及び」を加え、第三項中「発電用原子炉施設の設置又は変更の」を「設計及び」に改め、「当該」の下に「設計及び」を加え、第三項中「第四十三条の十一第一項の規定による検査を受け、これに合格した」を「第四十三条の三の十第一項の規定による確認を受けた原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号

一項の規定による検査を受け、これに合格した発電用原子炉施設である特定事業用電気工作物に対する第四十九条第二項の規定の適用については、当該特定事業用電気工作物が同項第二号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。）又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条第三項第一号に掲げる要件に適合しているものとみなす。）に適合しているものとみなす。

注 第一～三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めることから施行する。

に規定する」に改める。

<sup>4</sup> 第五十一条、第五十二条、第五十四条及び第五十五条の規定は、原子炉等規制法及びこれに基づく命令の規定による検査を受けるべき原子力発電工作物については、適用しない。